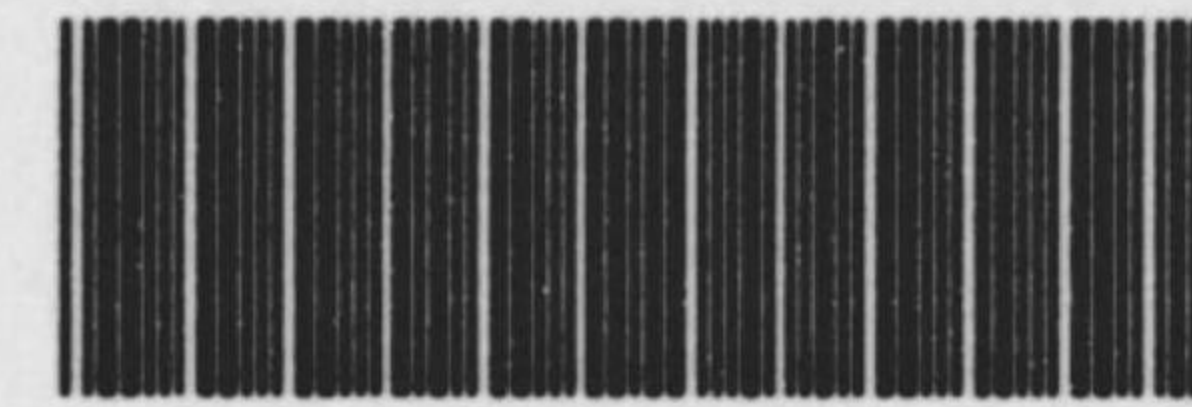


369.12
Si 298t



* 0040031000 *

0040031-000

369.12-Si298t


賭博に関する調査

司法省調査課・編

司法省調査課

1927

AGI



4J 43

料資法司

號一十二百第

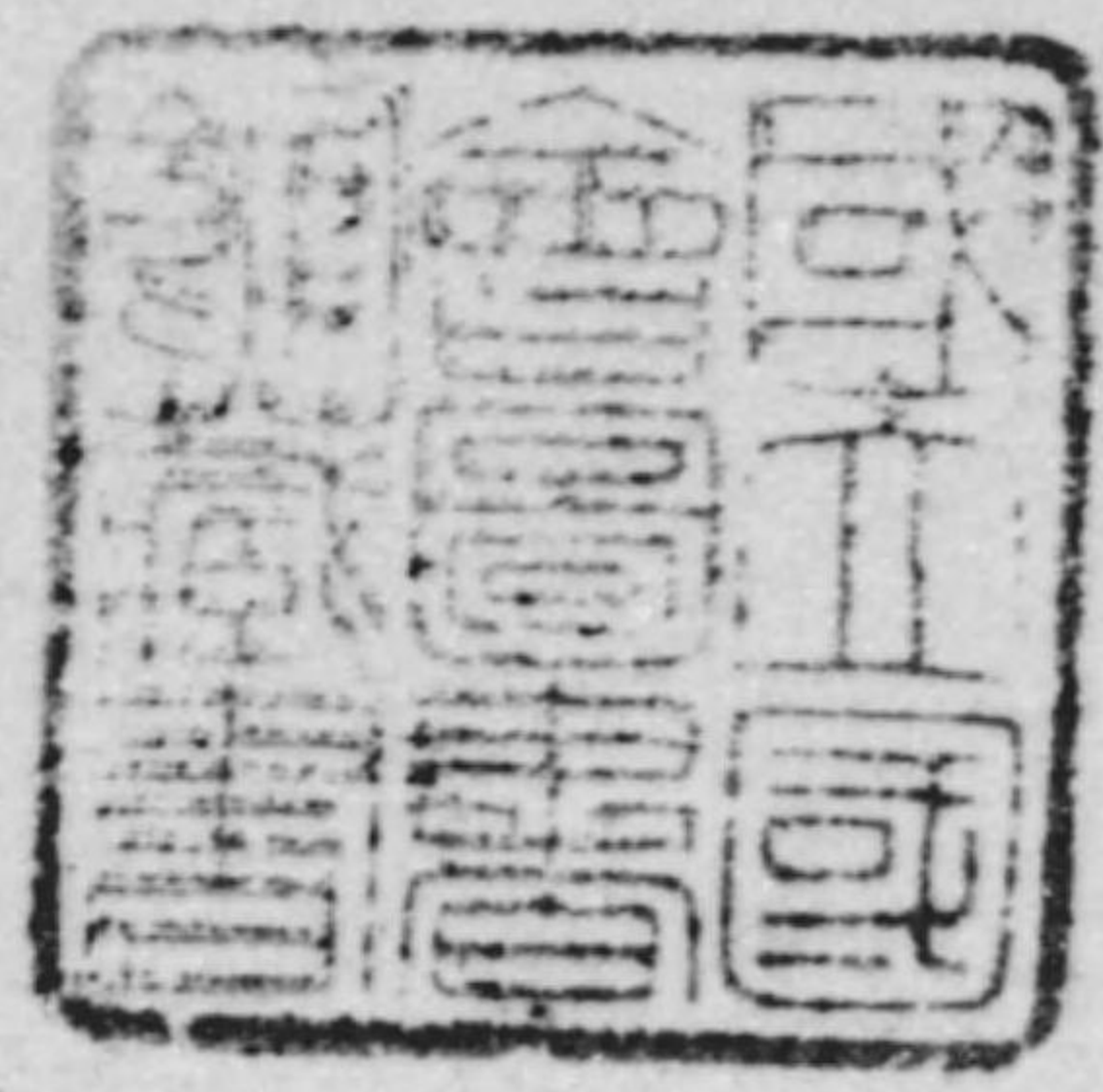
賭博に關する調査

【禁轉載】(昭和二年十一月)

司法省調査課

369.12

S1298t



418798

本號には名古屋控訴院管内に於ける賭博に関する調査の結果を蒐録したり。

本調査は名古屋管内に於て檢察事務處理の便宜上多年の努力に依り蒐集調査せられたる貴重の資料にて
司法各部に配布し實務處理の参照に供するは頗る有益なるを思ひ檢事正吉良辰次郎氏の許諾を得本資料に
蒐集することとし筆寫に代へて排印す。

昭和二年十一月

司法大臣官房 調査課

司法資料第一號に「定型ある犯罪の調査」と題し賭博の方法に關する詳細の説明あり實務家の至便とする所なりしが我名古屋市中心として當地方に流行する賭博の種類及方法は多少これに相違し又は殆どこれと類を異にするものあり依て本年三月檢事松阪廣政同高木常七兩氏にその違異するものの調査を託したるに同四月松阪檢事は東京に轉任し爾後高木檢事専らこれに當り遂に同氏に依りて完成したりその調査詳密にして敘事明晰頗るその要を得當地方特有の賭博は網羅し盡せりと謂ふを得べく今後前記司法資料と俱に執務上の利便多大なるものあるべし茲に調査の顛末を録す。

大正十二年七月

名古屋地方裁判所 檢事正 吉良辰次郎

管名
古屋
賭博
要覽

目次

緒言

第一章 賭具の種類	七
第一節 骨牌	八
第一款 花札	八
第二款 テンシヨ札	一三
第二節 骨子	一九
第二章 闘戯の方法	二〇
第一節 親見	二〇
第二節 札の交ぜ方及撒き方	二二
第三節 賽の振り方	二四
第四節 錢付	二三
第五節 胴金竝に答へ店	二四
第六節 廻り胴	二五
第七節 寺錢	二七

第三章 骨牌を使用する賭博

第一節 ハンカン.....二六

第一款 手中.....二六

第二款 張り分け.....二六

第二節 京カブ.....二六

第三節 引カブ(又は打カブ).....二九

第四節 カブ作り(又はエイ目作り).....四三

第五節 ポーピン及ポニー.....四二

第六節 ショツシヨ(又はヒヨコ).....四四

第七節 イスリ.....四四

第八節 テンシヨ.....四九

第九節 四一(又は金吾、ドサリ).....五三

第十節 本花.....五八

第十一節 オチ(ムシ).....六三

第十二節 其他の花合せ.....六四

第十三節 シヨニバン.....六五

第十四節 トコ〜.....六七

第十五節 ヤリトリ(又は挿し繪)、ヤリトリトコ〜.....六八

第十六節 スベタメクリ(又は千十).....六九

第十七節 六一(又は繪本引).....七二

第四章 骨子を使用する賭博

第一節 丁半.....七六

第一款 組合せ丁半.....七六

第二款 喰ひ廻り丁半(又はサク胴).....七八

第二節 ヨイド(又は五カツバ).....七八

第三節 因果振(又は振り目).....一〇四

第四節 賽カツバ.....一〇七

第五節 狐チヨボ、チヨボ一.....一〇九

第五章 網を使用する賭博

第一節 三割.....一〇九

第二節 本引.....一一三

第六章 相場に関する賭博

第一節	石張	二四
第二節	スンタン	二四
第三節	白黒(又は一・二)	二五
第四節	近目	二五
第五節	借米	二六
第七章	その他の賭博	二七
第一節	金振	二七
第二節	芋將棋	二七
第三節	引出シ	二八
第四節	タヤト	二八
第五節	胴張	二九
第六節	合羽	二九
第七節	三カツバ(一・二・三)	二九
第八節	日メクリ丁半	三〇
第九節	字スベ(又は字カス)	三〇

司法資料
第二百一十一號

賭博に関する調査

緒言

凡そ、賭博をしようと云ふ程の者には、一條の繩、一片の土塊と雖も、屢々其對象と爲り得るのであるから、賭博の種類方法も亦、自ら千差萬別にして、殆ど枚舉に遑がないのである。

けれども、本篇は、曩に司法省調査課に於て發行したる、司法資料第一號、「定型ある犯罪の調査」(賭博編)の附録として、主として、愛知縣下に流行し、且つ屢々刑事事件として、顯るゝことあるべき、賭博の種類方法を調査し、執務上の参考に資せんとするに在るので、之を以て凡ゆる賭博の種類を説き盡くさうとするのではない。

從て、母冊に於て、詳説せられて居るものに就ては、重ねて細叙するの煩を避け、唯だ其内の一、二此の地方獨特の色彩を加味せられて居るものみに、多少の蛇足を加へることにする。

第一章 賭具の種類

此の地方に於て用ひらるゝ賭具は、他の地方同様、主として骨牌と骨子とである。けれども、綱、碁

石、豆、將棋の駒等の用ひらるゝこと、必ずしも絶無ではない。

第一節 骨牌

骨牌は、花札とテンシヨ札との二種が、最も多くの場合に用ひられるが、庄屋券（シユッケン又はパンバンとも謂ふ）、十二支を描いた繪札、百人一首札等の使用せらるゝ場合も、少くはない。

けれども、所謂玄人の賭博者に於て、百人一首札、十二支札等の使用せらるゝが如きことは、絶無と謂つて宜い。蓋し之等の札は、多くの場合、其の製造が粗悪にして、紙形の大小、紙質の不揃等、逆も眞劍の勝負を爲すに適當しないからである。

第一款 花札

花札に就ては、母冊に詳しく述べられてあるから、茲に縷説を要しないが、札の月順及貫目に、他の地方と異つた所が、大分あるから、左に少しく其差異に就て、述べて見度いと思ふ。

關東方面では、松が一月、梅が二月、櫻が三月、藤が四月、杜若が五月、牡丹が六月、萩が七月、山が八月、菊が九月、楓が十月、雨が十一月、桐が十二月であるが、此の地方では、松が一月、雨が二月、櫻が三月、藤が四月、杜若が五月、桐が六月、萩が七月、山が八月、菊が九月、楓が十月、牡丹が十一月、梅が十二月である。

又貫目は、他の地方では、原則として、短冊物の札は其青たると赤たるとを問はず、何れも五點、生き

物（動物の居る札但し松に鶴を除く）の札は、各十點、光り物（松に鶴、櫻に幕、山に月、桐に鳳凰）並に「雨に小野道風」の札は、各二十點、其餘の素札は總て一點宛とし、合計を二百六十四點と定められてあるが、此の地方では、

短冊物	十枚	各五點
藤 = 郭公		
萩 = 猪		
山 = 雁		
菊 = 盃	七枚	各十點
雨 = 小野道風		
雨 = 燕		
牡丹 = 蝶		
杜若 = 八ッ橋		
楓 = 鹿	三枚	各二十點
梅 = 鶯		
松 = 鶴		
櫻 = 幕		
山 = 月	四枚	各三十點
桐 = 鳳凰		
素札	二十四枚	各一點

合計三百二十四點としてある。

「札の名稱」

札の名稱にも特殊の呼び方がある。

(一月)

松

ガスビン

松ニ短冊

ゴセンツン又は赤ビン

松ニ鶴

アザビン又はカボチャビン、ツルビン

(二月)

雨

ガスニ又はガスノオベンチヨ

雨ニ短冊

赤ニ又はオベンチヨニ (其繪の形女陰に似たるに因る)

雨ニ燕

青ニ

雨ニ小野道風

太鼓ニ (テンシヨ札の二月の札に太鼓の如き繪が描きあるに因る)

(三月)

櫻

ガスザン

櫻ニ短冊

赤ザン

(四月)

藤

ガス四

藤ニ短冊

赤シ

藤ニ郭公

青シ

(五月)

杜若

ガス五

杜若ニ短冊

赤五

杜若ニ八ツ橋

青五

(六月)

桐

ガス六

桐ノ下半赤色ノ物

赤六

桐ニ鳳凰

青六又はネジ六、大ロク

(七月)

萩

ガス七

萩ニ短冊	赤七
萩ニ猪	青七
山	ガス八
山ニ雁	赤八又はガンバチ
山ニ月	青八又は大ボーズ <small>オホボーズ</small>
菊	ガス九
菊ニ短冊	赤九
菊ニ盃	青九
楓	ガス十
楓ニ短冊	赤十
楓ニ鹿	青十

(十月)
牡丹 ガス馬 (テンシヨ札の十一月の札には馬の繪が描きあるに因る)

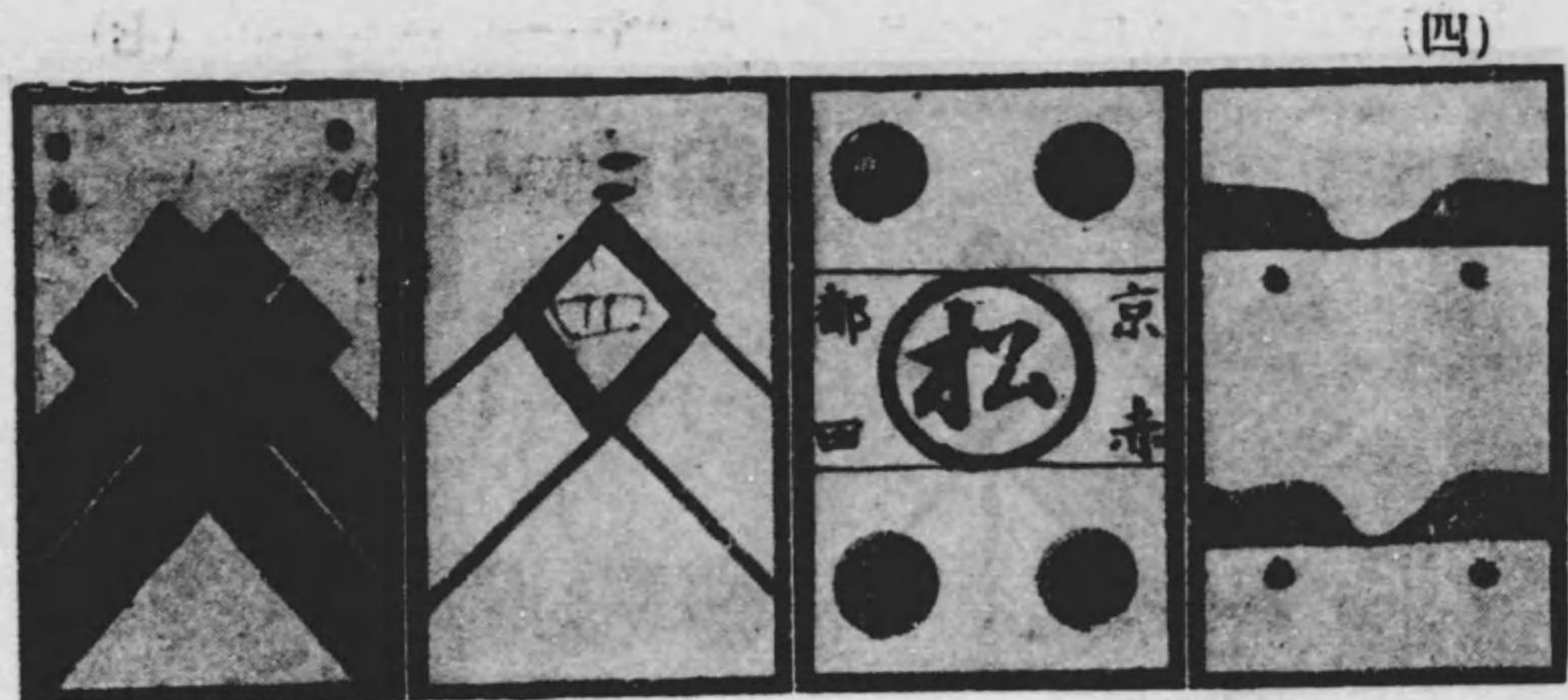
牡丹ニ短冊	赤馬
牡丹ニ蝶	青馬
梅	ガスギリ又は梅ノスツダ

梅ニ短冊	赤ギリ
梅ニ鶯	青ギリ (ギリは桐に非ずして、ヒンからギリ迄のギリ、十二月を意味す)

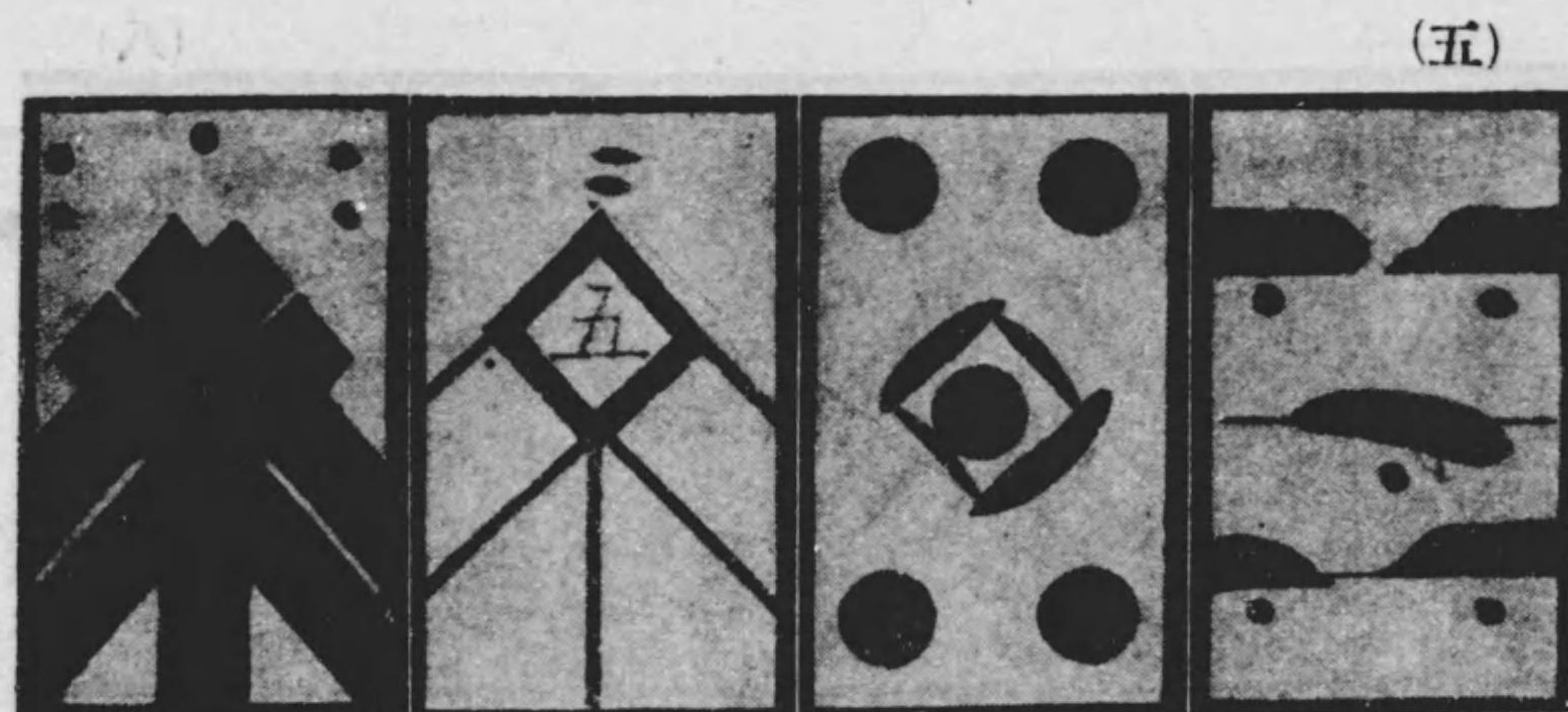
但し短冊物の内、特に菊と楓と牡丹の三枚は、特に「花合せ」の場合には、右の如く「赤」と呼ばれずして、「青」と呼ばれることになつて居る、青色の短冊が附いて居るからで、「青經」等呼ばれる。

第二款 テンシヨ札

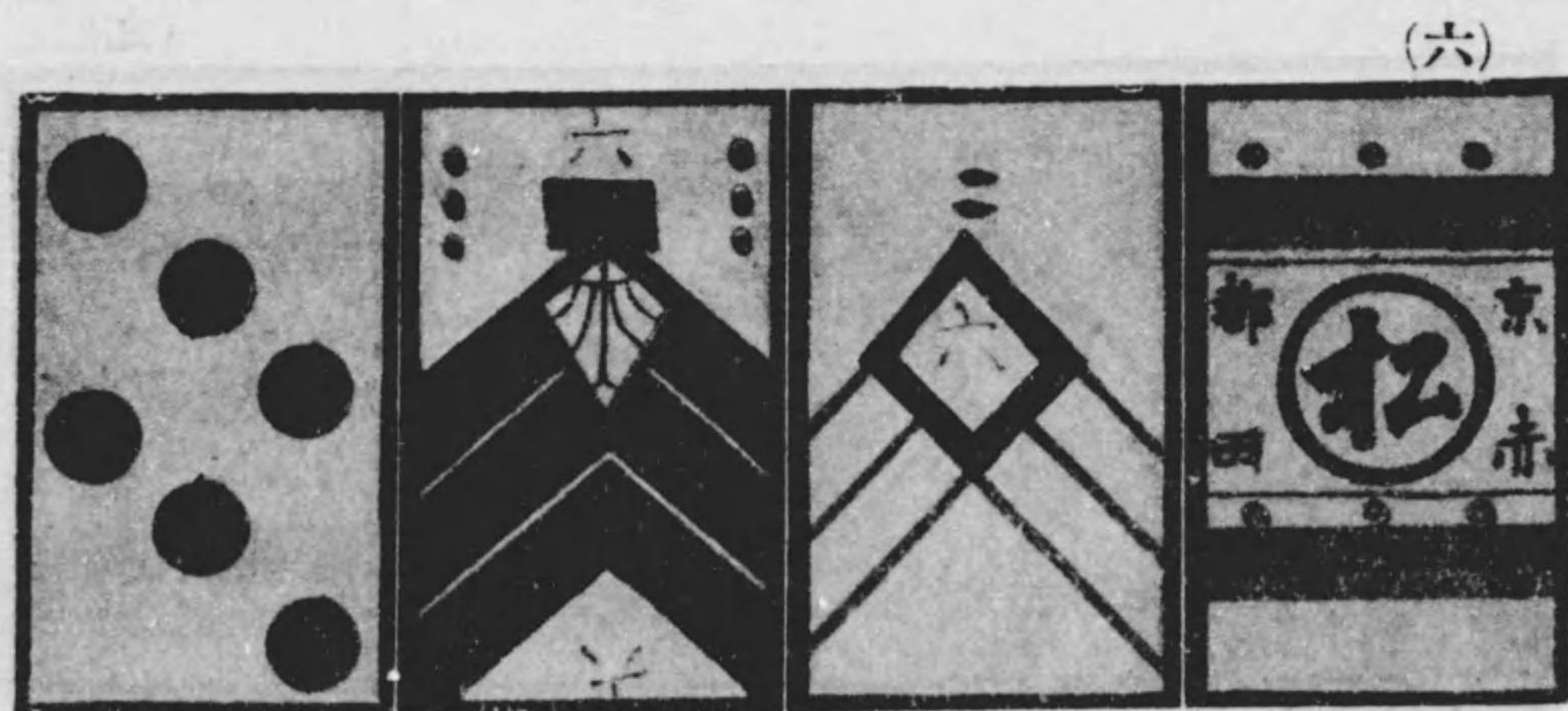
「テンシヨ札」は「金吾の札」とも呼ばれることがある。點や線を按配して、着物の縞柄の如き物を、描いた札を謂ふのである。札の名稱及貫數は次の通りである。



四 青 四 赤 四 スガ 四 スガ
四 一 一 一



五 青 五 赤 五 スガ 五 スガ
五 一 一 一



六 豆 六 青 六 赤 六 スガ
六 十 一 一 一

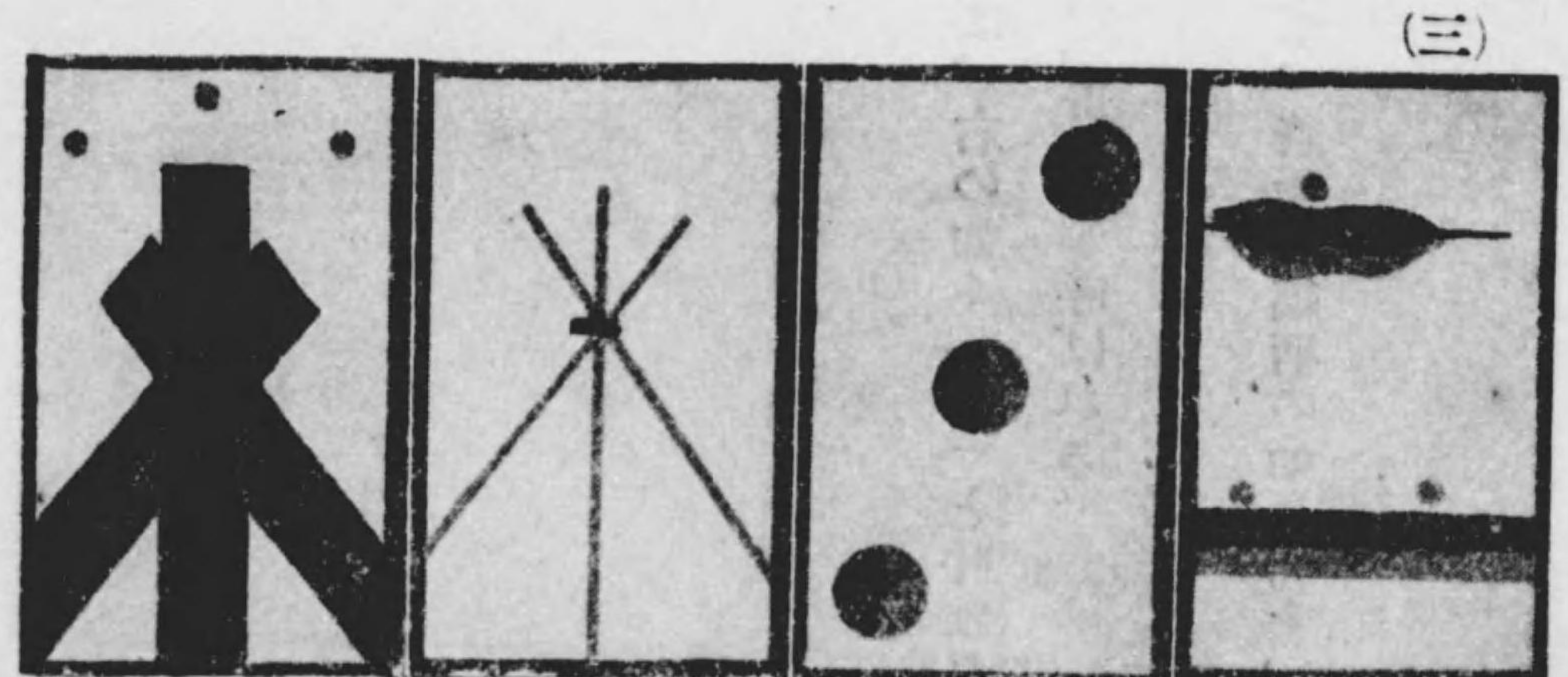
一五



ンピロド ンピカア ンピスガ ンピスガ 稱名
五十 五 一 一 目貫

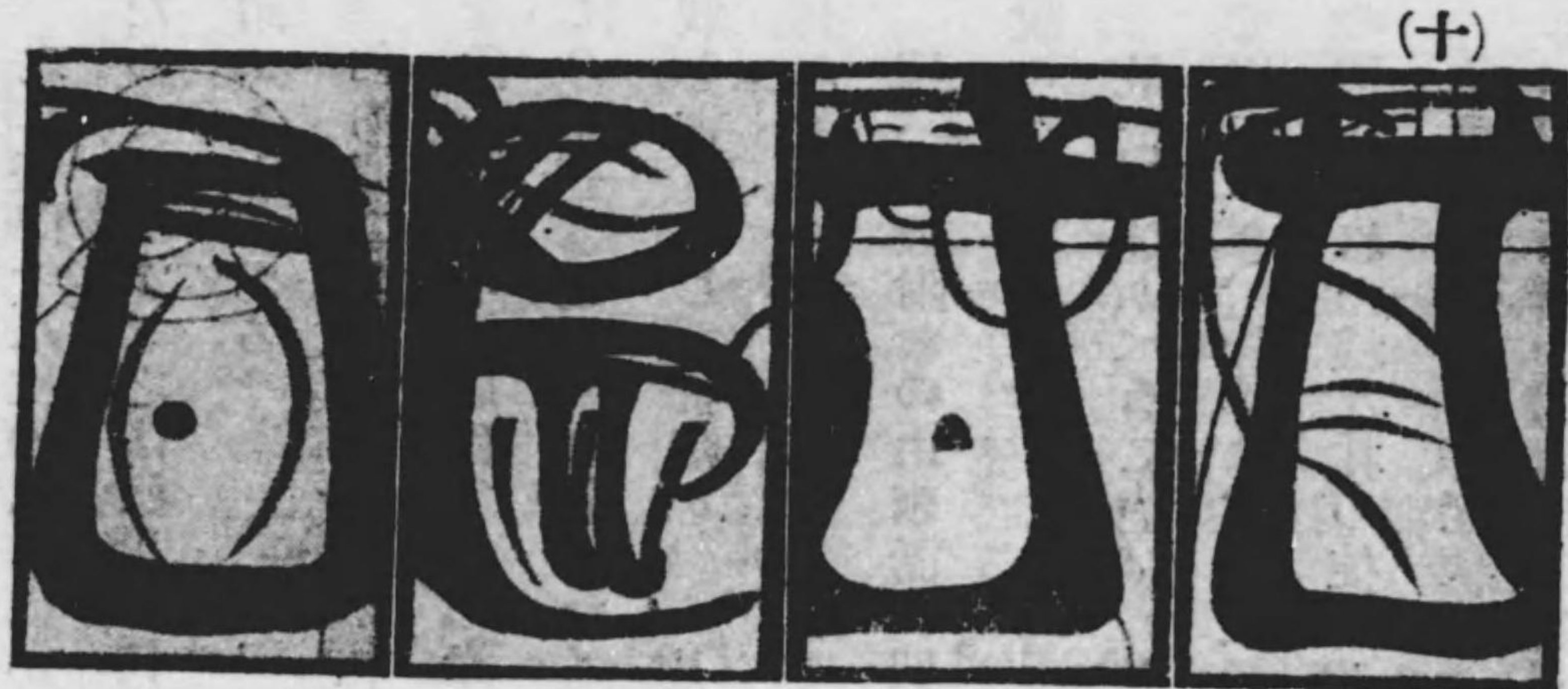


ニ 鼓太 二 青 二 赤 二 スガ 稱名
十 十 一 一 二のリアネは久 目貫



ンザ青 ンザ赤 ンザスガ ンザスガ 稱名
三 一 一 一 目貫

一四



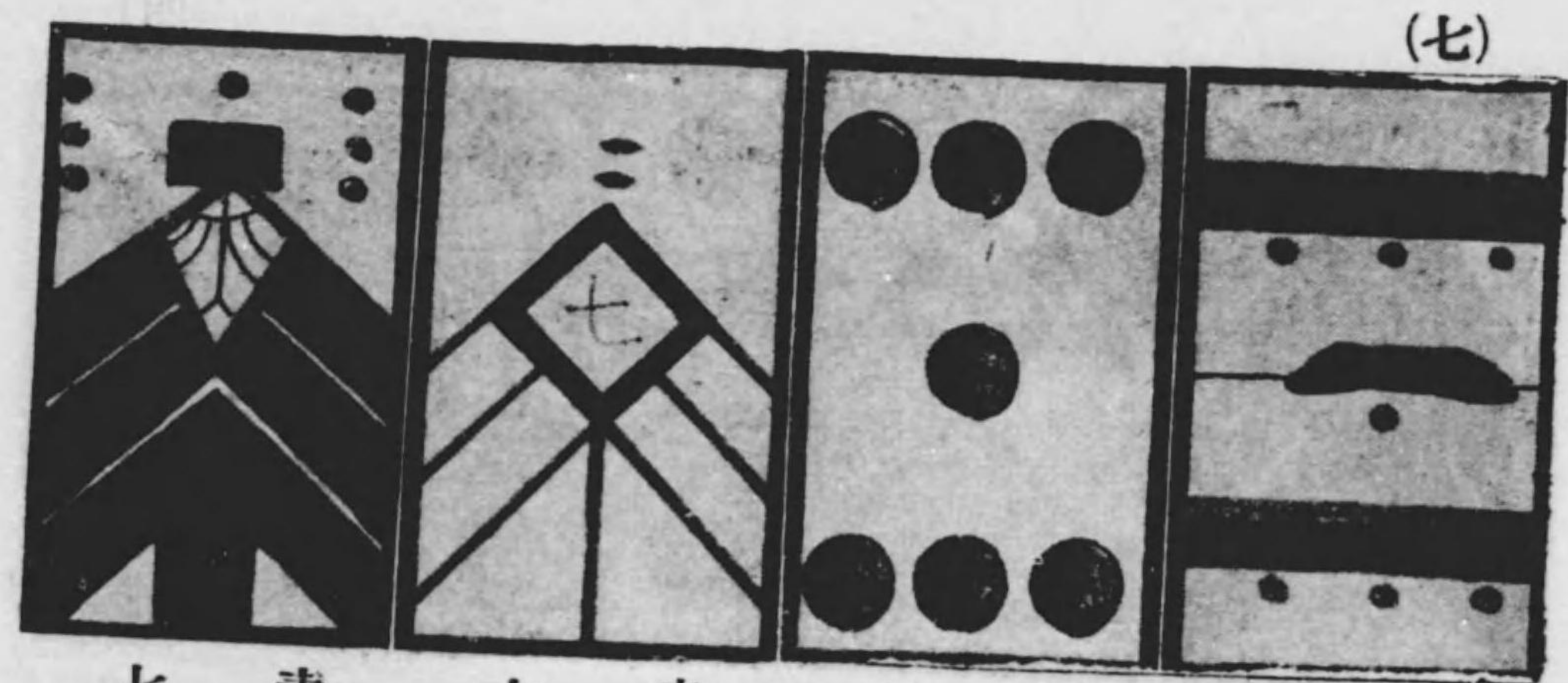
十 青 十 赤 十 スガ 十 スガ
十 十メルスは又 一 一



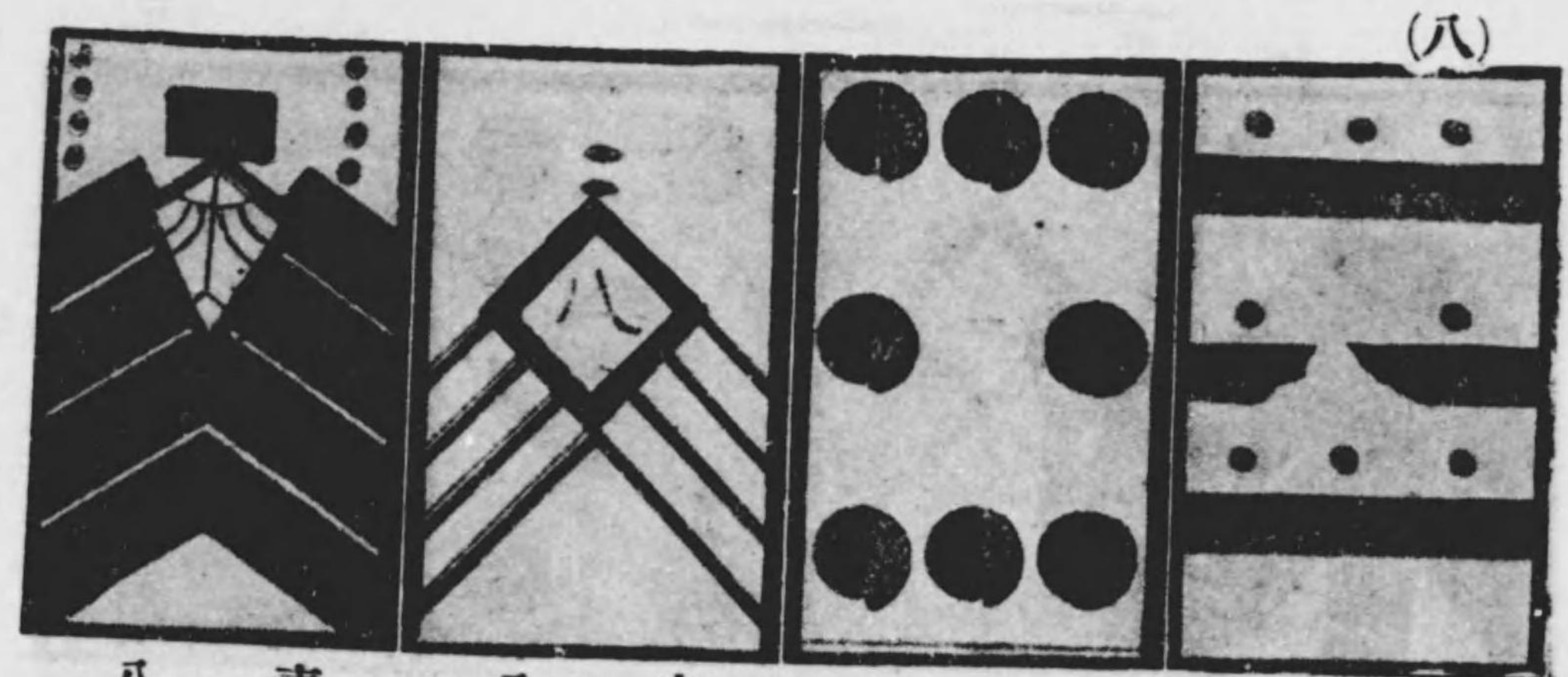
馬 青 馬 赤 馬 スガ 馬 スガ
一十 一 一 一



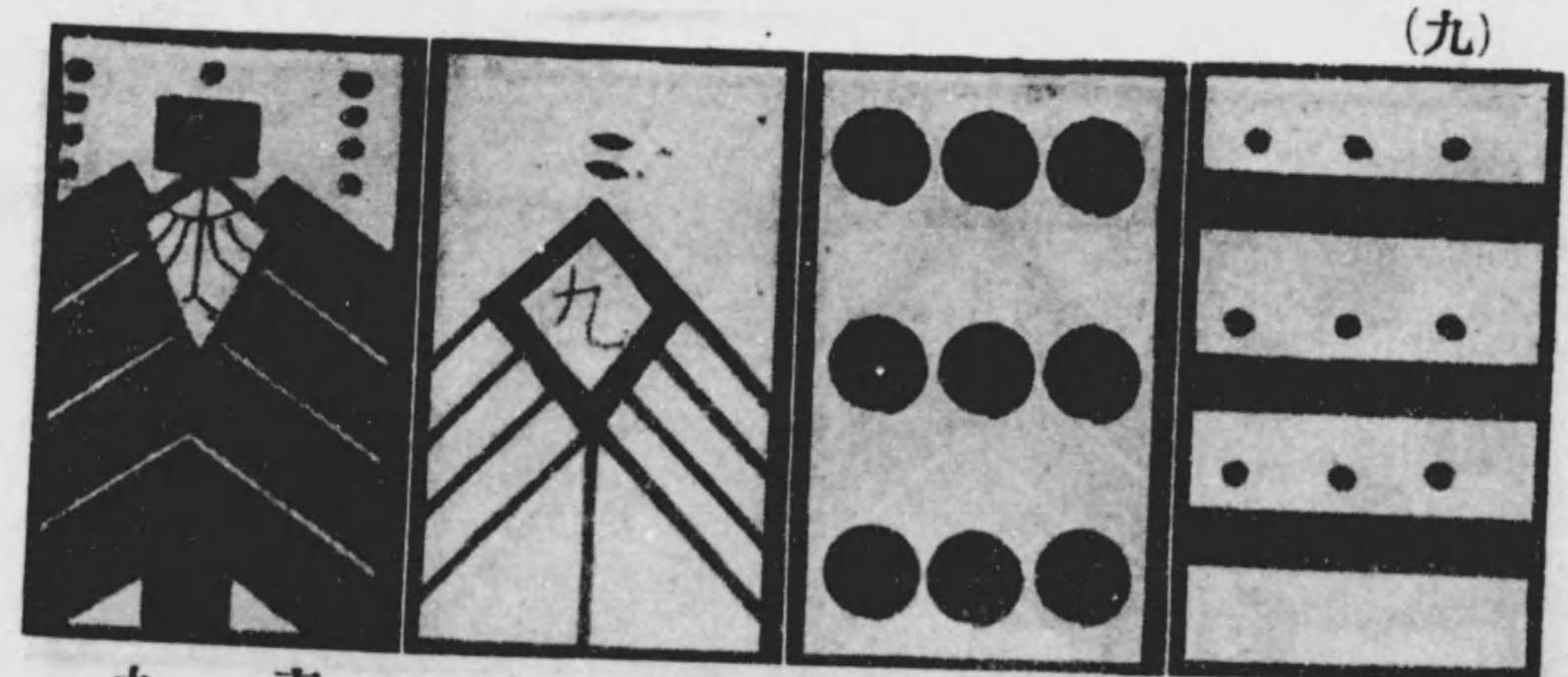
リギ 青 二十 一 一 一
リギスガ 一 一



七 青 七 赤 七 スガ 七 スガ 稱名
七 一 一 一 目貫



八 青 八 赤 八 スガ 八 スガ 稱名
八 一 一 一 目貫



九 青 九 赤 九 スガ 九 スガ 稱名
九 一 一 一 目貫

之れ等四十八枚の札に描かれた繪は、一體何物を象つたものであるかに就ては、久しく疑問を懐いて居たのであるが、之は徳川時代の罪人が、刑場に牽かれて、仕置を受ける時の模様を、圖案化したものだと謂ふことである。

即ち、二月より九月迄の札に描かれて居る、青の打つ違ひの線は、竹矢來を象つたもの。赤色の線は槍を象つたもの、(成程二月の赤札には、其槍の上に人の首が描かれてあるのが見える。)十月の札は、獄門臺に、首を曝した所を象つたもの、十一月の馬は、罪人が乗せられる裸馬を描いたもの、十二月の札は、罪状を書き誌した紙幟を、一月の札は人間の膽ハタを、二月の十點札(太鼓二)は、獨體を、點や丸は、天の星を何れも象つたものだと言ふことである。

稍、牽強附會の由來話に似ては居るが、左様に思つて見れば、左様に首肯出來ないでもない處に、この説の生命がある。

最後に述ぶべきことは、凡そ賭博の常習者、殊に渡世人と謂はるゝ類の賭博者の間に於ては、賭具として用ふべき、骨牌は、一度の勝負毎に、必ずあら(新)のものを用ふると謂ふことである。使ひ古した、角の摺り切れた様な札の使用せらるゝが如きことは、殆ど無いと謂つて宜からう。

其理由は、夫れ等老練な賭博者の間に於ては、一度札を使用せられれば、大抵其札が判つて仕舞ひ、如何に之を裏返しに伏せて置いても、其表の繪が何であるか位は、一目で讀めて仕舞ふのであるから、何度

も使はれた札では、殆ど勝負にはならないのである。況んや、角の摺れ切れ、又は爪の痕等の附いた古い札に至つては、玄人の間では殆ど賭具としての價値を認めることが出來ないのである。故に偶々證據品として、押收せられた札を取出し、其の殆ど數年に涉つて、使ひ古されたものと認めらるゝ、手摺れの跡を看取し、其札の所有者を以て、如何にも賭博の常習者なる如く、認定することは、頗る危険なりと謂はねばならないのである。

第二節 骨子

骨子は普通「賽」又は「賽コロ」と呼ばるゝ賭具で、特に説明の限りではないのであるが、之を伏せる器具に就ては、少しく説明の要を見るのである。

關東では、賽を振つて伏せる器を「壺策」と呼んで居る様であるが、此の地方では、「壺皿」と呼んで居る、而して其器には多く茶碗を用ひられる。

併し、茶碗其儘を用ひては、音響が強く、屋外に聞ゆる虞があるのみならず、老練なる賭博者には、其音響に依つて、賽の目を聴き分けられる憂もあるから、通常之に罅ヒを入れ且内側に紙を貼つて、音響を消す手段を講ずる。

罅を入れるには、普通茶碗を強く火で焙り、それを直に水に投ずるのである。又内側に貼る紙は、「モリシタ」と稱して、傘を張るに用ふる紙を、細長く、先きの方を一分位、元の方を二分或は三分位に切つ

て、それを茶碗の内側に狭き方を内にし、放射状に貼り詰めるのである。通常二重法に貼られるさうである。併し、この紙の貼り方には、頗る繊細な技巧を要し、貼り方の、いかがはしい壺皿は、不正壺として、屢々物議の種子になるのみならず、實際屢々、不正賭博に使用せられるのである。

第二章 鬪戲の方法

各種賭博の鬪戲方法を説明する前に、先づ各種鬪戲に通じて行はるゝ、一般的方式を、説明して置く方が、便利なりと思考せられる。

第一節 親 見

賭客同志の勝負には、餘り必要の無いことであるが、胴親と賭客(胴親に對して「側」又は「側師」と呼ばれる)との勝負には、必ず先づ、誰が最初に胴親たるべき乎を決定するの必要がある。胴親を決定する方法を「親見」と謂ふのである。

親見をするには、骨牌賭博に在つては、各自、場に伏せてある骨牌の中より、札を一枚宛引き、又は誰か一人が其札を一枚宛配り(中盆の居る場合には、中盆が配る)、各自の札を對照して、最も高目の札を得たものを、最初の胴親と定め、又骨子賭博に在つては、各自、骨子を振つて見て、最も高目を振つた者を最初の胴親とし、その後は大抵側が交替で胴を取る事になつて居る。

けれども、尙一層正確を期する場合には、骨牌を右の如く一枚宛では無く、二枚宛配り、最後に一枚を場に曝し、各自の二枚とこの一枚と、三枚で後章に於て述べる「カブ作り」の方法で、カブ目を作り、又骨子は二個以上を振つて、其出目を合算し、最も高目のものを定める場合もある。

第二節 札の交ぜ方及撒き方

骨牌賭博に在つては、骨牌が唯一の賭具となるのであるから、勝負を始める前には、必ず善く其札を、交ぜ合せなければならぬ。最初親が之を、つき交ぜることになつて居るが、之を「ツ、ク」又は「突ク」と謂つて居る。札を切ると謂ふのは、この事ではない。

けれども、親のツ、イタ札は、或は親に有利にツ、カレテあるかも知れないから、之を撒く前に、「側」をして、今一度交ぜさせるのである。普通には「側」は二つに之を割つて、上半にあつた札を下に、下半に在つた札を上、重ね替へて、親に返す。之を「切ル」と謂ふのである。

次に、其札を場に撒くに付ても、一度に何枚もの札を撒くことを避ける様にする。即ち場に九枚、側に六枚宛分けると謂ふ如き場合には、先づ、場に三枚を撒き、次に側へ三枚宛配り、再び場に三枚撒き、側にも三枚宛配り、最後にもう三枚場に撒くと謂ふ風にし、親に於て自分に有利な「作り込」を爲す機会を、なからしめ様とするのである。

第三節 賽の振り方

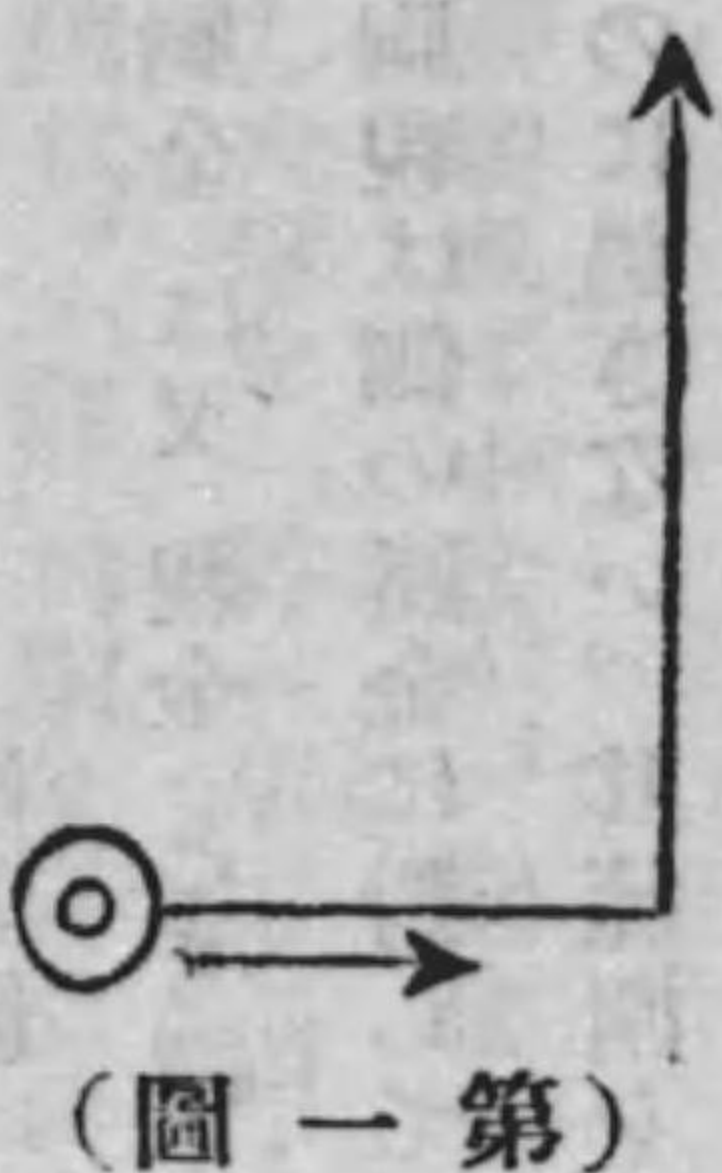
骨子賭博に在つては、賽を振ることが、最も重要な方式になつて居る。けれども賽を振ると謂ふことは、決して簡単容易なものではない。之にも種々厳格な方式を、定めて居る。

「組合セ丁半」の如く、賽振り(組合セ丁半では、肩又は壺と呼ばれる)自身が、其振つた賽に對して、先づ丁とか半とか口を切り、夫れに賭金しようとする賭博に在つては、賽振りに於て、自分に有利な目を作り込まうとする誘惑が、頻繁に起り且つ、其不正行爲を爲し得る地位にもあるのであるから、斯る場合の勝負には、特に厳格な方式を設けてある。

即ち斯る場合の勝負に於ては、賽を振る者は、絶対に其賽を手を持つてはならぬことになつて居る。而して之を壺皿に入れて振る場合にも、手で撮んで壺皿の中へ入れるのではなく、賽を盆産の上から、壺皿で掬ひ取るのである。それをコロ／＼と皿の中で振つて、それから場へ打ち伏せるのであるが、この場合にも、壺皿の中を覗き込む様にしてはいけぬ。壺皿の内側は成るべく、「側」の方へ向けて振るのである。

又壺皿を場に伏せた場合にも(壺皿を場に伏せることを「打つ」と謂つて居る)、之を打ち切りにはならない。ポント場に打つたら、それを更に拇指を以て、ポント一尺五寸許りも前へ蹴るのである。之を「打ち流ス」と謂つて居るが、賽は其ハツミを喰つて、壺皿の中で跳ね返る故、横著なる壺振が、假に好い目を作つて置いたにしても、之に依て打壞されて仕舞ふの道理である。

併し、もつと本式に違ふことになる、鍵の手に打ち流すのださうである。即ち打つた壺皿を右の方へ一直線に摺つて行き、それからばんと前へ、右の直線と鍵の手になる様に蹴るのである。(第一圖参照)



關東方面では、右の如く打ち流す代りに、「足を付ける」と稱して、打つた壺を手前へ引き摺ることにして居る様であるが。此の地方では左様な遣り方ではないのである。

それから右の如くにして打ち流した壺皿を抜く場合には(壺皿を開けることを「抜く」と謂ふ)、直ぐに抜かずに、少しく手前へ引いてから抜くことになつて居る。之は賽が壺皿の縁に引つ掛つて、壺皿を抜く拍子に轉ぶ虞があるからである。

第四節 錢 付

骨牌賭博たると、骨子賭博たるとを問はず、胴親と側とが勝負する賭博では、賭金の取扱は總て、胴親に於て爲るのが通例であり、且つそれが正常なことでもある。

けれども、若し「中盆」が来て居る場合には、胴親は全く弄ぶことさへも出来ない。其世話は、凡て中盆がすることになつて居る。之は、中盆は、親分の代理者として賭場に臨み、親分の爲めに賭博を開張して、勝負を監視し、或場合には賭金に關して起る紛議を裁斷しなければならぬのみならず、寺錢を徴收すると謂ふ、重大な任務を有するものであるから、賭金の受授を、賭客たる胴親或は側に委して、好い加減

の胡魔化しをされまいとする用意に外ならない。

この故に胴を取つた者は、胴金を悉く中盆に預け、勝負の結果、負けたもの、賭金を没收し、勝つた者へ胴金の支拂を爲す等、一切の世話は全部中盆に遣つて貰ふのである。この金銭の世話をすることを「錢付」と謂ふ。

中盆が「錢付」をする處より、中盆のことを「錢付」と呼ぶこともあり、又寺錢を徴收する方面より觀て、「場代師」と呼ぶこともある。

而して中盆は、賭場を整理し、勝負の指圖をするものであるから、常に賭場の列座の中央に座を占めて居るものである。故に警察官等に於て現行犯賭博の檢舉に向ふ際は、この點を念頭に於て、機宜の措置を執ることが甚だ重要である。

第五節 胴金竝に答へ店

「胴金」は又「親金」とも謂ふ。胴親の支拂保證金を謂ふのである。

胴親は側の賭金に對して、常に無限の支拂責任を有するものではない。一定の範圍に於て其責を有するものに過ぎない。其範圍を示すものが則ち「胴金」である。

従て「側」が胴金以上に賭金を爲したる場合には、假に勝負は勝つても、其賭金金額に對して、支拂を受けることが出来ない不利益がある。

けれども、「側」は如何なる場合にも、絶対に胴金額以上の賭金を爲すことを得ずと謂ふものではない。胴親又は中盆が、其超過額に對して、支拂の引受けを爲す場合には、如何程多額な賭金を爲すも隨意である。

胴親或は中盆が、胴金を超過する賭金に對して、支拂の引受けを爲すことを、「答へル」と謂ひ、「答へ」を爲した者を「答へ店」と謂ふ。

併し、「側」が胴金以上に賭金することを得ずと謂ふ説明に對しては、少しく註釋を加へて置かねばならぬ。即ち胴親と勝負を争はんとする場合には、其勝負を争はんとする「側」の或一部には、胴親に勝つて其胴金を掻き取らうとする者があると同時に、其反對に、胴親に負けて、其賭金を胴親の爲めに、没收されて仕舞ふ運命にある一部の者の存することも忘れてはならない。故に賭者は、自分の反對側に賭けられて居る、賭金をも胴金の一部と看做し、それと胴金との合計額に對して、其範圍で賭金することが出来る譯である。

次に、胴金は胴親が全部提出することを通例とするが、偶には「中盆」が其半額又は三分の一等を出金することがある。之を「胴ニ乗ル」と稱へて居るが、この場合には、中盆も賭博の共同正犯となる譯である。而してこの場合に於ける、損益の分配は、各其出金額に應じて爲されることは謂ふ迄も無いことである。

第六節 廻り 胴

胴親は道理の上から、概して利益の多い役柄である。之は各種の賭博に於て、「親ノ掻キ目」と稱する特殊の目を定め、何等かの機會に於て、親に幾分の「カヌリ」(儲ケ)を得しめ様とする制度を設けて居ることに依て、十分に首肯することが出来る。従て、賭客の誰もが、胴親たらんことを希望する傾向がある。故に或一人をして永く胴親たらしめて置くことは、特に此の一人のみを恵むことになり、不衡平であるから、或事項の發生する毎に、之を次ぎ／＼に廻すことになつて居る。之を「廻リ胴」と稱へる。

普通は「襟廻リ」と稱し、襟の方向即ち右廻りに廻すことになつて居るが、若し之を逆に廻すと「泥棒ガ這入ル」と謂つて、之を忌むのである。

胴を廻す起因たる事項は(一)胴の開いた場合(二)胴の腐つた場合の二場合である。(一)「胴ガ開ク」とは、勝負の結果、胴金が倍額以上に増加することを謂ひ、(二)「胴ガ腑ル」とは、勝負の結果、胴金が皆無になるか、又は甚しく減少して勝負を續けるに堪へなくなることを謂ふ。即ち胴の破産を意味するのである。

右の二つの場合には、何れも胴を次順位の者へ廻すのであるが、正確に之を謂へば、胴金が恰度倍額になつただけでは、未だ廻さないのである。何となれば胴の開いた場合には、普通開いた金の一割に相當する、寺銭を出すことになつて居るから、恰度倍額になつた時に(例へば一圓の胴金が二圓になつた場合)其内から寺銭を差引くと、それだけ金額が減少し、結果に於て完全に胴金が倍額になつたと謂ふことが云へ

ないからである。故に其の中から寺銭を差引いても、其残額が尙、最初出した胴金の倍額になると謂ふ場合でなければ、其胴は次へ廻さないのである。

第七節 寺 銭

寺銭は普通に、胴の開いた場合に、其開いた金の一割を、胴親が出すことになつて居る。之を「開キ一割」と謂ふ。けれども、一時に甚しく大きく開いた場合には、親金を加へた一割を出す場合もある。之を「玉一割」と稱へる。玉は蓋し最初出した胴金を意味するのである。

其の何れの場合たるを問はず、寺銭を出すことを「寺ヲ切ル」と謂つて居る。

胴が倍額になつて開く場合を「素開キ」と謂ひ、三倍になつて開く場合を「三ツニ開ク」と謂ふ。(以下準之)

尙寺は中盆の來て居る時にのみ切られるものとは限らぬ。素人同志の場合にも屢々寺は切られる。其處でこの寺は何人の手に納まるやと謂ふ問題であるが、之は一應宿主(賭博の宿をした家の主人)が取つて置くのであるが、多くの場合はそれが宿主の収入となる譯のものではない。結局其附近の賭博の親分の手元に納まるのである。即ち宿主は其翌朝、其附近を繩張として居る親分の家又は若い者の家へ、持つて行くのである。

宿主の方で持つて行かぬ場合には、親分方の若い者等が、何處からか、其家に昨晚賭博があつたと謂ふ

ことを嗅ぎ付けて、「寺銭」を集めに來るさうである。

故に宿主が假に其親分と何等、親分乾兒等の關係がない場合でも、其親分の「ヒ場所」内で賭博をさせて貰つたと謂ふだけで、當然に其親分へ「カスリ」を納めなければならぬと謂ふことになるのである。

無論、宿主方へ上つた寺銭は、全部親分に於て、取るとか又取つて行くとか謂ふが如きことはなく、其幾分は宿主へ、蠟燭代と謂ふ様な意味で、呉れて置くものださうである。

第三章 骨牌を使用する賭博

第一節 ハンカン

「ハンカン」は此地方に行はるゝ骨牌賭博中の、最も代表的のもので、事件として顯はるゝ賭博中の、十中八九を占めて居るのである。

此の賭博は、胴親と側とが勝負を争ふ賭博で、人数には制限が無い。賭具としては、花札（又はテンシヨ札）の外に、若干枚の庄屋券を要するけれども庄屋券は、後に説明する「ホーセン」として用ひられるだけで、直に勝負には關係は無いのである。

此の地方に於て行はるゝ「ハンカン」には、「手中」^{ナカ}、「張り分け」の兩種がある。

第一款 手 中

「手中」とは、普通、中盆の居ない賭場に於て、用ひらるゝ闘戲の方法で、「張り分け」との間には其賭金の方法に於て、相異を見ることが出来る。

方法は、先づ最初に、第二章第一節に於て説明した方法に依つて親見を爲し、胴親を定めたる後、花札一組の中より、桐の素札三枚を抜き取り、残り四十五枚を、胴親に於て、よくつゝき、側の一人に切らして、夫れを三枚宛、三組、上、中、下と、縦に一列に場へ出すのである。

けれども、其出し方は、最初の一組は宜いが、爾餘の二組は、最初二枚宛を出し、次に一枚宛それに加へて三枚宛とし、且つ最初の一組は浮かし置き（繪の方を曝し置くこと）、あとの二組は、共に伏せて置くのである。

浮かした最初の一組は之を「初繪」^{シロエ}と謂ひ、次を「中」^{ナカ}又は「中繪」、次を「乙」^{オト}又は「乙繪」^{オトエ}と謂つて居る。

尙右の如く、三枚宛の札を二枚々々、一枚々々と謂ふ風に撒くことを「一一ニ撒ク」と稱へて居る。（第二章第二節参照）

斯くして、残り札は「箱」又は「箱繪」と稱して、場に伏せて積み重ね置くのであるが、其一番の上の札だけは、一枚、仰向けて積んで置くことになつて居る。之は胴親が「作り込」をする虞があるからで、若し箱札全部を伏せた儘にして置くと、親は或札を以て、特種の目を作り、それを側の不知の間に乗じて、黙つて箱札の上へ附け足して置く様なことが、往々にしてあるのである。けれども右の如く、一番上の一枚だ

けを仰向けて置けば、この上へ特種の目の出来た札を載せても、下の札と混ざることなく、劃然區別せられて、直に側に發覺せらるゝ譯である。

夫れから、親は、初繪の目を読み、「セケン」とか「カブ」とか呼び上げるのであるが、側は其聲に應じて、「中」或は「乙」へ、夫々賭金することになるのである。

けれども、其賭金の仕方には（賭金を或る目に對して賭することを「張ル」と謂つて居る）「手中」獨特の方式があるのである。即ち「中」に張らんとする場合には、右の三組の繪を分界にして、側の位置から見、其左側へ（胴親の位置から謂へば右側）、「乙」に張らんとする場合は、其右側へ張らねばならぬのである。之を「手中ニ張ル」と謂ふ。

即ち、三組の繪を分界として、側から見、其左側が「中」であり、右側は、「乙」である。而してこの分界を一層明確にし、兩側の賭金の紛淆を防ぐ爲めに、胴親は、「側」が來て賭金を爲さざる前、即ち自分に於て、初繪の目を読み上げると同時に、其初繪三枚を、一枚宛縦に、「中」「乙」の頭へ並べ、中繪、乙繪と一列に長い一直線を作るのである。（第二圖参照）



(第二圖)

兩側の賭金は必しも、同額たることを要しない。胴金の範圍に於て、各自欲するだけを賭し得るのであ

る。（第二章第五節参照）

各自の賭金が終れば、親は順次に、中繪と乙繪を捲り、其目を読み上げ勝負を決するので、若し「中繪」の目が「乙繪」の目より高ければ、親は乙繪に張つてある賭金を悉く沒收し（之を「搔ク」と謂ふ）「中繪」に張つてある賭金に、夫々其同額の金を、胴金より支拂つて遣るのである。（之を「錢ヲ付ケル」と謂ふ）

『勝負ヲ定ムル標準』は、三枚の札の月數を合算し、其合計數「九」を以て、目の最高なるものとし、以下順次「一」に下るのである。けれども若し月數の合計數が「九」を超え、十以上になつた場合は其十位の數字を削除し、其端數だけで、目の高下を定めるのである。

唯茲に、注意すべきは、「ハンカン」に於ては、札の月數を一月より十月迄しか作らず、十一月の牡丹、十二月の梅は孰れも、之を十月の札と看做すことである。故に十月の札は本來十月なる楓の札と共に、合計十二枚ある計算になる。

『目の読み方』

目の読み方にも特殊の名稱がある。

- 一を 「ウンスン」又は「ウンケン」
- 二を 「ニゾー」
- 三を 「サンズン」
- 四を 「シスン」
- 五を 「ゴスン」
- 六を 「ロツボー」又は「六ケン」

七を「シチケン」
九を「カブ」

八を「オイチヨ」
十を「ブタ」

と呼ぶのである。「ブタ」は即ち零である。

詰り「ハンカン」に於ては「ブタ」が最も低い目であり、順次昇つて「カブ」が最高の目となる譯である。けれども「カブ」の上に更に一層高い目を設けられてある。「ツケ」及「アラシ」の二つが之である。

「ツケ」

「ツケ」とは同じ月の札にピン札一枚(松の繪を描いた札四枚の内何れでも一枚)加つた場合を謂ふのである。二ツケ、三ツケ、四ツケ、五ツケ、六ツケ、七ツケ、八ツケ、九ツケ、十ツケ、馬ツケ、梅ツケの十種がある。順序は次の通りである。

- (一) 五ツケ(松一、杜若二)
 - 十ツケ(松一、楓二)
 - 馬ツケ(松一、牡丹二)
 - 梅ツケ(松一、梅二)
 - (二) 二ツケ(松一、雨二)
 - 七ツケ(松一、萩二)
- ……ウンスン

- (三) 三ツケ(松一、櫻二)
 - 八ツケ(松一、山二)
 - (四) 四ツケ(松一、藤二)
 - 九ツケ(松一、菊二)
- ……カブ

「アラシ」

「アラシ」とは同じ月の札が三枚揃つた場合を謂ふのである。「ピンアラシ」より「十アラシ」迄ある。其順序は次の通りである。

- 十アラシ(楓 三枚)
 - (一) 馬アラシ(牡丹三枚)
 - 梅アラシ(梅 三枚)
 - (二) 七アラシ(萩 三枚)
 - 四アラシ(藤 三枚)
 - ピンアラシ(松三枚)
 - (三) 八アラシ(山 三枚)
 - (四) 五アラシ(杜若三枚)
- ……ウンスン

- (七) 二アラシ(雨 三枚)……………六ボ
- (八) 九アラシ(菊 三枚)……………七ケン
- (九) 三アラシ(櫻 三枚)……………カブ

(注意) 六ツケ、並に六アラシの無い譯は六月(桐)の札は四枚の内三枚迄抜いて仕舞ひ、一枚より無いからである。

之を要するに、月の順序は、通例の場合に於ては、「カブ」を最高とするのであるが、特別の場合に於て、「カブ」の上に「ツケ」あり、「ツケ」の上に尙「アラシ」ありと謂ふことになるのである。

『カン』

次に、勝負の結果として、「中」に「カブ」が出て、「乙」に「七ケン」が出たと謂ふが如き場合には、其勝敗は自ら明白であるが、「中」「乙」兩方に同じ目が出た場合は如何。この場合を『カン』と謂ひ、同月の出るとを、「カンが出た」と謂ふのであるが、この場合には、目で勝敗を決する譯には行かないから、兩方の札の貫数を計算し、貫の多い方を勝と定めるのである。

例へば、次の如き場合

(乙)	(中)		
雨ニ燕	雨	櫻ニ短冊	藤
櫻ニ幕			藤

には、目は兩方共、何れも「カブ」であるが、札の貫数を數へて見るに(中)の方は五點(櫻に短冊)であるに(乙)の方は四十點(雨に燕、櫻に幕)であるから、この場合には(乙)の方を勝とするのである。

けれども、この「カン」の出た場合には、胴親は、勝つた方へ普通には賭金と同額の金を支拂はねばならぬのに特に其賭金の半額に相當する金を支拂ふだけで、宜いことになつて居る。即ち他の半額だけは、親の「ヒ」(得)となるのである。「ハンカン」の名は蓋し茲から生じたものである。

若し、貫も目も同じになれば、結局勝敗を決することが出来ぬ譯であるから、勝負別れにするのである。之を「笑ひ」と謂ひ、又「ウツソコ」とも此の地方では呼んで居る。

『安目』

「安目」とは目を安くすることである。例へば、或場合に於て「側」が、「中」「乙」の内の、「中」なら「中」ばかりに、「乙」なら「乙」ばかりに賭金して、其反對側に、少しも賭金せず、假に賭金しても、其額が他方の額に比して、甚しく少額であり、到底勝負になり兼ねると謂ふ様なことが往々にしてあるものである。かかる場合に親は「ヒ無し」にするから買はぬかと、其一方の全然賭金してないか、又は賭金してあつても甚しく少額に過ぐる方への賭金を勧誘することがある。之を「安目を賣る」と謂つて居るが、この際に「側」の或者が、この親の勧誘に應じて、其一方へ賭金した場合には、親は「カン」が出ても、其者から「ヒ」を取ることもなく、賭金全額の支拂をして遣らねばならぬ。

又、右の如き場合に、親は「親並」だが怎うだと勸誘することもある。この場合に「カン」が出れば、親は負け方からは賭金全額を取ることなく、半分だけ取つて、半分は其賭者へ戻すことになつて居る。即ち「親並」(親と同等)にするのである。

「ホーセン」

「ホーセン」は所謂「勝負の目録」である。昔は鑊鏡を用いたものださうであるが、此の頃では専ら庄屋券を用ひることになつて居る。之を一回の勝負の終る毎に若し「中」が勝つた場合には、表を向けて、「乙」が勝つた場合には、裏を向けて場に出し、「張り分け」の「ハンカン」では中盆の前へ、横に「一列に並べる」ことになつて居るが、「手中」の場合には、胴親の前に環状に並べることになつて居る。側はこの「ホーセン」を目安にして、「中」が何度續いて出たかを今度は「乙」に高目があるであらうと謂ふ様に占斷し、夫々思ふ札へ賭金を爲すのである。即ちホーセンは勝負の「記録」となるのである。

最後に、初繪三枚を浮かして置く理由も説明して置き度いと思ふ。之も矢張りホーセンと同様勝負の目安となるのである。即ち賭者は、初繪の出様如何に依つて、「中」に凡そ如何なる目が出て居るか、「乙」に凡そ如何なる目が作られて居るかを判断し、夫々賭金を爲すので初繪はこの判断の資料となるのであるから、浮かして置く必要が生れるのである。

第二款 張り分け

「張り分け」の「ハンカン」は、手合せの方法に於て、殆ど「手中」と異なる所が無いのであるが、唯中盆の出張して居る賭場に於てのみ行はるゝ方法であるが爲に、勝負は凡て中盆の指揮監督の下に行はれるのである。従て賭金の張り方も、手中の場合と餘程異つた所がある。

先づ中盆は、自分の前方、賭場の中央へ、庄屋券を十七八枚(本式にすると二十一枚)、表裏色々に向けて、横に「一列に並べる」のである。之を「グレポーセン」と稱へて居るが、中盆が若し東向又は西向に坐つて居る場合には、必ず北から南へ、北向又は南向に坐つて居る場合には、必ず西から東へ並べることに定められてある。而して本目(本勝負)になると、一枚宛「本ホーセン」を之れへ繼ぎ足して行くので、勝負の回数が重なれば重なる程、この「ホーセン」の長さが殖えることになる。

「ホーセン」は「張り分けハンカン」の賭場に於ては、必ず斯様な形式に並べられるに決まつて居るのであるから、現行犯の逮捕に向つた者が、この「ホーセン」の並べ方だけを見て、其人數の内には必ず其賭博の開張者たる中盆の居ることを悟らなければならぬのである。

それから中盆は自ら親見を爲し、花札一組の中から、桐の素札三枚を抜き、よくつついてから、側に切らせ、上の一枚だけを仰向けにして、之を親に渡すのである。すると、胴親は、其浮かしてある一枚を加へて、三枚を初繪として場に撒き、順次「中繪」と「乙繪」とを、二枚々々、一枚々々と謂ふ風に場に撒き、(手中の説明参照)、残りを「箱札」と爲し、上の一枚だけを

仰向けて、場に積み重ねて置くのである。

それから中盆は、初繪の目を「カブ」とか「ウンスン」とか呼んで、それを取つて、「ホーセン」の一端へ、一枚宛横に一列に並べるのである。すると側は、各自の欲する儘に、「中」又は「乙」へ金を張るのであるが、この場合に、若し「中」に張り度いと思ふ者は、必ず右の「ホーセン」を分界として、其中盆の居る側へ張らなければならぬ。又「乙」に張り度いと思へば、其の反対側へ張るのである。

之を「張り分け」と謂ふのであるが、要するに、ホーセンを境界線として、其中盆の居る側が「中」であり、其反対側が「乙」と謂ふことになる。中盆が初繪三枚を、ホーセンの端へ並べるのも、この境界を一層明確ならしめんとする用意に外ならない。

「張り分けハンカン」に於ては、金の張り方は必ず、右の如くするに相違ないのであるから、被告人を取調ぶるに際し、簡単に其如何なる張り方をしたかと謂ふことだけを訊ねて見て、若し右の如き張り方をしたことが判れば、其「ハンカン」は必ず「張り分け」であつて、而して、其賭場には、必ず中盆が出張し、自ら賭博を監視して、寺銭を徴収して居たことが判るのである。従て其賭場に居た人数が、一人を漏らさず逮捕せられたと假定すれば、其人数の内には必ず開張者たる中盆の交つて居ることも、感得しなければならぬのである。

「中」「乙」兩側の賭金が、必ずしも同額たることを要しないことは、手中に於て述べた通りであるが、一

同の賭金が終ると、「勝負」の聲を掛ける。すると親は、「中繪」から順次に起して、それを「ホーセン」の兩側へ置くのである。中繪は中盆の居る方へ、乙繪は其反対側へ。

其處で、中盆は、各繪の目を呼び上げ、「中」が勝ならば「中受け」、「乙」が勝ならば「乙受け」、勝負が無ければ、「タメカン勝負なし」と宣言し、負けた方の目に張つてある賭金は、中盆自ら之を掻き取り、勝つた方の目に張つてある賭金には、夫々其同額の金を、付けて遣るのである。勝負を定める標準は、手中に於て述べた所と毫も相異はない。又中盆自ら錢付するのであるから、胴親は其胴金を中盆に預けて置くのである。而して胴が開くか、腐るかすれば、次の者へ其胴を廻すのであるが、開いた場合には、中盆が開きの金の一割(但し四つ以上に開けば玉一割)を寺として取つて、残りの金を、胴親へ返すのである。(第二章第四節、第六節、第七節参照)

最後に述べて置き度いのは、中盆が「勝負」の聲を掛けた以上は、何人と雖も賭金に對し、手を觸れることも許されないものであるが、稀に、中盆が勝負の聲を掛けると殆ど同時に、其間髪を容れない程同時に、金を張るものがある。この場合を「出會ひ」と謂ひ、其者は假に勝つても、賭金の半額に相當する金しか貰へないのである。

第二節 京カブ

「京カブ」は「ハンカン」に次で盛に行はれる賭博で、目の數へ方に「ハンカン」と甚だ相似た點がある。之

も胸親と側との勝負で、人数には制限はない。此の賭博を遣るには、花札の中から十一月(雨)と十二月(桐)の札合計八枚を抜き、残り四十枚を以て勝負をするのが通例である。而して花札の月数は、他の地方に於けるが如く、梅を二月、牡丹を六月、雨を十一月、桐を十二月と數へる特例がある。(第一章第一節第一款参照)

最初胸親は、胸金を或額だけ、自分の前へ出し、それから八月(山)七月(萩)六月(牡丹)五月(杜若)の各札を一枚宛四枚を場に仰向けて、横に一列に並べるのである。之を「張り札」と呼び、順序は大體、八、七、六、五の順に、右から左へ並べるのが通例であるが、必ずしも其順序に依ることを要しない。又八月(山)の札の代りに九月(菊)の札を、張り札に出すこともあり、又全然右の如く特殊の札を用ひず、何でも構はず、四枚の札を出して、張り札と爲す場合もある。

其處で、胸親は、爾餘の札をより、つつき、側に切らしめた上、自分の前へ、伏せて置くのであるが、之を「箱」又は「箱札」と謂つて居る。其箱札の一番上から、親は一枚だけ取つて、之を自分の前に伏せて置く。之を「親札」と謂ふのである。

茲に於て、側は、各自の欲する金額を、四枚の張り札の何れでも一枚に、張るのであるが、一同が賭金を終ると、胸親は、自分の一番右にある張り札から初めて、順次に箱札を一枚宛打つのである。札は一枚の張り札に對して、二枚迄しか打てないことになつて居るが、最初の一枚は、之を「側」の掌へ

伏せて打つことになつて居る。若し同一の張り札に、二人以上が賭金を爲し居る場合には、通常最も多額に賭金し居るものが、代表してこの札を受取るのである。この一枚を「引き札」と稱へて居る。其處でこれを引いた者は、自分だけで、竊かに其札を明けて見て、黙つて張り札の處へ、伏せた儘として置くのであるが、若し其札の月數と張り札の月數とを合計して見て、未だ月が足りないと思はれば、尙一枚を請求することが出来る。(それ以上は請求は出来ない)。

すると親は、今度は其一枚を浮かして張り札へ打つのである。之を「打札」と謂つて居る。斯くして、第二番目の張り札に對しても、同様のことを繰り返すのである。第四番目の札に至り、自分の前にある親札に對しても同様なことを繰り返すのである。

次で胸親は、各「張り札」の處に伏せてある、各自の「引き札」を、一枚々々明けて見て、其目を調べ、之を親の目と各對照し、親の目より低い目に張つてある賭金は、悉く之を掻き取り、高い目に張つてある賭金には、夫々其同額の金を支拂ひ、同目の場合は「別れ」とするのである。

「目の計算」は、「張り札」(胸親にあつては「親札」と「引札」と「打札」と三枚(若し打ち札を請求しなかつた場合は張り札と引き札と二枚)の月數を合算し、十以上になれば、其十位の數を切捨て、端數だけを數へ、「ハンカン」同様、ウンスン、ニゾー、三ズン、四スン、五スン、六ケン、七ケン、オイチョ、カブ、ブタと呼び、「カブ」を最高とし、「ブタ」を「笑ひ」(勝負なし)とするのである。

若し、親が「ブタ」ならば、側全部に對し「笑ひ」となるのであり、側の一人が「ブタ」ならば、其者と親のみが「笑ひ」となるのである。

同じ月の札三枚揃ふ場合を「ソロカブ」と稱へ、カブ並に（カブと同様に）取扱ふ。

又、親の目が「九一」（九月の札と一月の札）になれば、側の月の如何に拘らず、賭金は全部親に沒收せられる。この目を親の「掻き目」と謂ふ。或地方に於ては、「四一」をも親の「掻き目」として居る處もある様であるが、此の地方ではそれは無い。

最後に附加して説明して置き度いのは「札の引き方」である。原則として三枚迄（張り札も加へて）引けるのであるが、二枚目の札で目が「七ケン」以上になれば、三枚目の札を請求することが出来ない制限を設けてある。この故に「七ケン」を「泣き目」と稱へて居る。之に反し、三枚目の札で目が「三ズン」以下なる場合は、必ず今一枚、三枚目の札を請求しなければならぬ。唯「四スン」より「六ケン」迄は、二枚で止めるも、三枚引くも、其者の随意としてあるのである。

寺銭は胴の開く毎に、開いた金の一割を切ることになつて居る。

第三節 引カブ（打カブ）

「引カブ」は屢々「京カブ」と誤り解されて居るが、實際は似て非なる賭博である。即ち、「京カブ」は前節説述の如く、胴親と側との勝負であるが、「引カブ」は側同志の勝負である點に、兩者の根本的の相異を認

めることが出来る。

而して「京カブ」では、八月、七月、六月、五月、の四枚を張り札として場へ出して、側をしてこの一枚に賭金せしめるのであるが、「引カブ」では親（胴親に非ず、札の取扱を爲すだけの者を謂ふ）が、側全體に一枚宛札を配り、各自をして、其各一枚に對して、賭金を爲さしめるのである。

けれども其他の闘戲の方法は、殆ど「京カブ」と同様である。矢張り側の請求に應じて、二枚迄は箱札を打つて遣るのである。それから自分も引き、互に目を對照したる上、最も高目のものは、其親たると側たるとを問はず、賭金全部を一人で取つて仕舞ふのである。唯だ、親も側も何れも目に高低の相異が無い場合（この場合を同貫と謂ふ）に限り、親に勝を譲ることになつて居る。

其處で斯う云ふことが謂はれなければならない。「この賭博に在つては、賭金に對する支拂を引受くべき、胴親と謂ふものがないのであるから、各自の賭金は必ず同額でなければならぬ」と。

第四節 カブ作り（又はエイ目作り）

「カブ作り」は、普通五人迄の範圍に於て出来る賭博である。五人の場合は、花札を一人に九枚宛分配し、四人以下の場合には十枚宛分けるのが、通例である。

賭者は、其自分に配られた九枚或は十枚で、各自、三組（三枚一組）のカブ目を作り、（十枚ある場合には一枚だけは死に繪として置く）それを上、中、下と縦に一列に自分の前へ出して、伏せて置くのである。

それから互に同額の賭金を出し合ひ、一齊に上段の一組を明けるのである。目の計算は、第三節京カブに於て述べたと同様にし、最も高目のものが、勝ちとなり、賭金全部を取る。次に又互に賭金し合ひ、今度は中段の札を各自に明け、各自の目を比照し、高目の者が賭金を取り、最後に下段の札に對しても、同様な勝負を爲して、一切を終るのである。

第五節 ポーピン及ポニー

「ポーピン」は「引カブ」の一種である。従て其方法も「引カブ」に於て述べた所を、全部援用出来るのであるが、「ポーピン」では、特に「ポー繪」と稱する札を、十二枚設けられる。楓、牡丹、梅の各四枚が即ち、何れも「ポー繪」となるのである。而して、親がこの「ポー繪」一枚とピン札(松)一枚を引けば、「ポーピン搔きたくり」と稱して、側が張つた賭金全部を取つて仕舞ふのである。又親が「ポー繪」三枚を引けば、「三ポー笑ひ」と稱へ、側の方に親より好い目が付いて居ても、勝負別れとなるのである。

札は「引カブ」同様、各自三枚しか引けない。「引カブ」は側同志の勝負であるが、「ポーピン」は胴親と側との勝負である。

次に「ポニー」と謂ふのがある。之は「ポー繪」一枚に二日の札(雨)が一枚揃つた場合に、親が賭金を搔きたくるだけの違ひで、其他は、「ポーピン」と殆ど同じである。

第六節 ショツシヨ(又はヒョコ)

「ショツシヨ」は、次節に述べる「イスリ」と屢々混同して、考へられて居るのみならず、實際賭博者の内にも、「ショツシヨ」と「イスリ」とは名稱の相異に過ぎずして、實質は同じきものであると謂ふ風に、考へて居るものがないではない。従て實際には、「イスリ」を爲したるに拘はらず、「ショツシヨ」を遣りましと供述するものが往々にしてあるのである。斯様な場合には、目錢を出すショツシヨ乎否乎と只一言反問して見れば宜いので、若し目錢を出す「ショツシヨ」でしたとの答辯があれば、其者は實際は「イスリ」を遣はぬ者に、相違がないことが判るのである。(目錢に於ては次節に於て説明する)けれども、所謂玄人の間に於ては、右の兩者を劃然區別して、混同するが如きことのないのは云ふ迄も無い。要するに、「イスリ」は玄人博奕で、「ショツシヨ」は多少素人博奕と謂ふ方に傾いて居ると云ふことが謂へるだらうと思ふ。「ショツシヨ」はサシ(二人差し向ひのことを賭博者間では「サシ」と稱へて居る)で遣る賭博で、普通は一圓三番と稱して、一圓(無論金額には壹圓など謂ふ制限はないのであるが)の賭金を三番勝負(三度勝つこと)で取ることになつて居る。

人数の多い場合は、最初に親見をして、最も目の高い札を取つた者が最初の親となり、最も低い目の札を取つた者が最初の子となり、先づ此の二人が組合つて、最初の勝負を決し、次に其内の勝つた者へ、順番に一人宛向ふことになるのである。

親は先づ花札一組の中から、桐の素札三枚を抜き、残り四十五枚をよくつき交ぜ、子に切らしめて、そ

れから夫れを子から親、子から親と云ふ順序で、三枚宛二度に分ち、合計六枚宛を二人分持つて、之を手札(又は持札と謂ふ)と爲し、残りの札を床札(又は床繪と謂ふ)として、場に伏せて積み置き、其中の一枚だけを上から捲つて場に曝すのである。之を場札と呼んで居る。

それから、先づ親の方から、場札の月順を追つて、其手札を一枚宛捨て、若し場札と月順の連続する適當の札が、親に無ければ、子が代つて之を捨て、子にも無ければ床繪を一枚起し、今度はそれに月數の連続する札を打ち、最も早く手札を打ち切つたものを「上り」と稱して、之に一回の勝を認めるのである。

例へば、場に二月(雨)の札が出て居るとすれば三月(櫻)四月(藤)五月(杜若)と謂ふ順に手札を打つのであるが、若し親の方に櫻だけがあつて藤がないと謂ふ場合には、親は櫻だけを打ち、子をして藤以下の札を打たせるのである。けれども子にも札がない場合は、親が床繪を一枚捲り、それが假に七月(萩)であるとすれば、親は今度はその札に月順の連続する八月(山)九月(菊)等の札を順次に打たなければならぬが、親に一枚も無ければ子が代つて打ち、子が八、九と打つて十月(楓)の札が無いと謂ふ場合には、親が打つ。併し親にも無ければ子が床繪を一枚起し、今度は子が其札に連る札を打つことになるのである。

即ち床繪を捲るものは、最近に手札を打ちだしたる者でなければならぬ。而して之に對して手札を打つ者は必ず床繪を捲つた其者でなければならぬのである。

斯くして三度を先きに上つた者が、賭金を全部取るのである。賭金は兩人同額たることを要する。

「化札」

札の順序は第一章第一節第一款花札等で述べた處と同様で、松を一月、雨を二月(以下略)と謂ふ様に數へるのであるが、特に其内の或種の札の中には、其固有の月以外の月の札に變化して、特殊の働きを爲すものがある。之を「化札」と稱して居る。「化札」は通常次の九枚としてある。

- (1) 松に短冊……………一月より十月迄の札に化る。
- (2) 松に鶴……………同上。
- (3) 雨に短冊……………二月より十月迄の札に化る。
- (4) 雨に小野道風……………二月より十一月迄の札に化る。
- (5) 櫻に短冊……………一月より十二月迄の札に化る。
- (6) 桐に鳳凰……………同上。
- (7)、(8) 梅の素札二枚…何れも同上。
- (9) 梅に短冊……………同上。

但し之れ等の「化札」は手札として存する時にのみ、右の如く化るので、床繪として床に存する場合には、桐と梅三枚が何れも一月の札に化ることがある外、他は何れも其固有の月以外の札には化けないことになつて居る。故に例へば雨に短冊の札は手札として手にある場合は、五月の札として、藤(四月)の次に打て

ることもあり、又八月の札として萩の次に打てることもあるが、床繪の中から之を場に起せば、單に二月の札として取扱はれるに過ぎないのである。

四八

尙「シヨツシヨ」には(イスリと同様であるが)六月と謂ふ月を入れてない。故に札を打つ場合には、一、二、三、四、五、七、八、九と謂ふ風に打つのである。成程六月の札たるべき「桐に鳳凰」の札が一枚交つては居るが、之は「化札」であつて、床繪として存する場合も右に述べた如く、一月の札に化るのであるから、結局六月の札が一枚も無いと謂ふに歸する。

又梅に鶯の繪は、本來十二月の札であるが、この札が床から起された場合には、特に如何なる手札でも随意に打つことが出来ることになつて居る。

それから一月と謂ふ札(松四枚、桐に鳳凰一枚、梅に短冊一枚、梅の素札二枚合計八枚)には特に「つけ打ち」を許される。即ち一月の札が場へ出れば、通常は二月の札を其次に打つべきであるが、同じ一月の札を續いて打つても好いのである。之は若し左様にでもしないと、一月の松は殆ど打つ機會がなくなるに至るからである。理窟としては十二月の次に打てさうに思はれるが、十二月の梅は右に述べた通り、場に起る時には常に一月の札として取扱はれるのだから、如何にしてもこの「つけ打ち」が許されなければならぬ筋合になるのである。

第七節 イスリ

「イスリ」は恐らく「シヨツシヨ」から生じた賭博であらうと思はれる。手合せの方法など殆ど「シヨツシヨ」と同じで、多少之に勝負の面白さを加味せられたものに過ぎ無い。

「イスリ」と「シヨツシヨ」との間に介在する重要な相異は、前節にも一寸述べた如く、勝負の際に「目錢」を出すか否とであるが、尙ほ一つ賭金が、「シヨツシヨ」の場合には互に賭け合せた一定の額以上に受授されることのないけれども、「イスリ」に於ては、上り方如何に依りて、其受授される金額に餘程の多寡があるのである。

手合せの方法は大體「シヨツシヨ」と同じく花札を用ひて、サシで遣るのであるが、「シヨツシヨ」に於ては、桐の素札三枚抜くけれども、「イスリ」では二枚を抜き、他の一枚は、「化札」として桐に鳳凰の札と同一に用ひるのである。従て「イスリ」には、「化札」が十枚あると云ふことになる。それから、手札を打つ場合に(手札を捨てることを打つと謂ふ)、若し打つべき適當の札が手に無い場合には、「シヨツシヨ」とは異つて、罰金として、「目錢」を一粒宛出すことになつて居る。

「目錢」とは豫め定められた金銭代用物を謂ふので、普通碁石或は蠶豆等が用ひられる。夫れら一粒、五錢とか拾錢とかに定めて手合せを爲す前、互に幾粒宛かを買つて置くのである。

勝負の結果、先きに上つたものは、當然の権利として賭金を相手方より取ることが出来る上に、尙一度

々々罰として場に出して、幾粒も溜つて居る目錢を全部掻き取ることが出来るのである。

尙、相手方より取れる金額は、「シヨツシヨ」に於けるが如く、豫め一定されて居るのではなく、上つた時の目に依り、色々に相異があるのである。普通に、一目を五錢とか十錢とか定め置き（此の額は常に目錢一粒の額と同一なることを要する）、若し八月の札で上つたとすれば、其目錢の八倍に相當する金を相手方より取るのである。

但し一月の札で上つた場合は、特に「十竝シヨナミ」と謂つて、十月の札で上つた場合と同額の金を取ることが出来る。

【特例】

以上は大體の原則であるが、其原則には次の如き特例がある。

(イ) 一手で上つた場合

「一手で上る」とは、相手方に途中に於て一枚も打つ機会を與へないで、一人で六枚の札を一時に皆打つて仕舞ふことを謂ふのである。

例へば、場に一月の札が曝される場合に、一人が手に、二、三、四、五、七、八月の六枚の札を持つて居るとすれば、其者は一月の札に續けて、二、三、四、五、七、八と一時に六枚の札全部を打つことが出来るのであるから、この場合を一手で上つたと謂ひ、其者は上つたことに依つて當然に受取ることの出来

る金（右の例にすれば八月で上つたのだから目錢の八倍に相當する金）の外に、尙目錢の十倍に相當する金を添へて貰ふことが出来る。之を褒美と謂つて居る。

(ロ) ソロで上る場合

「ソロで上る」とは、同じ月の札三枚で上る場合を謂ふ。この場合には、其札一枚で上つた時に、相手方より受取ることの出来る金額の三倍に相當する金を取ることが出来る。例へば一目を五錢とし、十月の札三枚で上れば、十月の札一枚で上つた時に當然受取ることの出来る五十錢（五錢の十倍）の三倍に相當する金即ち一圓五十錢を受取ることが出来るのである。一月のソロを「ピンゾロ」、二月のソロを「ニゾロ」……三「九ゾロ」、十ゾロ」、十一月のソロを「馬ゾロ」、十二月のソロを「キリゾロ」と謂ふ。

(ハ) 四枚以上で上る場合

即ち同じ月の札四枚を揃へて上つた場合には、其札一枚で上つた時に受取れる金額に、其札の枚数を乗じただけの金を受取ることが出来る。

殊に同じ月の札六枚を揃へて上つた場合は、同時に一手で上つた場合にも相當するのであるから、この場合には一枚の札で上つた時に取れる金額の六倍に相當する金額の外に、尙目錢の十倍に相當する褒美を付けて貰へるのである。

茲で疑問が起るかも知れないのは、花札の中に同じ月の札が四枚以上にあり得る乎と謂ふことである。

それは有り得るのである。化札があるから。
『寺銭』は普通、一手で上つた場合(但し上りの札が十月以上の時に限るを原則とす)及び「ソロ」以上で上つた場合に、目銭一個を切ることになつて居る。

第八節 テン ショ

「テンショ」は、立人賭博者等が、ハンカン賭博を始める前に、人員の揃ふ間、一寸「盆付」に遣つて見る様なことがないではないが、概して素人賭博の方に近い。「シヨツシヨ」と同じく、サシて遣る賭博である。

親見を型の如くして、それから親は、花札の中から桐の素札三枚を抜き、残り四十五枚をよくついで、場に先づ三枚を浮かし、次に場の或部分へ、三枚宛四組を四角に四ヶ所へ伏せて列べるのである。次に又三枚を場に浮し、更に三枚宛を右の四組の上に加へ、最後に又三枚を場に浮かし、同時に右の四組内の二組(普通は斜に相對せる二組)へ三枚宛追加へるのである。即ち、場には九枚を撒き、別に六枚宛二組と九枚宛二組とを分けるのであつて、各自は其内の六枚と九枚との各一組を引き、六枚の方を手札として手に持ち、九枚の方を「床繪」として下に伏せ、その以外のものは「死繪」として場から除け置き、それから勝負に移るのである。

勝負は先づ親の方から、最初に手札一枚を捨て、或は「床札」を一枚起し、場札と其繪を合せる上、合ふ

札は手元に取り置き、親から子、子から親と交互に、之を繰返し、最後に場に残つた札は、「死繪」として除け、各自の「取リ札」を計算して、勝負を決するのである。

但し桐の繪は、桐に鳳凰の札が一枚這入つて居るばかりで、合ひ札が無いから、これが手札の中に存する場合、場に打つことなく、直に自分の「取リ札」の中へ下し置くのである。

又、手合せの順序は右の如く、親の方から始めるのが原則であるが、最初場に撒かれた札の中に、同じ月の札が三枚あると、親が其内の二枚を、當然に先きへ取つて仕舞ふことが、出来るから、この場合には、子の方から打ち始めることになる。

勝或は負を決定するには、先づ最初に「取リ札」の中にある、役を計算し、然る後に月數を數へるのである。「役」は「七分役」「半役」の二種別あり。七分役には次の十二種がある。



(12)	(11)	(10)	(9)	(8)
御老中	クマザン	ヤシマシマキリ	ハツシキリ	シマキリ
裏 表	裏 表	裏 表	裏 表	裏 表
杜八ッ橋	菊に盃	山に月	山に雁	藤に短冊
杜若に短冊	菊に短冊	山に雁	山に雁	藤に郭公
桐に鳳凰	牡丹に蝶	山に月	藤に郭公	牡丹に蝶
桐に鳳凰	牡丹に短冊	山に雁	藤に短冊	牡丹に短冊
楓に鹿	櫻に幕	藤に郭公	梅に鶯	梅に鶯
楓に短冊	櫻に短冊	牡丹に蝶	梅に短冊	梅に短冊
百役	百役	五十役	百役	百役
百役	五十役	三十役	五十役	百役
百役	百役	百五十役	百役	百役

(7)	(6)	(5)	(4)	(3)
ヤシマ	十馬キリ	ナカゾウ	七五三	三四五
裏 表	裏 表	裏 表	裏 表	裏 表
山に月	楓に鹿	萩に猪	萩に猪	櫻に幕
山に雁	楓に短冊	萩に短冊	萩に短冊	櫻に短冊
藤に郭公	牡丹に蝶	山に雁	杜若に短冊	藤に郭公
藤に短冊	牡丹に短冊	山に雁	杜若に八ッ橋	藤に短冊
牡丹に蝶	梅に鶯	菊に盃	櫻に幕	杜若に八ッ橋
牡丹に短冊	梅に短冊	菊に短冊	櫻に短冊	杜若に短冊
五十役	五十役	五十役	五十役	五十役
百役	百役	百役	百役	百役
百役	百役	百役	百役	百役

「半役」では次の十一種になつて居る。

- (1) 一、二、三
- (2) 一、二、十
- (3) 三、四、五
- (4) ナカゾウ
- (5) 上ザン(十馬キリ)
- (6) 九馬三

前同

(7) 娘

裏表

楓に短冊
楓に鹿

萩に短冊
萩に猪

山に雁
山に月

百役
五十役

(8) 婆サン

裏表

山に雁
山に月

菊に短冊
菊に盃

楓に短冊
楓に鹿

百役
五十役

(9) 娘婆サン

裏表

萩に短冊
萩に猪

山に雁
山に月

菊に短冊
菊に盃

楓に短冊
楓に鹿

三百役
百五十役

(10)(11)

御老中 表裏

赤四

松に鶴

桐に鳳凰

藤に短冊

……バツタリ

七分役の場合と同じ、但し表は百役、裏(青ゴロ)はバツタリ

右の「役」の中、御老中及び赤四は、「バツタリ」と稱へ、此の役が手合中、何れか一方に付けば、如何なる程度に其手合せが進行して居るを問はず、直に停止して勝負となり、且相手方に、如何に多くの役が付いて居るかを論ぜずして、當然に勝ちとなるのである。(御老中と赤四は早く付いた方を勝とす)

けれども、其他の場合に於ては、雙方、役の多少に依つて勝敗を決し、役の数が雙方相等しき場合は、札の貫数を計算し、貫数も役も相匹敵する場合は、素札の多少に依つて決するのである。雙方に役が一つも無い場合には如何にする乎。この場合には目数を數へ、其多少に依つて勝敗を決するのである。目は次の標準に依て數へられる。

松に短冊	五	藤に郭公	四
松に鶴	十五	杜若に八ッ橋	五
雨に燕	十	桐に鳳凰	十
雨に小野道風	十	萩に猪	七
櫻に幕	三	山に月	八

菊に盃	九	梅に鶯	十二
楓に短冊	十	短冊物(但し松と楓とを除く)各一	
楓に鹿	十	山に雁	一
牡丹に蝶	十一	素札	各一

要するに役が一役でも多いとか、又数が一つでも多いとかすれば、其者は勝と定められ、賭金全部を取るのであるが、特別の契約で、一役幾何と定められることもないではない。

寺銭は勝つた者が儲けた金の八分位を切る。

第九節 四一シツイチ(又は金吾、ドサリ)

「四一」は又「金吾」、「ドサリ」等とも稱せられる。側同志の勝負で、人数に制限がない。方法は、親が、桐の素札三枚を抜いた四十五枚の花札を、二枚宛「側」の者へ、右廻りに順次に伏せた儘配るのである。

すると「側」は其札を明けて見て、其内の何れでも、好きな札だけを一枚取つて、自分の前に伏せ置き、他の一枚は捨て、仕舞ふのである。若し二枚共氣に入らなければ、二枚共捨て、構はないが、其代り勝負に加はることが出来ない。最後に親も一枚を引いて伏せて置くのである。

斯くして、互に同額の賭金を爲し、次で親は、先づ其一番右の方に居る者(肩と謂はれて居る)へ、箱札

を一枚打つのである。

この札は普通に、明けて打つことになつて居るが、「側」は先きの一枚と、月数の合計が十五になる迄は、尙何枚でも請求して、札を引くことが出来る。而して「十五」になれば、「取リ」と謂つて、伏せてある一枚の札を起すと同時に、賭金も全部取ることが出来るのである。

けれども、一枚々々引いて居る内に、十五を突破して仕舞ひ、十六以上になれば、「バレタ」と謂つて、賭金も札も悉く場へ投げ出して仕舞はねばならぬ。すると其次の者が代つて札を引く順序になる譯である。

尤も側の者は、十五になる迄は、必ず札を引かなければならぬものではない。十一(ウンスン)以上、十四(四スン)以下でならば、何時でも止めることが出来るのである。若し側が皆十四以下で止めて仕舞ひ、誰も賭金を掻き取る者がなければ、最後に親が、側と同様にして札を引き、十五になれば「取リ」、十六以上になれば「バレ」であるが、親も亦十四以下で止めた場合には、各賭者の取り目を、互に比照し、最も高目の者が、賭金を全部取るのである。

若し、親も側も、共に同目なる場合には、「合ヒ目」と稱し、特に親に勝を與へることになつて居る。又親が「バレ」で、側同志が合ひ目の場合には、肩(親に最も接近して居る者)の勝ちと認めるのである。

「勝負ヲ定ムル標準」は、次の順序に依るのである。

- (1) 十ジュウ(金吾と謂ふ)
- (2) 十一ジュウイチ(四月(藤)と一月(松))

- (2) 九 役(カワビシ) (九一とも謂ふ。九月(菊)と一月(松))
- (3) 五 役 (五月(杜若)と一月(松))
- (4) 十 四 (四ス)
- (5) 十 三 (三ズ)
- (6) 十 二 (二ズ)
- (7) 十 一 (ウンス)

十五を「金吾ノ本取り」と謂ひ、四一を「引き取り」と謂ひ、何れも他の者の勝負を俟たずして、直に賭金全部を取つて仕舞ふことが出来る目としてある。

【特 例】

但し茲に特別の場合がある。

- (イ) 乙オト 十六。

人数四人以上の場合には、「乙」即ち列の末席に居る者には、特に「十六」をも「本取り」として遣ふことになつて居る。之を「乙十六」と稱へて居るが、此の譯は、人数が四人以上も居る場合には、「乙」の處へ順番が廻つて來ない内に、二三人目の處で大抵、金吾又は四一で賭金を取られることが多く、「乙」は常に之を堪へ忍んで居らなければならぬ。最も不利益な地位に坐して居る故、特に此の恩恵を與へてあるのである。

(ロ) 消エビン

「松に鶴」を描いた札は、本來一月で一として數へられるのが本當であるが、「四一」賭博に於ては、「消エビン」と稱し、一として數へられる外に、或る場合には零に數へられ、又或る場合には五分を増して數へられる。故にこの札の中へ三月、五月、七月と三枚の札を引けば、合計十六となつて、本來ならば、「バレ」であるが、この場合には一は消えて零となり、十五の本取りと數へられる。又、二、五、六(計十三)三枚の札へ、この札一枚引けば十四となるのであるが、この場合には特に、十四半と數へられて、他の十四と謂ふ數に勝つのである。

(ハ) 四五六

桐の上物即桐に鳳凰を描いた札は、四五六と稱せられ、本來は「六」と數へらるべき札であるが、四にも五にも數へられる場合がある。十一月の札へこの札一枚を引けば、十七ではあるが、この場合は四に化けて十五の本取りとなるのである。

以上の説明の如く、勝つた者は賭金全部取ることが出来るのであるが、其賭金は直に自分へ取つて仕舞ふのではなく、其儘場に積み置き、今度は自分が代つて親を取り、其金全部を自分一人の賭金として、勝負を争ふのである。

若しこの場合に、側に於て、この金全部を取つて仕舞はうとする望を持つ者は、自分へ親から配られた札をこの金の下へ挿し込んで、箱札を引くのである。而して其望の通り、取れれば好いが、若し負けた場合には、其金と同額の金を出して、其金の上に積まなければならぬ。之を「ドサル」と謂つて居る。札を挿込むのは即ち其金全部と同額の金を賭する旨の意思表示となるのである。

斯くして金額が次第に増加すれば、「ドサリ」の金も従つて多くなり、其金を中心として、烈しい争奪が行はれるのであるが、親が二回以上続く場合には、其の金の半額以上に付て、勝負が出来ない制限が設けられてある。

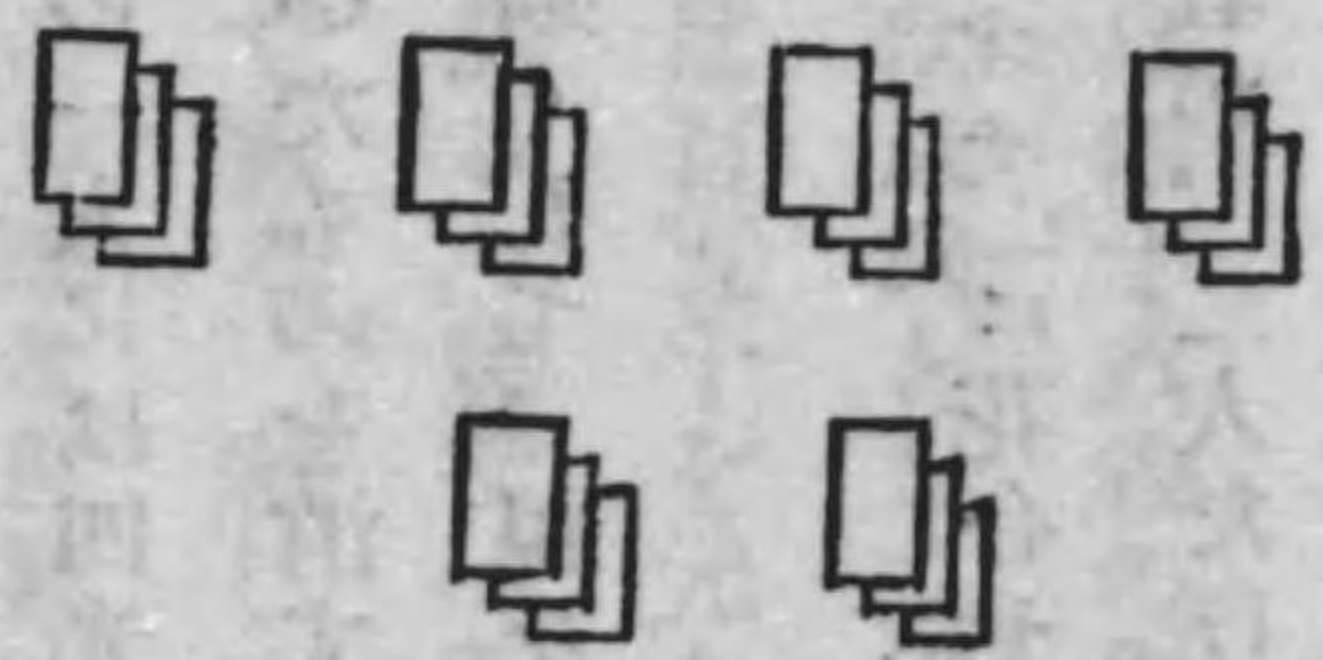
寺饒は一定せず其時の心持で切ることになつて居る。

第十節 本 花

此の地方に於て、普通に「花合セ」と稱せらるゝものゝ種類には、其數可なり多いのであるが、本花は其最も、典型的のものと謂つて宜い。

此の賭博は、花札一組の中から、桐の素札三枚を抜き、通常三人で勝負を争はれるのである。

方法は、親が最初に、札をよくつゝき、之を「ビキ」と稱して、一番末席に坐つて居る者の前へ差出すと「ビキ」は之を二つに切つて、親に戻すのである。親は之を受取つて、其中から、場へ先づ三枚を浮かし、次に自分の前へ、三枚宛四組を横に一列に伏せ、其手前へ更に三枚宛二組を伏せるのである。(第三圖参照)



(圖三第)

次に又場に三枚を浮かし六組の札の上へも順次に、三枚宛を加へ、最後にもう三枚を、場へ浮かすのである。

右の様になれば、場には九枚撒かれ、親の前には六枚一組の花札が、六組作られることになるから、親は其内最も手前にある二組を、先づ自分に引き取り、次に肩(親の右隣)が、親の右の方にある二組を取り、最後に「ビキ」(親の左隣)も、残りの二組を取り、三人は各其内の一組だけを、手に取り上げて、「持札」となし他の一組を床に伏せ置いて、「床繪」と爲し勝負を争ふのである。

勝負の方法は、親から順次に、先づ持札一枚を場に打ち、同時に床繪を一枚起し、場札と之を合せて、合へば自分の前へ拾ひ置くのである。但し、桐の札は一枚しかないから、此の札だけは、之を持つて居る者が、場へ出さずに、直に自分の「拾ヒ札」の中へ下して置くのである。

斯様にして、最後に「拾ヒ札」の中から素札だけを除き、其以外の札の目を、第一章第一節第一款に於て述べた標準で計算し、次に「役」を選び出すのである。

「數」は百を元とし、最も多い者一人を「親」と稱へ、之に對して二點を與へる。

「役」には、島、呑み、御老中、三光、勅使(又は青)、四光(又は四天、四天王)の六種がある。其點數は次の通りである。

- (1) 鳥 (梅、松、櫻三種の札の内、何の札でも同種の札が四枚揃ふ場合)..... 一點
- (2) 吞 (菊に盃の繪のある札に三十物の札が加はる場合)「一杯吞」..... 一點
(三十物一枚加はる場合)「一杯吞」..... 二點
(三十物二枚加はる場合)「二杯吞」..... 三點
- (3) 御老中 (杜若に八ッ橋、桐に鳳凰、楓に鹿)..... 二點
(杜若に短冊、桐に鳳凰、楓に短冊)..... 三點
(杜若に鶴、櫻に幕、梅に鶯)..... 三點
- (4) 三光 (松に短冊、櫻に短冊、梅に短冊)..... 三點
(松に短冊、櫻に短冊、梅に短冊)..... 三點
(松に短冊、櫻に短冊、梅に短冊)..... 三點
- (5) 勅使 (菊に短冊、楓に短冊、牡丹に短冊)..... 三點
(菊に短冊、楓に短冊、牡丹に短冊)..... 三點
(菊に短冊、楓に短冊、牡丹に短冊)..... 三點
- (6) 四光 (三十物四枚揃ふ場合)..... 六點
(三十物四枚揃ふ場合)..... 六點
(三十物四枚揃ふ場合)..... 六點

但し、勅使と四光は、他人の役を消して仕舞ふ力を有して居る。即ちこの役が一役、誰かに付けば他に如何なる役があつても、全部消して仕舞つて、夫れ等の者に、一つも役が付かなかつたと同一の結果に置いて仕舞ふのである。(但し親及自分の役には影響が無い)けれども若し三人の内一人には勅使が付き、他の一人には四光が付いた場合は如何と云ふに、この場合には、其前後に依り、先に付いたものが、後に付いたものを消すことになつて居る。

斯くして、親及役の點數を合算し、其點數に應じて、賭金の授受を爲すのである。

第十一節 オチ(又はムシ)

「オチ」は花合せの一種で、通常二人で遣る。札は四人迄に分けられるのであるが、其場合には、手の悪い者が、二人だけ落ちなければならぬ。其落ちる場合には、親ならば二錢、肩ならば三錢と謂ふ風に、順

次累加した金額の罰金を出すことになつて居る。

札は四十八枚の内より、萩と牡丹合計八枚を抜き、残り四十枚で、場に八枚を撒き、手に八枚宛配り、其餘は床繪として伏せ置き花合と同様の方法で、繪を拾ふのである。

數は百五十を元とし、それ以上十を「一杯」とし、一杯二杯と數へ、別に「藤役」「桐役」「三光」の三役を設けてある。藤役は藤の繪四枚、桐役は桐の繪四枚、三光は松に鶴、梅に鶯、櫻に幕の三枚揃つた場合を謂ふのである。而して「役」の價値は桐役、藤役は何れも十點、三光は二十五點と謂ふ定めである。

札の月順及貫數は關東方面のに従つて居る。多く外來の人が遣る賭博で、愛知縣土着の賭博者の間には、餘り知られて居ない博戯である。

第十二節 其他の花合せ

事件として顯はれる花合せの内には、尙「數取り」、「目取り」、「高の目取り」、「さし」、「二厘目」、「馬鹿花」、「六丹」、「五文引」、「五六十」、「二四六」、「八八」等、十指も猶及ばない程あるが、何れも其方法は花合と大差なく、只勝負の決定方法に多少の相異があるに過ぎない。

「數取り」「目取り」「高の目取り」は何れも、取り札の貫數だけで勝負を決する花合であり、「さし」は二人がさして遣る花合せと謂ふ程の意味に過ぎず、「二厘目」は一目を二厘宛に勘定すると謂ふ意、「六丹」は短冊物の札を六枚揃へることに依り勝負を決し様とする花合、「五文引」は豆を五粒出して置き、一度勝つ毎

に一粒引き、五粒を取り得る者を以て勝とする方法、「五六十」は、五と六と十の札を揃へ様とする手合せ
 「二四六」は親、役を二錢、四錢、六錢と謂ふ風に二、四、六で價值を定める花合せ。「馬鹿花」、「八八」に
 就ては母冊に於て詳説する例と異なるのである。

第十三節 シヨニバン(又はアトサキ)

「シヨニバン」は「花合せ」又は「テンシヨ」賭博を始める際、傍の者が、會々花合又は「テンシヨ」を始めん
 爲に場に撒かれた花札を利用して遣る賭博で、一種の「ハンカン」と見て宜いのである。

今、「花合せ」の場合に例を採つて説明すれば、通常花合を始め様とするには、場に所謂場札を九枚(三
 枚宛三度に)仰向けて撒くのであるが、傍の者が其場所を利用して、「シヨニバン」を打たうと謂ふ場合に
 は、「花合せ」の親に頼み最初に撒く三枚だけを浮かして貰ひ、爾餘の六枚は曝さずに、内三枚は右の方へ
 (親の位置から見て)他の三枚は左へ伏せて貰ふのである。

曝された初めの三枚は、「ハンカン」同様「初繪」と稱へ、右へ伏せた三枚を「中」左へ伏せた三枚を「乙」と
 謂ふ。

其處で傍に居るものは、各自の欲する繪に、賭金を爲すのであるが、兩方の賭金總額は必ず、同額でな
 ければならない。之は「ハンカン」と異り、胴親が無いからである。

それから、親(花合せの親を取つた者)が、中繪、乙繪を順次に捲り、三枚目を「ハンカン」と同様の方法
 に於て、比照し、「カブ」を最高の目と爲し、高目を勝として、一方より賭金同額を渡すことになるのであ
 る。

「カブ」の上に「ツケ」も「アラシ」もある所は、「ハンカン」と毫も異らないが、唯だ「カンの出た場合」には
 「ハンカン」に在つては其名稱の通り、賭金の半額に相當する金しか、胴親は勝つた方へ支拂はないのに、
 「シヨニバン」では、賭金全額に相當する金を、相手方より貰ふことが出来る。

「ハンカン」との重要な相異は、彼に在つては胴親と側との勝負であるが、此に在つては、側同志の勝
 負なる點に存する。

斯くして「シヨニバン」の勝負が出来れば、今度は、同じ札を以て、直に花合せの勝負が開始されると謂
 ふ順序になるのである。

第十四節 トコ(床々)

「トコ」は「シヨニバン」が花合又はテンシヨ賭博の最初に於て行はれるに反し、其最終に於て行はれ
 るの特色がある。

今、「テンシヨ」の場合を、例に採つて説明すれば、テンシヨでは場に九枚を撒き、各自に手札六枚、床
 札九枚宛を分配し、残り六枚を「死繪」として場から除け、第八節に於て述べた方法で、互に札を合せ、
 最後に一番下の床札を起して、勝負を終るのであるが、このテンシヨの勝負が終つた處で、傍に之を觀て

居た者等が、其最後に捲くれた床札を利用して、トコノクを遣るのである。

其方法は、普通二人で、手を組むのであるが、組んだ二人の内一人は、「死繪」として除けてある、六枚の札を、よくつついて、二枚宛分配し、同額の金を賭け合つた後、其二枚と床札二枚（親の一枚と子の一枚）と合計で、夫々「カブ」を作るのである。カブ目は三枚で作ることになつて居るから、四枚の内何れでも、勝手に一枚を捨てて、都合のよい札三枚で、目を作り、目の高低を以て勝負を決するのである。

若し之を二人以上で遣る場合には、「テンショ」を勝負した者の取り札の中から、雙方より必要なだけ何枚宛かの素札ばかりを、抜いて来て、それと右の「死繪」とをつき交ぜ、各自に二枚宛配り、前同様の方法で勝負をすることが出来るのである。

第十五節 やり取り（又は指し繪）及遣り取り床々

「ヤリ取り」及「ヤリ取りトコノク」は、「トコノク」と同じく、「花合」又は「テンショ」賭博の札を利用して勝負せられる。

之も二人で組むが通例であるが、二人は「死繪」を三枚宛分け、互に之を秘して置いて其内一枚だけを互に交換し、其結果たる三枚の札の月數を合算しカブ目を作り、其「カブ目」の高低に依つて勝敗を決するのである。之が「ヤリ取り」と云ふ賭博の方法であるが、「ヤリ取りトコノク」と謂ふのは、この一勝負終つた後之に使つた各自の三枚の札を利用し其札と、花合又はテンショの床繪二枚と、合計五枚でカブ目を作り

勝負を争ふので、五枚の内二枚は、随意選擇の上、取捨し、あとの三枚で最もよい目を作るのである。勝てば、二人の出し合つた賭金だけを全部取ることが出来る。

第十六節 スベタメクリ（又は千十）

「スベタメクリ」は、花合せの一種ではあるが、普通の花合せは、成るべく貫の善い札乃至は役札を選つて、場から拾ひ取らうとするに反し、「スベタメクリ」では、成るべく貫の善い札を捨てて、スベタ札（素札）のみを拾はうとする所に、特色が認められる。普通三人で遣るが、サシでも遣れないことはない。

札は、普通の花合せに在つては、花札四十八枚の内から、桐の素札三枚を抜き、残り四十五枚で勝負することになり、なつて居るが、「スベタメクリ」では札は抜かない。即ち四十八札全部を用ひるのである。

其札の撤き方も、場には六枚、手には七枚宛、残りを「モヤヒ床」として、場に伏せて置くことになつて居る。

勝負の方法は、大體「本花」と同様であるが、この賭博では、「八八」の如く、先づ「手役」（手札に存する役）を調べて、それが有れば各自其前に曝して置き、其餘の札だけを手に持ち、其持札又は下に曝された役札を、一枚宛打つては、場の繪と合せて取るのである。

斯くして各自其「取り札」を對照して勝負を決定するのであるが、先づ最初には、「手役」に對して、札の遣り取りをしなければならぬ。即ち甲が十に相當する手役を持つて居り、乙が八、丙が五に相當する手

役を持つて居たとすれば、乙と丙は其差等に對して、夫々「スベタ札」を其差數に應じて何枚宛か遣り取りするのである。(手役は闘戲中に、皆壊れて仕舞ふから、各自覚えて置くのである)

次で、各自の札の目數を計算し、千十^{セントナ}を以て元と爲し、それより多ければ、多いだけ、一目何程と謂ふ割合を以て、金の受授を爲すのである。

「目の計算」は、次の標準によつて爲される。

(1)	松ニ鶴	五	(10)	菊ニ盃	九
(2)	雨ニ小野道風	十五	(11)	楓ニ鹿	五
(3)	雨ニ燕	五	(12)	牡丹ニ蝶	五
(4)	櫻ニ幕	五	(13)	梅ニ鶯	五
(5)	藤ニ郭公	五	(14)	山ニ雁	一
(6)	杜若ニ八ッ橋	五	(15)	桐ノ赤札	一
(7)	桐ニ鳳凰	九	(16)	各短冊物	各一
(8)	萩ニ猪	七	(17)	各素札	各十
(9)	山ニ月	八			

數、十を一束と呼び、十束を千と呼ぶ。けれども千を超えれば一束二束と謂ふ代りに、十、二十と數へ

ることになつて居る。即ち一束、二束、三束、四束、五束、六束、七束、八束、九束、千、千十、千二十、千三十と數へるのである。千十^{セントナ}を取り目の元とする所より、この賭博を「千十」とも稱へるのである。役は手役のみあつて、場役はない。手役は次の十八種である。

- (1) 赤 四 (赤札四枚)..... 双方よりスベタ二枚宛取れる役
- (2) 赤 五 (赤札五枚)..... 雙方よりスベタ三枚宛取れる役
- (3) 赤 六 (赤札六枚)..... 同四枚宛取れる役
- (4) 赤 七 (赤札七枚)..... 同十枚宛。但し他人の役を消す力のある役
- (5) 赤ソウケン(赤札四枚にガス以外の札三枚)..... 同五枚宛取れる役
- (6) 赤五ソウケン(赤札五枚にガス以外の札二枚)..... 同六枚宛取れる役
- (7) 赤六ソウケン(赤札六枚にガス以外の札一枚)..... 同七枚宛取れる役
- (8) ツウケン又は馬鹿役、手札にガス札一枚もない場合)..... 同三枚宛取れる役
- (9) 三クツキ(同じ月の札が二枚宛三組)..... 同三枚宛取れる役
- (10) 三クツキ三本又はハネケン(同じ月の札二枚宛二組、三枚一組)..... 同五枚宛取れる役
- (11) 赤四三本(赤札四枚、同じ月の札三枚)..... 同四枚宛取れる役
- (12) 赤五三本(赤札五枚、同じ月の札三枚)..... 同五枚宛取れる役

- (13) 赤六三本(赤札六枚、同じ月の札三枚)……………同六枚宛取れる役
- (14) 赤六ツウケンの三本(赤六ツウケンであつて而も同じ月の札三枚ある場合)……………同九枚宛取れる役
- (15) 赤六ツウケンの四本ミクツツキ(赤六ツウケンであり而も同じ月の札が四枚あり且三ツツキになつて居る場合……………註雨四枚加はる場合が其適例)……………同十四枚宛取れる役
- (16) 四本(同じ月の札四枚)……………同四枚宛取れる役
- (17) 四本ミクツツキ(同じ月の札四枚並に同じ月の札二枚宛三組)……………同七枚宛取れる役
- (18) ハネケンの赤四三本(ハネケンであつて赤札が四枚あり且同じ月の札三枚ある場合)……………同十一枚宛取れる役

「註」右に所謂赤札とは、各札の短冊物(全部十札)と雨の素札、雨ニ燕、雨ニ小野道風、山ニ雁桐の赤札の五枚、總計十五枚を謂ふのである。

第十七節 六一カッイ(又は繪本引)

「六一」は又「繪本引」とも稱せられ、胴親と側とで爲される賭博である。人数には制限はない。普通「六一を一つ切らうか」と云ひ出した者が、胴を取る例になつて居る。

「札の目」は、松一、雨二、櫻三、藤四、杜若五、桐六、萩一、山二、菊三、楓四、牡丹五、梅六となつて居る。

勝負の方法は、親は花札の中から、松、雨、櫻、藤、杜若、梅六枚の札を選び出して、それを懐中又は前掛の二等に隠し、色々にそれを交せて、其内から一枚だけを、側に秘して場へ出すのである。通常、帽子或は風呂敷等を自分の前に置いて其下へ匿すことになつて居る。

すると側は、各自其札に當りさうな札を、場にある花札の中から取り出して、自分の前に伏せ、夫れに各自其欲する金を張るのであるが、其札は、必ずしも一枚とは限らない。何枚出しても宜いのである。例へば、親の出した札は一から六迄の札には相違ないからと謂つて、一から六迄の札一枚宛出して、夫れに一々賭金しても構はない譯である。

一同が賭金し終ると親は匿した札を取り出して側に見せる。而して側の札で其札に當らなかつた札は、「スカリの札」と謂つて、其札に賭してある金は、悉く親が没收して仕舞ひ。又當つた札は「當リノ札」と謂ひ、親は其札に賭してある金額に對し、其四割半(四十五割を意味す)の金を支拂ふのである。

以上は勝負の大體の要領であるが、側が金を張る際に、其張り方には種々奇妙なる形式があるのである。

(イ) 一枚のボンキで張る場合

「一枚のボンキで張る」とは、札を唯一枚出して之に金を張る場合、或は數枚出してもそれを横に一系列に並べて、各札を一枚宛の獨立の札とし、それに各賭金を爲す場合を謂ふ。この場合には、當れば其賭金額の四割半に相當する金を付けて貰ひ、スカレば悉く没收されて仕舞ふ。

(ロ) 吸ひ付きの張り

「吸ひ付の張り」とは、異種の札二枚宛出し、二枚を縦に並べて、其の上の方の札に金を張る場合を謂ふ。この場合には、上の札が假にス、カリになつても、下の札(吸ひの札と謂ふ)が當りになれば、上の札に張つてある賭金は、下の札に吸ひ取つて仕舞ひ、之を親へ渡さぬ。其代り、上の札が當りになつても、其賭金に對しては、三割半の金しか付けて貰へぬ不利益がある。上、下共に當らなければ、賭金を親に沒收されることは云ふ迄もない。

(ハ) 中張

「中張」とは、縦に二枚の札を並べ、其二枚の札の中間に金を張る場合を謂ふ。この場合には、若し上の札に當れば、賭金額の二割半、吸ひの札に當れば一割の金を付けて貰ふことが出来る。共にすかれば賭金全部沒收されるのは言を俟たない。

(ニ) 引き付きの張り

「引き付きの張り」とは、縦に上下二枚の札を並べ、其の中間と、上の札とに、夫々賭金する場合を謂ふ。この場合には、若し上の札に當れば、其賭金に對して三割半、中間の賭金に對して二割半の金を付けて貰ふことが出来る、若し下の札に當れば、上の札に張つてある賭金は、下の札へ吸ひ取り、中間の賭金に對しては一割を付けて貰ふことが出来る。二枚共すかれば全部親へ沒收せられる。

(ホ) 吸ひボンの張り

「吸ひボンノ張り」とは、上、下二枚の札並に其中間へ何れも賭金する場合を謂ふ。この場合には、若し上の札に當れば、上の札の賭金には三割半、中間の賭金には二割半付けて貰ひ、吸ひの札の賭金は親に取られる。けれども、下の札に當れば、上の札の賭金は之を吸ひ取り、而も下の札に四割半、中間の札に一割の金を付けて貰ふことが出来る。上、下共にすかれば賭金全部の沒收されることは前數項の場合と異らな

す。

「註」右に一割或は四割半等と謂ふのは十割或は四十五割と謂ふ意味である。

而してこの賭博は、右様の勝負を六回反覆して一切りと爲し、其際に胴金が減つて居れば、減つただけの金額を付け加へ、殖えて居れば、殖えただけを引き去つて、其引き去つた金の八分位に相當する寺錢を切り、再び勝負を繼續するのである。

尙側の者は、一手勝負が済む毎に、巻紙に其時に出た目を、一々記して置き、之を勝負の目安として種なる金の張り方をするのである。之を「看板」と稱へて居るが、其性質は、「ハンカン」に於ける「ホーセン」と同様である。而もこの「看板」の書き方には、特種の筆法がある。

一は〇、二はN、三はM、四は□、五はあ、六は六

と、一種奇體な文字を使ふのが、本式になつて居るのである。

第四章 骨子を使用する賭博

第一節 丁半

「丁半」は母冊にも詳説し、又敢て此の地方のみに流行する賭博と謂ふ譯ではないが、兎に角骨子賭博の最も代表的のものであり、且つ、此の地方には此の地方としての、多少の特色も加味されて居るから、茲に重ねて説明して見度いと思ふ。

「丁半」は賽二個、壺皿一個を使用して爲す賭博である。人数には素より制限はないが、此の地方に行はれる丁半には、「組合せ丁半」と「喰ひ廻り丁半」との二種の方法がある。

第一款 組合せ丁半

「組合せ丁半」とは、側同志が、組合つて勝負を争ふ丁半を謂ふので、特に胴親と云ふものがないのである。

方法は、普通、中盆が居て、最初に「作りボーセン」を遣つて見ることになつて居る。「作りボーセン」とは、先づ「小手調べ」と謂ふ程の意味に當るのである。即ち將に使用せんとする賽と、壺皿とを以て、中盆自ら、種々の目を作つて見るのである。而して若し丁の目が出れば、「ボーセン」たる庄屋券を、表を向けて場へ出し、半の目が出れば、裏返しにして場へ出し、凡そ二十回許り（本式にすれば二十一回なりと謂

ふ）繰返して見て、其度毎に、庄屋券を一枚宛場へ出して並べて置くのである。乃ち「側」は之に據て、此の賽、此の壺皿の、凡その癖を察し、「ボーセン」を勝負の目安として勝負を争はうとするのである。

斯様にして愈々本勝負に移るのであるが、半の目から本勝負に移ることはなく、必ず丁の目から移ることになつて居る。即ち二十回許り賽を振つて見て、最後に丁の目の出た所で之を止め、其賽其壺皿を、本勝負に於て、最初之を振る役に當つて居る者へ渡して勝負を爲さしめるのである。

けれども之を渡す場合には、普通に物を撮む場合の如く其賽を拇指と示指とで撮らずに、手背を上にして示指と中指との間に横に挟んで渡すことになつて居る。之は我々の五本の指の中、拇指と示指とは最も鋭敏な働きを有し、従て不正を爲す場合にも、この指は最も器用な作用を爲し得るのであるから、厳正なる勝負を期する上より、比較的に不器用なる中指と示指とで挟んで渡すことになつて居るのである。獨り中盆より賽を送る場合のみならず、或「壺振る人」より、次の「壺振る人」へ送る場合に於ても、同様な方式に據ることを要するので、而も其賽は、自分に於て振り出した最後の目を、其儘にして送らなければならぬ定めになつて居る。

「組合せ丁半」に於て、壺を振る役に當つた者を、「肩」又は「壺」と謂ふ。

他の地方では、特に「壺振」と稱するものがあつて、之は通常親分の家から若い者が賭場に派遣されて、専門に壺振のみを遣ることになつて居る様であるが、此の地方では特に「壺振」と稱する者が無い。賭者が自

ら之を振るのである。

賭者の内、最初に「肩」たるべき者を定める爲めに、特に他の賭博に於けるが如く、親見をすると謂ふ様なことは、先づ無いと謂つて宜からうと謂ふのは、組合せ丁半に於て肩と謂ふのは、他の或る賭博に於て見る様な胴親とは全然概念を異にし、唯だ壺皿を振ると謂ふだけの役目に過ぎない。従て、胴親の場合に於て屢々見るが如き、親のカスリと謂ふものもなければ、又役柄其物に附随する特殊の利益もない。加之壺皿の振り様が悪ければ、側の者から往々苦情を謂はれなければならぬと謂ふ不利益も伴つて居るのであるから、誰も争つて迄「肩」たらんとする程の者はなく、利に敏き者は却て之を忌避しやうとさへするのである。故に肩は殊更に親見と謂ふが如き方法で極めることなく、誰でも「肩を行き度い」と謂ふ者に、随意に遣らせることになつて居る。實際には、半可通の賭博者又は小金を持つて來たと謂つた様な輩が、物好きに肩を遣る様なことが多いさうである。

其處で「肩」は、中盆から送られた賽を振つて勝負にかゝるのであるが、其振り方は、第二章第三節に於て述べた通りで、賽を盆座の上から、壺皿で掬ひ取り、ころ／＼振つて、場へ打ち流すのである。

但し、二個の賽が喰つ付いて、場に置かれて在る場合には、之を掬ひ取る前に、先づ、壺皿の縁で、之を二つに分けることにしてある。之を「割る」と稱へて居るが、其二個の賽は、不正に喰付けてあるのではないと謂ふことを、側に知らしめんとする方便に外ならない。

賽を振れば、肩は、先づ最初に、丁とか丁とか口を切つて、其目に賭金を爲すのである。而して側に於て、若し其反對の目に賭金し度いと思ふ者があれば、半とか丁とか呼びながら、己の欲するだけの賭金を出し、肩と組合せを爲すのである。けれ共、この場合に、側の内にも、肩と同様の目に賭金しやうと思ふ者もあり得るのであるから、この場合には、側の他の者は、其者とも亦賭金の組合せを爲し得る譯である。斯くして、賭金の組合せは、肩と側、側と側、到る處に、相錯綜して出来ることになるのであるが、丁と半との賭金を一目瞭然たらしむる爲めに、其並べ方を一定し、丁の目に賭せんとするものは、其金（紙幣）を横にし、半の目に賭せんとするものは其金を縦にして置くことになつて居る。（若し銀貨等の如く、縦横の區別のない物は、二個以上の場合ならば、之を横に並べ、又は縦に並べて、丁目半目の識別をして置くのである）

而して各組合せの賭金は、必ず對當の額でなければならぬ。之は胴親の無い賭博に於ける、賭金方法の原則である。

一同の組合せが出来れば、中盆は「勝負」と謂ふ聲を掛ける。すると「肩」は伏せてある壺皿を抜くのであるが、抜いた壺皿は其まゝ傍に伏せて置くことになつて居る。

斯くして、若し丁の目が出れば、半の目に賭せられた金は悉く、それと組合はされて居る丁の目の賭者は取られて仕舞ひ、半の目が出れば、丁の目に賭せられた金は、悉くそれと組合はされて居る半の目の賭

者に取られて仕舞ふのである。而して一勝負終る毎に、「ホーセン」は、表或は裏向けにして（丁は表、半は裏）出して置くことになつて居る。

「目の読み方」

目の読み方は、二個の賽の顯はした目数を合計し、偶数なれば丁と謂ひ、奇数なれば半と謂ふのである。二個の賽に依つて作られる目は、丁、半、共に九目ある。次の如し。

甲 半の目

イチニノ半	ヨイチノ半	イチロクノ半(又はイチロクノビリ)	サニノ半	グニノ半(又はグニノビリ)	シソウノ半(又はシソウノビリ)
ゴロクノ半	グシノ半	サブロクノ半			

乙 丁の目

ピンゾロノ丁	ロクゾロノ丁	ニゾロノ丁	ゴゾロノ丁	サンゾロノ丁	シゾロノ丁
サンミチノ丁	グイチノ丁	グサンノ丁	シ二ノ丁	ニロクノ丁	シロクノ丁

ピントホシ

二トホシ

三トホシ

一見すると、半の目は九目しか無いのに、丁の目は十二目ある様に見える。従て考へ様に依つては、丁の目に賭金した者は、半の目に賭金した者よりも、自分の目に出會ふ機會(即ち「半」に勝ち得る機會)が、

常に三度だけ多いと謂ふことになり、丁と半とは、到底、對等の關係に於て勝負を爲すことが出来ず、利に敏い者は、努めて丁の目に廻るに相違なからうと思はれないではない。けれども事實は決して左様ではなく、機會は常に均等になつて居ると謂ふのは、半の目も實際は十二回顯はれる機會があるのである。只半の目に於ては、「イチロク」の裏は必ず「イチロク」であり、「グニ」の裏は必ず「グニ」であり、「シソウ」の裏は必ず「シソウ」であるから、實際に於て裏と表とが、別々に二度出ても、目として之を讀まれる場合には、常に「イチロク」、「グニ」、「シソウ」であるから、この三種の目に限り二目が常に一目にしか計算されないといふことになり従つて十二の目は九目にしか數へられないといふ結果になるのである。

茲に於てか、丁の場合にのみ、特に表裏別々に目を讀むと謂ふことは、雙方の目の權衡を失する所以であるから、「ピンゾロ」の裏にある「ロクゾロ」、「ニゾロ」の裏にある「五ゾロ」、「三ゾロ」の裏にある「四ゾロ」を、何れも「ソロ目」であると謂ふを理由として、半の目の場合と同様、一目を數へ、「ピンゾロ」と「ロクゾロ」を「ピントホシ」（ピンが裏迄通して居るの意）、「ニゾロ」と「五ゾロ」を「ニトホシ」、「三ゾロ」と「四ゾロ」を「三トホシ」と讀み、何れも單なる一目宛と看做すのである。

曩に、丁の目、半の目、何れも九目ありと謂つたのは、この意味に於て謂つたものに外ならないのである。

「賭金」

次に組合せ丁半には胴親が無いのであるから、胴金と謂ふものも無い。従つて側が賭金を組みに際しても、何程迄を限度と爲すべきやに付、一定の目安が無い爲め、相手方の所持金以上に組合ふかも知れない。故にこの場合には、組合を挑まれたものが、便宜、所持金の額を告げて、挑んで來た者の参考とするより外はないのである。けれどもそれを告げるの邊もなく、何人かの者が賭金を組合はせに來た場合は如何と謂ふに、この場合には賭金の遲速に依つて、遅く組み合つて來た者に、退いて貰ふより外に仕様が無いのであるが、遲速に付き争のある場合には、中盆が其裁斷を爲し、賭金額に應じて、少し宛賭金の割を引かしめるのである。

「安目」

茲に時として、肩が「丁」と出た時に側の者も皆「丁」と謂つて、「半」に出様と謂ふ者が一人も無いことがある。この場合には結局勝負が不能に終る譯であるから、中盆は「總丁」振つて、次へ廻せ」（總て半の場合には「ソツパン」振つて次へ廻せ）」と、肩に命令するのである。すると肩は、其命令通り、一度中の賽を振つてから、壺皿を抜き、それから賽の目を、其以前の目、即ち勝負を爲し得る最後の目に作り直して、之を中盆から「肩」へ送られた時と同様の方式に基いて、次の者へ送るのである。

伏せた壺皿を抜くに際し、一應中の賽を振つてから之を抜くのは、中の目を側に見せまいとする爲に外ならない。中の賽の目を見せると、色々な因縁を付けて未練がましい苦情を云ひ出す者があるから、結

局勝負の出来なかつた目は、綺麗に壊して仕舞ひ、一切の苦情を排除しやうとするのである。

けれども偶々には、肩は其目を壊して、中盆の指圖通り次の肩へ廻すことなく、其の目で其物で、特に側へ有利の條件を與へて、勝負を遣つて見様と考へる場合がないでもない。この場合には、中盆の許可を得て、肩は「安目^{ヤスメ}を賣る」のである。「安目」の何たるかに付ては、「ハンカン」の場合に説明したのであるが、側が若し之を承諾して、肩と反対の目へ賭金すれば、茲に新たに組合せが出来るのである。又肩の右の如き申出を待つ迄もなく、「側」の方から、肩に「安ければ買へ」と、安目の勝負を挑む場合もある。この場合にも、肩が承諾すれば、茲でも賭金の組合せ出来る譯である。

組合せ丁半に於ける安目には次の如き數種がある。

一、「サク」を負ける場合

「サク」とは半分と謂ふことである。例へば、茲に肩が丁と出て居る場合に、側の者も總て丁で、誰も半の目へ廻らうと云ふ者の無い場合に、肩は「サクを負けるが買はぬか」と謂ふことがある。之は肩が、假に勝負に勝つても、賭金全額を沒收することなく、それを半額に負けて遣らうと謂ふ申込をしたことになるので、普通には、特に一つの目を限つてこの申込をすることが多い。而してこの場合に、側が「二ロック」の丁目を一目負けて貰つたと假定すれば、勝負の結果、この目が出た以上、假に自分が負けになつたとしても、其側は其賭金の全額を肩に取られることなく、半額だけで済ませて貰へるのである。

二、「スツバリ」負ける場合



けれども一目のサクを負けて貰つただけでは、未だ誰も、反対側の目へ廻らうと謂ふ程の者が無い場合がある。この場合には、肩は目をもつと安くして、「スツバリ負けやう」と謂ふ。この場合には、勝負に負けても側は賭金を取られることなく、全額負けて貰ふことが出来るのである。

スツバリ負ける場合に、尙、「スツバリ半」、「二スツバリ」、「三スツバリ」等の種類がある。

(イ)「スツバリ半」とは、目を二つ負ける場合で、其内一目に付ては、スツバリ、他の一目に付ては、「サク」だけを負ける場合を謂ふのである。「二ロック丸、シロック半分」と謂へば、「二ロック」の目が出れば全部負ける、尙「シロック」の目が出れば半分を負けると謂ふことになるのである。

(ロ)「二スツバリ」とは、目二つを何れもスツバリ負ける場合を謂ふ。(以下準之)

三、トリツポ

スツバリ負けて貰つても、未だ側に於て満足しない場合には、「トリツポなら買ふか」と、申込むことがある。之は相手方より目を一つ此方へ取つて、此方のツポを負けて遣ると謂ふ意味で、「グシを取つて、ピンを負ける」と謂へば、相手方のグシ   一目を取つて、此方からピン付の目を悉く負けると謂ふことになるのである。故に「グシ」が出れば、假に此方が負けても賭金は相手方へ取られない代りに、ピン付

の目が出れば如何なる目であつても、相手方より賭金を取る譯に行かぬと謂ふことになるのである。(因にピン付の目は丁にも半にも三つ宛ある)。

トリツボの中に、尙、「トツテツボ半」、「トツテフタツボ」、「カラツボ」等の場合がある。

(イ) 「取つてツボ半」とは、相手方から一目を取つて、此方からはツボを一つ半負けると謂ふ意味で、「グシを取つて、ピン丸、サニ半」と謂へば、「グシ」を相手方より取り、此方からはピン付の丁目は「スツバリ」、三付の丁目は「サク」を負けると謂ふことになるのである。

(ロ) 「取つて二ツボ」は、取つて二ツボをスツバリ負ける場合を謂ふ。

(ハ) 「カラツボ」とは、相手方より目を取らずに、此方のツボだけを負ける場合を謂ふので、之にも「カラツボ半」、「二ツボ」等の各場合がある。

四、キリツボ

「キリツボ」とは、特定の目を限り、それ以外の目ならば、或ツボの付いて居る目は悉く負けると謂ふ意味である。例へば、

(イ) 「八、キリ二のツボ」と謂へば、八以外の二付の丁目(六、四等)は凡て負けると謂ふことになり。

(ロ) 「ピリキリ二のツボ」と謂へば、ピリ即ち七以外の二付きの半目(五、三等)は何でも負けると謂ふことになるのである。

五、三デナリ八





「三デナリ八」とは、半目の三は「笑ひ」にし、ナリ(六)と八以外の丁目も「笑ひ」にすると謂ふ趣味である。

六、鐵砲

「鐵砲」とは、之を肩より買つて而して或ツボに撃てば、其ツボの付いて居る目は、丁でも半でも、總て撃つたものゝ勝となる場合を謂ふのである。「ピン鐵砲六見物」と謂へば、ピン付きの目は、丁でも半でも、凡て之に鐵砲を撃つと謂つて賭金したものの勝となり又六の付いた目は、丁でも半でも笑ひにすると謂ふことになるのである。

「寺錢」は「ピリ」と「ゾロ」で勝つた時に、其勝つた者が、肩たると側たるとを問はず其受けた金の五分宛を切ることになつて居る。

「ピリ」とは「七」のことで

			イチロク
			シサン
			グニ

の三場合がある。

「ゾロ」とは同じ目が揃ふことで



の三場合がある。

第二款 喰ひ廻り丁半(又はサク胴)

喰ひ廻り丁半は、サク胴とも稱せられ、胴親と側とが勝負を決する賭博である。

勝負の方法には、骨牌賭博に於て説明したる「ハンカン」と相似た點が甚だ多い。之を「サク胴」と呼ぶに至つた所以も、この丁半には、「ハンカン」と同様「カン」と謂ふ目があり、「カン」が出た場合には、「ハンカシ」の場合と同じく、胴親は勝つた者へ、其賭金の半額に相當する金だけを支拂ひ、他の半額は、親のカスリとして引いて置くことになつて居る處より、一方を「ハンカン」と呼ぶのと、同じ趣旨に於て、之を「サク胴」と呼ぶに至つたのである。

勝負の順序は、先づ親見をして胴親を極め、胴親は一定の胴金を出して、之を中盆に預け、それから賽(二個)を振つて勝負を爲すのであるが、賽の振り方には、組合せ丁半程嚴格な方式を定めてない。其理由は、組合せ丁半に在つては、賽を振る者即ち肩は、自ら其賭せんとする賽の目の丁或は半を選択し、それに對し自己の賭金を爲すのであるから、丁の目が出、又半の目が出ることに、直接の利害關係を持つて居り、従て、自分の欲する目を振らうとすることに、特殊の策略を用ひんとする傾向が無いでもない様に思はれるが、喰ひ廻り丁半に在つては、胴親は自ら其振つた目に對して自己の賭金を爲すのではなく、側をして丁或は半に賭金せしめたる上、丁が出れば半の目の賭金を沒收して、丁の目の賭金に胴金を支拂ひ、半の目が出れば、丁の目の賭金を沒收して、半の目の賭金に胴金を支拂ふだけの事であるから、丁が出て、半が出ても、結局胴親には何等の痛痒を感ぜられず、従て特に自己の欲する目を振らうとする爲に、或種の策を施さうと謂ふ虞もないからである。

故に喰ひ廻り丁半に在つては、賽は撮んで壺皿の中へ入れても宜しく、それを亦手で蓋して、カラ／＼と振り、場に伏せる場合も、ボンと打ち切りにして置いて、組合せ丁半の如く流す必要はないのである。

胴親の振つた賽の目に對して側は、夫々賭金を爲すのであるが、其張り方は、「張り分ハンカン」の場合と同じく、丁に張らんとせば、中盆の前に並べてある「ホーセン」を分界として、其中盆の居る方へ、半に張らんとせば、其反對側へ、各々張り分けるのである。

其處で、中盆は勝負と謂ふ聲を掛ける。すると親は壺皿を抜き、若し丁が出れば、半の側に張つてある賭金を全部没収して、丁の側にある賭金に、夫々其同額の金を付けて遣り、半が出れば、丁の側にある賭金を悉く没収して、半の側の賭金に夫々同額の金を付けて遣るのである。無論それ等錢の世話は中盆自身が爲すに極つて居るのである。

而して「ハンカン」の場合と同様、矢張り「カン」があり、「カン」の出た場合には、親は賭金の半額に相當する金を支拂つて遣れば宜いことになつて居る。

「カン」は丁の目に於ては「ニロック」半の目に於ては「ピン六」である。

「ポーセン」は一回の勝負毎に出し、「寺錢」は胴の開く場合に、開いた金の一割を切ることになつて居る。胴は廻り胴が通例である。

この丁半にも安目（ヒナシ、親並）があるが、「ハンカン」に付述べた所と同じであるから、重ねて説くことを省略する。

第二節 ヨイド（又は五カッパ）

「ヨイド」は、勝負の方法が、頗る面倒なので、素人には餘り喜ばれず、専ら玄人の賭博として、流行して居る。他の地方にもある賭博であるが、この地方には矢張り地方獨特の色彩が加味せられて居る。

この賭博は、胴親があり、胴親と側とが勝負を争ふ賭博で、人数には制限なく、賭具としては、壺皿と、

賽三個、庄屋券若干枚を要する。

勝負の方法は、先づ胴親を決定する。胴親は胴金を自分の前に出し（中盆が居れば中盆に渡し置く）、壺皿と賽とを受取る。側は又、各自二枚宛の庄屋券を持ち、且つ各自の前へ夫々、各自欲するだけの金を出して置く。この金を「棚」と謂つて居るが、通常紙幣を出すことになつて居る。尤も銀貨等を出す場合も絶無ではない。

この棚は縦にして出す場合と、横にして出す場合とがある。前者を「縦棚」と謂ひ、後者を「横棚」と謂ふ。

この「棚」として出された金は、其儘「側」の賭金となるのであるが、勝負の度毎に、出したり、又引つ込めたりするのではなく、負けて親に没収せられない限りは、何時迄も出し切りにして置くのである。「棚」の名稱は或は左様な處から生じたものかも知れない。

故に勝負を一時見合せやうと思へば、庄屋券を棚に寝せて置くのである。之を「棚に蓋をする」と稱へて居るが、「側」が棚に蓋をした場合は常に、勝負に加はらないことの意味を、表はしたことになるのである。

従て勝負を開始せられる前には、棚は常に蓋されて居るを原則とする。勝負を始めやうと謂ふ處で、始めて蓋が取られるのである。

勝負を開始する前に、一應「色見」と謂ふことを遣つて見ることになつて居る。「色見」とは「組合せ丁半」に於て述べた「作りポーセン」と殆ど同じ概念を有し、將に本勝負に於て使用せられんとする壺皿と賽とを以て、親が、色々の目を振つて見ることを謂ふのである。

而して親が一度或目を振る毎に、誰か一人が巻紙に、其目を控へて置き、「ヨイ(六)」と謂ふ目が出る迄は、何回でも振つて見るのである。

「ヨイ」と謂ふ目が出ると、「側」が「待つた」と聲をかけて、親に色目を止めさせる。そして本勝負に這入るのであるが、本勝負になつてからでも、一度々々、出た目は、總て右の巻紙に書き取つて置くので、「側」は之を勝負の目安として、勝負を争はうとするのである。この點に於て此の目紙は、「ホーセン」と其性質を同じくして居る。

凡そ、「ヨイド」の賭場には、必ず斯様な目紙が置いてあり、夫れに「十、四九、八、七、〇」と謂ふ五つの目が書き列ねられるのだから、「ヨイ」と謂ふ目が出た時は〇を書いて置くことになつて居る。賭博の現行犯發覺し、之が逮捕に赴いた際、其賭場に於て、偶然にも此の異様な目紙を發見することが出来たならば、多くを謂はずして、其處に「ヨイド」賭博の開張されて居たことを明にすることが出来るのである。

勝負は、親が三個の賽を振つて、壺皿で伏せることに依つて開始せられる。而して「側」が之に賭金せんとする場合には、夫々棚の蓋を取るのである。若し棚の蓋が無條件で取られた場合には、常に棚金全部が

それに賭せられたことになる。

其處で親が壺皿を抜き、三個の賽の目を合算して、「親の目」になれば、親は棚金全部を沒收し、「側の目」になれば、其賭金額に應じ、親は夫々其同額の金を支拂ふのである。

茲に「親の目」と謂ふのは、横棚に在つては「ヨイ(六)」、縦棚に在つては、「ピリ(七)」である。又「側の目」は横棚に在つては、「十、四九、八、ピリ」、縦棚に在つては、「十、四九、八、ヨイ」の各四目である。而して、

- (一) 「十」とは、三個の賽の目の合計數が五、十、十五なる場合
- (二) 「四九」とは、四、九、十四なる場合
- (三) 「八」とは、三、八、十三、十八なる場合
- (四) 「ピリ」とは、七、十二、十七なる場合
- (五) 「ヨイ」とは、六、十一、十六なる場合

を謂ふ。要するに、五目ある内、四目が「側の目」であり、爾餘の一目が「親の目」である。而して側は、四目の内何れの目へ賭金しても宜いのであるが、無條件で「棚」が蓋取られた場合には、其棚の金は、四目全部に對して張られたことになる。原則としては、本點に對しては其棚金の十分の三宛、下點に對しては十分の二宛張られたものと看做される。「本點」とは横棚に在りては「四九」と「ピリ」、縦棚に在りては「四九」



と「ヨイ」の二目を謂ひ、「下點」とは縦棚、横棚共に、「十」と「八」の二目を謂ふ。
 故に例へば、十圓紙幣一枚を縦棚として場に出せば、其十圓は、「十」と「八」とに對しては、其の十分の二の二圓宛、「四九」と「ヨイ」に對しては、其十分の三の三圓宛賭せられることになる。従て賽の目が「十」と出れば、親は「十」に對して張られてある金額二圓に對して同額の二圓を支拂つて遣らなければならぬ。けれども其餘の三目に張つてある賭金には、其儘別段に異動は無いのである。即ち當らなくても、親に取られることがない。親に取られるのは、「親の目」が出た時に限るのである。

「棚」に於ける目の配置は次の圖の如くになつて居る。(第四圖参照)



(第四圖)

即ち「十」の點は棚の頭にあり、「四九」の點は右肩に、「八」の點は右裾に、「ピリ」及「ヨイ」の點は脚の處に設けてあるのである。故に「十」の目に對して、特に多額の賭金を爲し度いと思へば、棚の頭、「十」の點へ持つて行つて、其欲するだけの金を付けて置けば宜いのである。

此の賭博にも、胴親の「掻キ目」がある。「シソウビン」及「シグイチ」の二目がそれである。故にこの目が出た場合には、「シソウビン」は「八」、「シグイチ」は「十」で、孰れも側の目であるに拘らず、親は之に對して、金の支拂を爲すに及ばない。「笑ひ」になるのである。

「棚の種類」

棚の種類に、縦棚、横棚の二種があることは、既に述べた通りであるが、尙其外に、次の如き數種の「棚の出し方」がある。

- 一、金の表面を現はして置く場合
 この場合を「出切り」と稱へ、十圓の紙幣なれば、十圓全部を賭けると謂ふ標になるのである。
- 二、金を裏返しにして出す場合

この場合を「半分」と謂ふ。十圓の紙幣を其半分だけ賭金にしたいと謂ふ場合に、この出し方をするのである。

但し、或金額に在つては、其半額は計算上常に不便を生ずる場合があるから、かゝる場合には、便宜半額以上を賭けることにする。而して特に反對の意思を表示しない以上は次の如くに賭せられたものと看做される。

- 一圓の場合は六十錢(十分ノ六)
 - 下點ニ、十錢宛
 - 本點ニ、二十錢宛
- 五圓の場合は三圓(十分ノ六)
 - 下點ニ、五十錢宛
 - 本點ニ、一圓宛
- 十圓の場合は五圓(十分ノ五)
 - 下點ニ、一圓宛
 - 本點ニ、一圓五十錢宛

- 二十圓の場合は十圓(十分ノ五)
 - 下點ニ、二圓宛
 - 本點ニ、三圓宛
- 百圓の場合は五十圓(十分ノ五)
 - 下點ニ、十圓宛
 - 本點ニ、十五圓宛
- 三、金(紙幣)を二の折にして出す場合

これは其金額の四分の一を賭せんとする場合の棚の出し方である。但し計算上不便ある場合には、計算の便宜を慮る爲めの特例を設けることは前項の場合と異なる。

- 一圓は三十錢
 - 下點、五錢宛
 - 本點、十錢宛
- 五圓は二圓
 - 下點、五十錢宛
 - 本點、五十錢宛
- 十圓は三圓
 - 下點、五十錢宛
 - 本點、一圓宛
- 二十圓は五圓
 - 下點、一圓宛
 - 本點、一圓五十錢宛
- 百圓は三十圓
 - 下點、五圓宛
 - 本點、十圓宛

(下點本點何れも五十錢宛にて、この場合を「ダラ五」と謂つて居る)

四、本點割込

「本點割込」とは、棚を裏返しにして出し又は二つ折にして出した場合に、其剩餘金を本點に付けて、本點の賭金を増額することを謂ふのである。この場合には、棚の脚へ、庄屋券を仰向けにして一枚付けるのである。(第五圖参照)



(圖五第)

今十圓紙幣一枚を、裏返しにして出した場合に付て説明すれば、この場合には、五圓だけが賭金に用ひられ、半額の五圓は控除せられて居るのであるから、之を本點に割込ませる爲めに、右の如き方法が講ぜられるれば、五圓は二圓五十錢宛分けられて、各々本點の賭金に附加せられることとなるのである。

五、下點割込

「下點割込」は「本點割込」の反對で、剩餘金を下點に付け様とする場合に用ひらるゝ方法である。この場合には、庄屋券を仰向けで、棚の右肩、四九の點より、稍々離れた邊りへ附けることになつて居る。(第六圖参照)



(圖六第)

六、スコ付き、四九付き、八付き、尻付き
 之は剩餘金を全部、一目に付け様とする場合に用ひらるゝ方法である。

之を全部「十」の目へ付け様と思へば、庄屋券を、棚の頭、即ち「十」の點へ付けるのである。之を「スコ付き」と謂ふ。又全部を「四九」に付け様と思へば、庄屋券を棚の右肩、四九の點に付けるのである。之を「四九付き」と謂ふ。以下之に準じ、「八付き」は庄屋券を「八」の點に付けること、「尻付き」は庄屋券を棚の尻へ付けることを謂ふのである。(但し庄屋券は、何れも表を向けて置かねばならぬ。裏を向けて置くと、後に述べる「替り賽」と間違へられるからである)。

七、トチを付ける場合

トチを付けるとは、特に或目に對して、多額の賭金を爲さんと欲する場合、賭金の外に、尙別の金を、其目に對して付けることを謂ふ。例へば十圓の出切りの棚に於て、「四九」と謂ふ目には、當然に三圓の賭金が爲されてあるのであるが、それ以上に、此の目だけに十圓を賭し度いと思ふ場合には、不足額の七圓を別の金で、其目即ち棚の右肩の「四九」の點へ付けるのである。之を「トチを付ける」と謂ひ、付けられた七圓を「トチ」と謂ふのである。

八、替り賽

「替り賽」とは、胴親の目を「側」に於て隨意變更することを謂ふ。

胴親の目は前述の如く、縦棚に在つては「ビリ」、横棚に在つては「ヨイ」であるが、凡そ「ヨイド」と謂ふ賭博は、三個の賽が顯はすべき五つの目の内一目だけを胴親に残し、他の四目は側が取つて之に夫々賭金を爲すのであるから、胴親の目は何でも一目あれば宜しく、特に「ビリ」又は「ヨイ」に定めなければならぬと謂ふ特段の理由はないのである。故に側は一度の勝負毎に、親の目を隨意に變更することが出来る。

(イ) 縦棚を横棚に變更する場合

即ち縦棚に於て親の目を「ヨイ」に變更し様とする場合を謂ふ。この場合は棚を横に置き替へれば宜い譯であるが、庄屋券二枚(一枚でも宜しい)を裏返しにして、棚の尻へ並べても、この目的は達せられるのである。之を「尻割」と謂ふ。(第七圖参照)



(圖七第)

(ロ) 「十」に變更する場合

親の目を「十」にして、爾餘の四九、八、ビリ、ヨイを總て側の目に變更しようと思ふ場合には、庄屋券を矢張り裏向けて、棚の頭「十」の點へ附けて置くのである。之を「スコ割り」と謂つて居る。

(ハ) 「八」に變更する場合

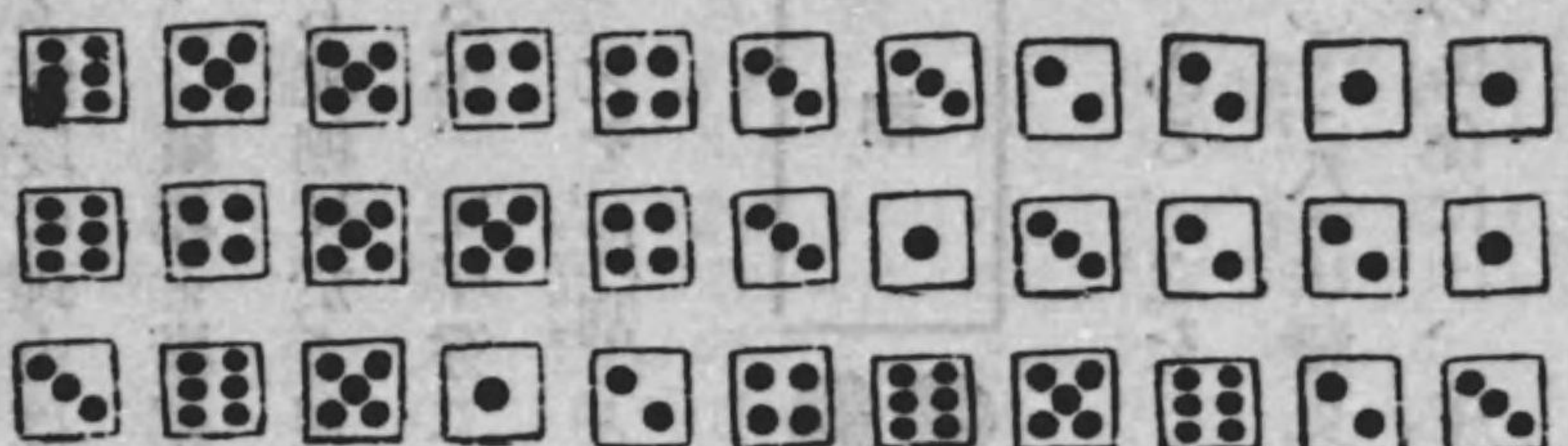
この場合には、庄屋券を矢張り裏返しにして、八の點に付けて置くのである。之を「八替り」と稱へて居る。

(ニ) 「四九」に變更する場合

この場合は、右の庄屋券を、四九の點へ持つて行つて置けば宜いのである。之を「四九替り」と呼んで居る。

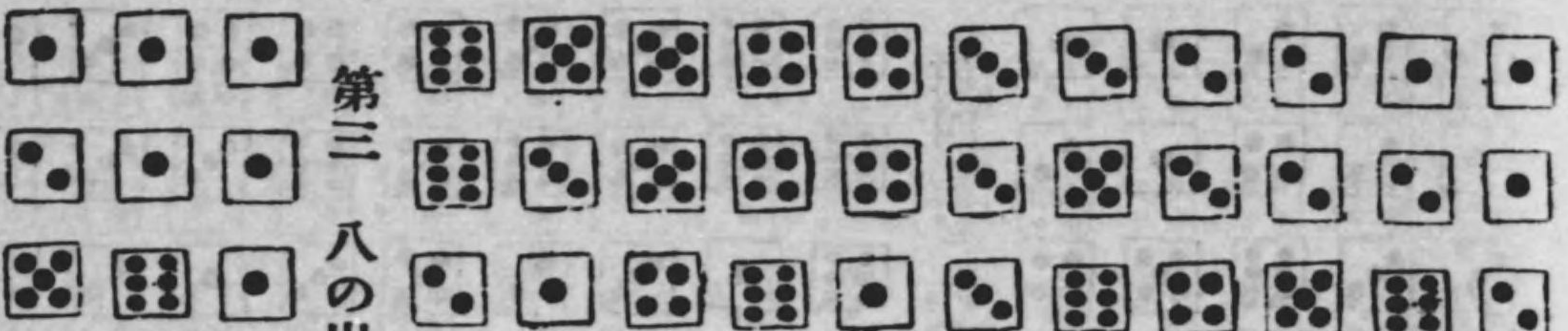
最後に十、四九、八、ピリ、ヨイの出来る凡ゆる場合を列記して見やう。

第一 十の出来る場合



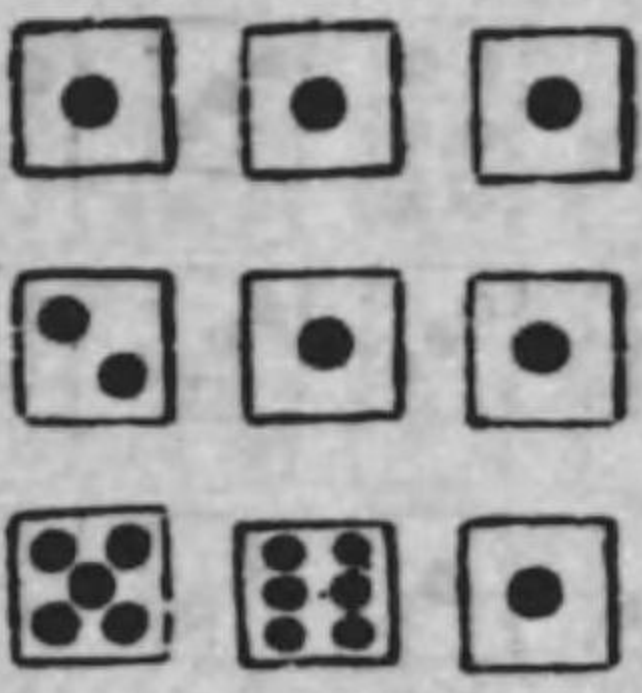
- ビン／＼の三 (家鴨の五つとも謂ふ)
- 二ヅケ
- 二二六
- 二三ゴ
- サンミチ六 (青田とも謂ふ)
- サザの四 (笹島と洒落れる)
- シシの二 (猪の煮賣と洒落れる)
- シグイチ (笑ひ)
- 五トツボ (狼の足跡と洒落れる)
- グシ六
- ロク／＼の三 (山ガタとも謂ふ)

第二 四九の出来る場合

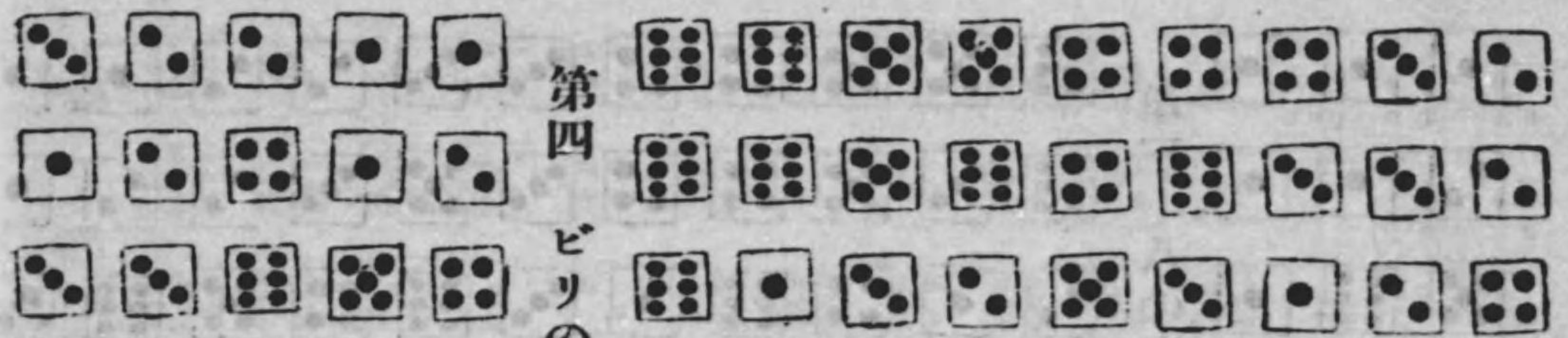


- ビン／＼の二 (石部の四つとも謂ふ)
- イチニロク (うどん屋とも謂ふ)
- 二二の五 (荷車と洒落れる)
- 二サン四
- オトラ (男寅の十四とも謂ふ)
- 三トツボ (三羽鳥と洒落れる)
- 四ヅケ
- シシの六 (泳ぎとも謂ふ)
- ゴゴのシ (ゴト／＼シとも謂ふ)
- ゴサンピン
- ロク／＼の二 (ゴザの十四とも謂ふ)

第三 八の出来る場合



- ビントツボ(又はビンゾロ)
- ビン／＼の六 (大願寺とも謂ふ)
- イチニゴ八ツ



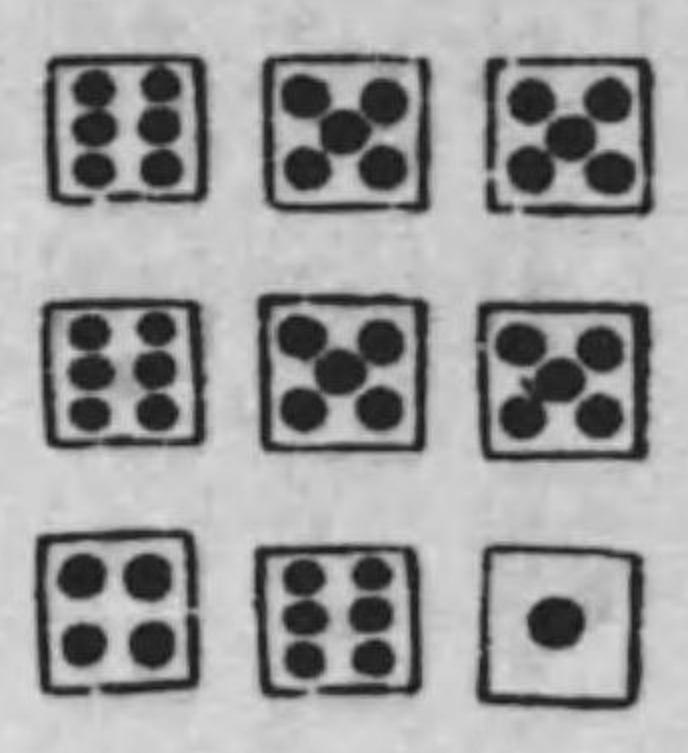
第四 ビリの出来る場合

- 二二の四 (割の重箱と洒落れる)
- サザの二 (櫻の葉八つ)
- シソウビン (お茶八とも謂ふ)(笑ひ)
- シロク三 (土佐の港とも謂ふ)
- シシの五 (箱根山と洒落れる)
- ゴロ二 (九平の十三とも謂ふ)
- ゴゴの三 (ブラリ三又はブラットホームとも謂ふ)
- ロク／＼のビン(又は六ツケ)
- ロクトツポ (大八とも謂ふ)
- イチニシ
- ビン／＼の五 (おた福と洒落れる)
- ニシロク (西六城とも謂ふ)
- 二ト／＼三 (興津の女郎とも謂ふ)
- 三ツケ (お彼岸七つと洒落れる)



第五 ヨイの出来る場合

- サブ／＼ (北海道と洒落れる)
- 三 龜 (三の上の意)
- シミッツ (神田の祭とも謂ふ)
- ゴゴの二 (マンキの十二とも謂ふ)
- ゴロイチ (盗人の子と洒落れる……石川五右衛門の息子)
- ロク／＼の五 (濱松又は大振袖とも謂ふ)
- 一二三
- ビン／＼の四 (お寺の炬燵と洒落れる)
- 二ミッツ
- サニロク
- ササの五 (ササニ五マジリとも謂ふ)
- シツチロク (角一とも謂ふ)
- シシケン
- グシニ (善光寺参りと洒落れる……グシニ引かれて善光寺参り)



ゴゴのビン (天下第一とも謂ふ)
ゴンく六 (上ゲ六とも謂ふ)
ロクく四 (藍の縞屋とも謂ふ)

寺鏡は胸の開いた時に、其開き一割を切ることになつて居る。

第三節 因果振(又は振り目)

因果振は賽三個を以て遣る賭博であるが、壺皿は要らない。三個の賽を掌に載せて、場へ振るのである。側同志の勝負であつて、人数には制限はないが、勝負の性質上餘り多人数では出来ない賭博である。

方法は、最初親見をして親(胸親ではない。闘戲の先順位に就くものを意味す)を定め、親から順次に、賽を振つて、各自、自分の「振り目」を定める。

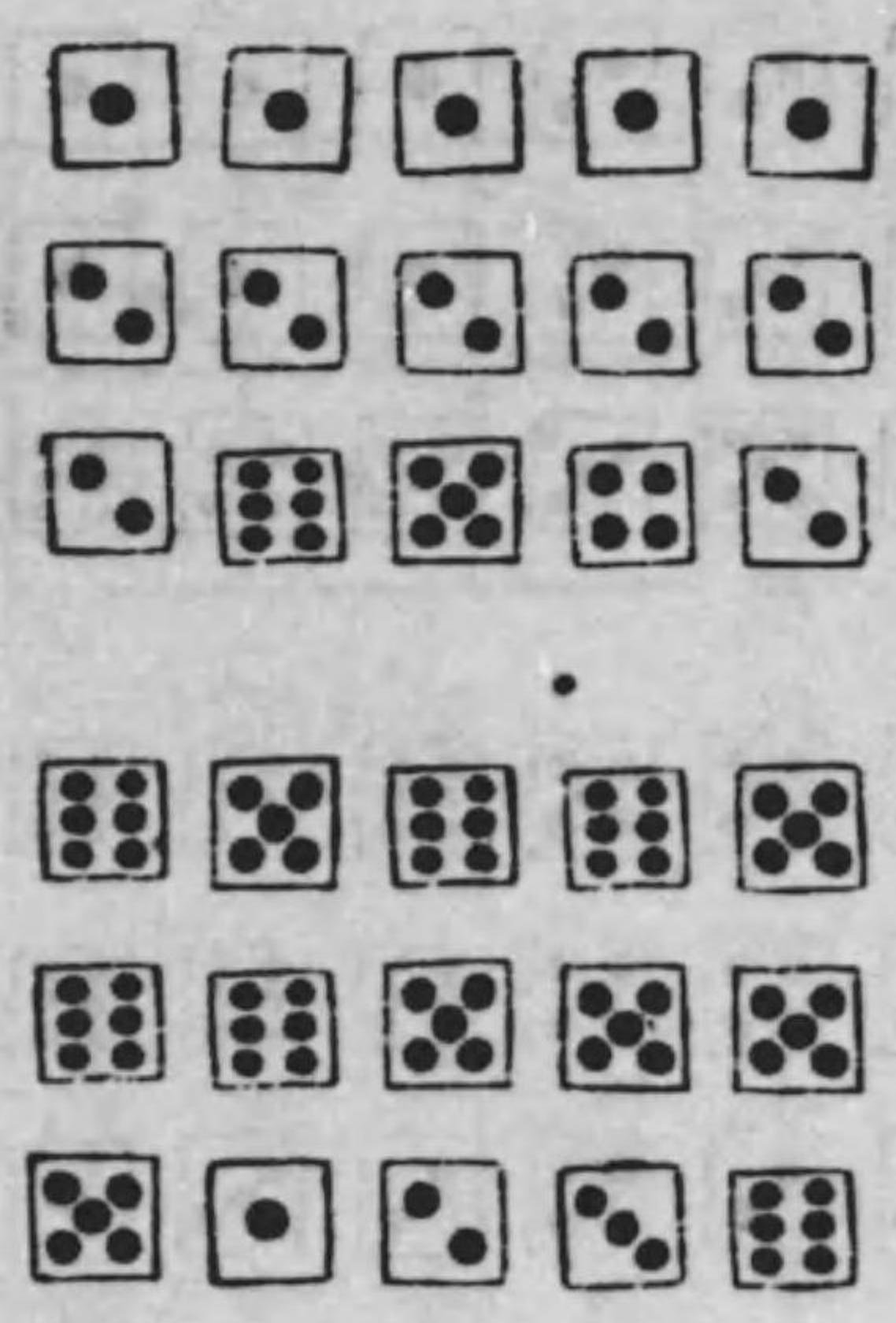
それから各自同額宛の賭金を出し合ひ、再び親から順次に、三個の賽を振るのであるが、この際若し自分の「振り目」として定めた目を振れば、賭金は固より全部自分に掻き取ることが出来るのである。若し他人の「振り目」を振れば、自分が振つたものなるに拘らず、他人へ其賭金全部を取られて仕舞ふことになるのである。

例へば茲に甲乙の両者が、甲は を、乙は を各自分の振り目と定め居ると假定した場合に、甲が若し と謂ふ目を振れば、乙は何等勞する所なくして、當然に場にある賭金全部を

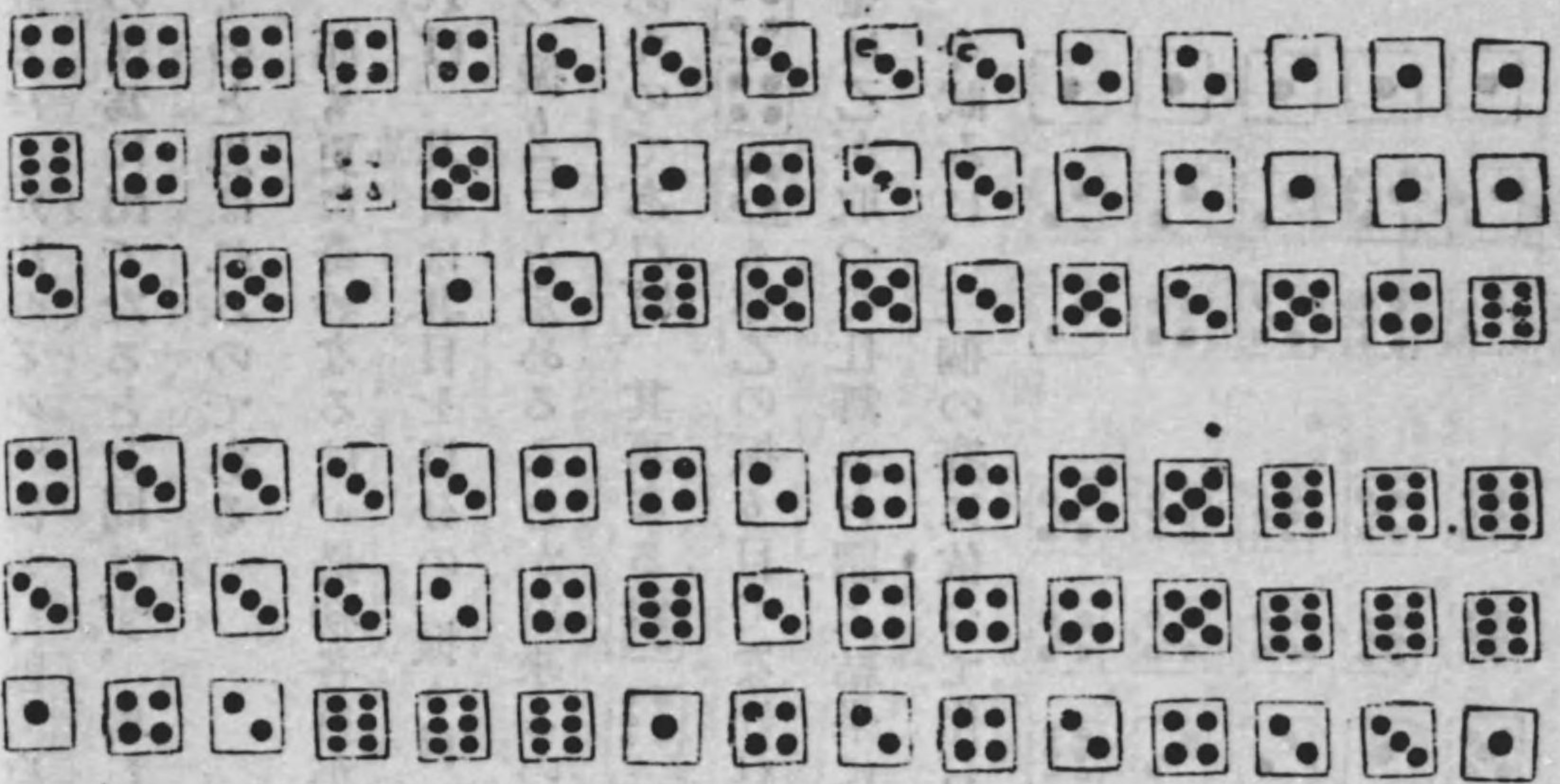
取るんが出来るのである。即ち自分の「振り目」さへ出れば、それが自己の所爲に出でたと、將又他人の所爲に出でたとを問はず、均しく同一の結果を得ることが出来るので、因果振の名も蓋し茲から出たものと思はれるのである。

而も更に奇妙なるは、最初各自が夫々の「振り目」を定める際、或一人が三個の賽に依つて、或る目を振れば、其者は其目を自分の「振り目」と定むることは固よりであるが、其裏面に存する目をも亦、共に自分の「振り目」と定めることが出来るのである。故に右の例に於て甲が若し を自分の「振り目」と定めたのであれば、其裏なる も甲の振り目であり、又乙の振り目が であれば、其裏の も亦乙の振り目でなければならぬ。従て甲が の代りに、 を振つても、賭金は乙が取つて仕舞ふと謂ふ結果になるのである。

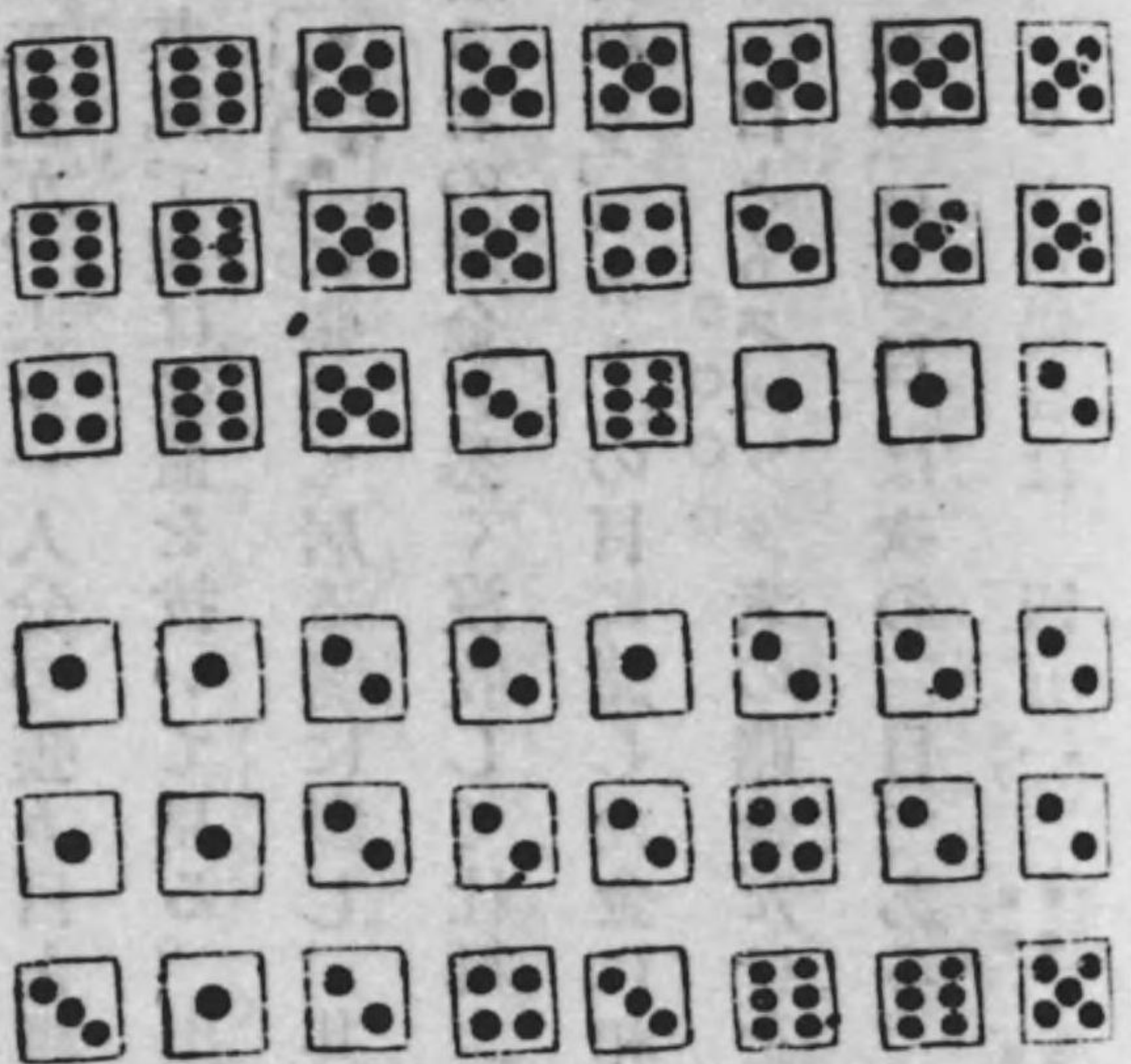
今試みに、三個の賽に依つて作らるべき、凡ゆる振り目を考へて見ると、凡そ次の通りになる。



ニツケ、ゴンく六
イチニシ、男寅の十四
イチニゴ八ツ、九平の十三
イチニ六、ゴロイチ(又は盗人)
石部、濱松(又は石部大振袖)



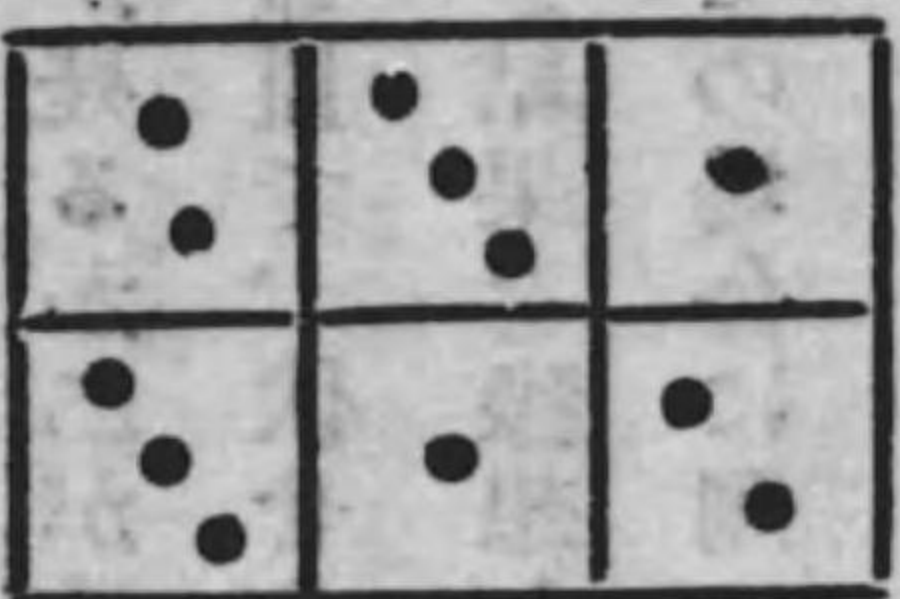
大願寺、ロク／＼のビン
 ビン／＼の四(又はお寺の炬燵)六六三(又は山形)
 ビン／＼の五(又はおた福)ゴサの十四
 ニト／＼三(又は興津の女郎)ゴト／＼四
 二三五、グシニ(又は善光寺参り)
 三トツポ(又は三羽鳥)四ミツ(又は神田の祭)
 ササニゴマジリ、猪の煮賣
 三龜、ニサン四
 青田、角一
 お彼岸七ツ、四四の六(又は泳ギ)
 シグイチ、サニロク
 四ツケ、サブ／＼(又は北海道)
 シシノ五、サザの二
 シシケン、笹島
 シロクサン、シソウビン



マンキ、荷車
 天下一、二ニロク
 五三ビン、西六城
 グシロク、一二三
 プラリ三、割重箱
 五トツポ、二トツポ
 六トツポ、ピントツポ
 藍の縞屋、家鴨の五つ

第四節 賽カッパ

「賽カッパ」は、胴親と側とが勝負をする賭博で、人数には制限はない。賭具として、賽三個、壺皿一個の外に、圖の如き「目紙」一枚を要する。(第八圖参照)


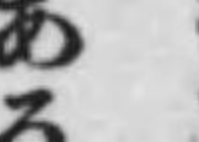






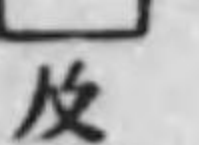
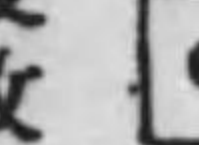
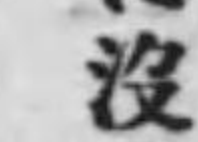
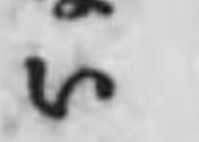
(圖八第)

「目紙」は圖の如く六劃を描き、其中に夫々圖の如き目を書き入れたものであれば、如何なるものでも宜いのであるが、普通は新聞紙を用ひる様である。


勝負の要領は、胴親の振つた三個の賽の各出目を合算し、それを三で割つた結果が割り切れて零になるか(割り切れた場合を三と看做す)又割り切れずして


一が残るか二が残るか三の場合を當て、勝負を決するのであるが、其方法は、最初胴親が三個の賽を壺皿で、伏せるのである。すると側が其壺の中に現はれて居る、三個の賽の目の合計數を三で割つて得べき結果を豫想し、夫々其目に對して賭金を爲すのである。

この場合に側は、一、二、三の三目何れにも随意に賭金を爲し得るのであるが、三目の内の一目だけは親に残して置かねばならぬ。故に一、二、三、三、一等に對して随意賭金し得ることとなるのである。而して其賭金は何れも目紙に張ることになつて居る。一と二に張らんと欲すれば、に、三と一に張らんと欲すれば、に、二と三に張らんと欲すれば、に張るのである。即ち目紙の中の縦に割された二劃が、夫々一人分の張り目と謂ふことになる。

其處で親は壺皿を抜いて見る。出目の合計數を三で割つて、割り切れた場合は「三」を當りと爲し、及に張つて居る者に對し、其「三」に賭してある金額に同額の金を、支拂つて遣り、に張つて居る者の賭金を悉く沒收して仕舞ふのである。而して及の内、及に張つてある金は、何れも「スカリ」の目に賭した金に相違ないが、之は親に沒收せず、當りの人へ引かせるのである。即ち親は二目ともスカッタ者の賭金だけを掻き取るに過ぎない。

親の「掻き目」は次の三目である。

ビンの場合は 四五一 

二の場合は 三二六 

三の場合は 五六一 

この場合には親は當りの者へ、其の當りの目に賭せられたる金額の半分だけ付け遣れば宜いことになつて居る。

寺錢は胴の開いた場合に、開きの一劃を切ることになつて居る。

第五節 狐テヨボ竝にテヨボ一

狐テヨボもテヨボ一も可成この地方に行はれる賭博であるが、母冊に詳しく述べられてあるが故に、重ねて説かない。

第五章 綱を使用する賭博

第一節 三割

「三割」は縣下東春日井郡、殊に瀬戸町竝に其附近特有の賭博で、同地方に於て覇を稱へて居る信濃一家、北熊一家の如きも、三割賭博の大元締をして居ると稱して宜いのである。

三割は綱四本を使用して、勝負を爲す賭博で、次節に述べる「本引」と似て居るが、「本引」は側同志が勝負を争ふものなるに、三割は、胴親と側とが勝負を決する點に根本的の差異を見ることが出来る。

勝負の要領は、親が四本の網を出して、之を「側」に引かじめ、其内の特殊の一本を引いた者を「當リ」とし、其者に賭金の(三割三倍即ち三十割を意味す)を與へる賭博である。「三割」の名稱は茲から出たものである。

尤も三割(三十割)とは謂ふものの、事實は二割八分(二十八割)しか支拂はないので、爾餘の二分(二割)は、胸親が「カスリ」として、自分に取つて置くのである。

斯様に三割賭博では、胸親に多くの「カスリ」を認められて居る處から、東春日井郡附近では、主として親分又は其代理者たる若い者が、自ら胸を取り、他人に之を取らせる様なことは餘りないさうである。尤も絶無ではないのであるから、其場合には、普通、廻り胸で、親分は其胸から寺錢を徴収するのである。茲には親分又は其若い者が、三割賭場に出張して、賭博を開張し、自ら其胸親として勝負に加はる場合に付て説明する。然らざる場合も、方法に於て殆ど之と異らないのである。

親分或は若い者が、自ら胸を取る場合には、今一人「錢付」をする役を連れて来て、其右隣に坐らせて置くのが常である。それから胸親は一定の胸金を自分の前に出して勝負をする。

勝負に用ひられる網は、本式には長さ各三尺三寸と定められ、通常、黒の使ひ糸を十二本(四子宛三つにして)縫つて作られるが、網の下端は縫り切りにはせず、各本共、括り玉(瘤と謂つて居る)を一つ宛作つて置くのである。而してこの網は、多年賭博場裡に、出入して、博奕を渡世として居る様な、玄人が縫

るのであるから、其丈夫なること針金の如く、之を扱けば、將に蕭々と音さへ立てると謂ふことである。

胸親は、この四本の網をよく揃へて、其下から三分の一の邊りの所を、片手で握り、示指に一卷き巻きつけて、其握り餘つた網は、其中程を輪にして一つ捻り、其内の一本には、側に知れない様にして、「分銅」を結付け、之を深く手の中へ丸め込み、それから手の先へ出て居る網を、さつと場へ打つのである。

すると側の一人は、其打たれた網四本を、根元の方で一つ捻り、夫れを親に、網を握つて居る方の手の拵指で喰はせ、且其喰はせ目に於て相並んで居る網の順序に、網を割り、一本々々整然と場に並べるのである。斯くして並べられた網は、其一本々々に夫々の名稱を附せられ、側の位置より見て、其最も右の一本を「前一」、其次を「前二」、其次を「奥二」、最も左を「奥一」と呼ぶ。(第九圖參照)



(第九圖)

其處で「側」は、各自の欲する網を一本宛握つて、それに對する賭金を、其欲するだけ自分の前に差し出すのであるが、既に一人の握つた網を、自分も抽かうと思ふ者は、唯だ賭金だけを其網を抽いて居る者

の前へ、出して置けば宜いことになつて居る。

それから網を握つた者は、夫れを握つた儘で、更に他の者の抽いて居る網へ掴まるのである。之を網に「止まる」と謂つて居るが、最初の者は一番下に止まり、順次上になり、一人だけが、残りの一本を眞直

ぐに引つ張つて居るのである。

一同の賭金が終れば、親は「宜いか」と謂つて、今迄握り締めて居た綱を、放すのである。すると一番下に止まつて居る者から、一人々々其止まつて居る綱を、下の方へ扱くのであるが、若し分銅の附いて居る綱を抜き當れば、「取り」と謂つて、親から其賭金の二十八割に相當する金を付けて貰ひ、「カラ綱」を抽いた者の賭金は、悉く親に掻き取られて仕舞ふのである。

綱に付ける「分銅」は、一勝負毎に、附け替へることになつて居る。「分銅」は普通には、孔あきの五錢白銅貨を用ひられ、其孔へ短い紐を通して輪にして置き、綱に附ける時は、其紐で綱の末端を結ぶのである。

「當り」の綱を取つた者に、二十八割の金を支拂ふと謂ふ原則には例外がある。即ち賭金の額に依つては、正確に二十八割を割出すことの甚だ困難なものがあつて、一々正確な計算をして居れば、其方に餘程の時間を要することになるから、斯かる賭金に對しては必ずしも正確に二十八割は支拂はれないことになつて居る。けれども、其時々々の都合で、唯好い頃加減の金額を支拂つて宜いと謂ふものではない。幾何の賭金に對して幾何の金を支拂ふ乎と謂ふことは、三割場に於ける昔からの約束と謂ふものがあり、誰でも勝手に變更は出来ないのである。

計算方法の一例を挙げれば次の様である。

(賭金額)	(支拂額)	(割合)
五錢	十四錢	二十八割
十錢	二十八錢	二十八割
十五錢	四十錢	二十七割弱
十八錢	四十錢 <small>瀬戸の信濃一家</small>	二十七割強
二十錢	五十一錢 <small>北熊一家</small>	二十八割弱
三十錢	五十六錢	二十八割
五十錢	八十錢	二十七割弱
七十錢	一圓四十錢	二十八割
八十錢	二圓	二十八割強
一圓	二圓二十錢	二十八割弱
	二圓八十錢	二十八割

とがあるさうである。

第二節 本 引

「本引」は勝負の方法に於て、殆ど「三割」と差異が無い。同じく綱を用ひて遣る賭博で、普通には四人位で爲される。胴親はなく、側同志の勝負である。

即ち綱四本を作り、各自同額宛の賭金を出し合ひ其内の一人が親（胴親に非ず、綱を持って他に抽かせるだけの役）となり、綱を持つて之を他の三人に抽かせ、三人は一本だけを親に残し置き、綱の内の「分銅」

之れ等の計算は「三割」を遣らうとする程の者には、響の音に應ずるが如く速に出来得るので、決して誤ることはない。賭博者等が、「役場の村長様だとして、三割場へ来たたら、俺等には叶はぬ」と豪語するものは、必ずしも故なきに非ずと思はれるのである。

寺銭は胴の開いた時に、開きの一割を切る事になつて居る。けれども、瀬戸の北熊一家では「側寺」と稱して、「側」からも寺銭を徴収するこ

の附けてある一本を抽き得た者が、「當り」と爲つて、賭金の中から先づ自分の出しただけの金額を取り、次の親を取つて、勝負を反覆し、四回遣つて賭金全部引去られた處で、勝負の一切りが付くのである。

即ち「三割」では「當り綱」を取つた者は、胴親から二十八割に相當する金の支拂を受け得るのであるが、本引では、各自の出した賭金（即ち本）を、一回毎に引き得るに過ぎない。「本引」は即ち「本を引く」の意である。

第六章 相場に關する賭博

第一節 石 張

「石張」とは、米穀取引所の立會相場を標準とし、普通取引の形式に則つて定期米の賣買を約し、以後の立會に於て、其相場が賭者が賣買を約した際に基準として採つた相場より、十錢以上の變動あつた場合に勝敗を決し、賭金の受授を爲す賭博と謂ふので、二石張、三石張、五石張等の種類があるが、何れも「薄張」と總稱せられて、母冊に於て詳説されて居るが故に、茲に蛇足を附することを省略する。要するに「石張」は右の如く、十錢以上の變動に對して賭金の受授を約する賭博であり、「二石張」は二十錢以上の變動に對して賭金の受授を約する賭博である。以下之に準ずる。（母冊第六章、第一節參照）

第二節 スン タン

「スンタン」は、「薄張」と同じく、米穀取引所の立會相場を標準として爲す賭博には相違ないが、「薄張」の如く、豫め約せられたる値段以上に、相場が變動しなければ、賭金の受授を爲さないと謂ふのではなく、賭者が基準として採つた相場より、少しでも相場が動けば、直に勝敗が決せられる賭博である。

手合せは普通の取引の形式に則つて、矢張り、「買ひ」とか「賣り」とか謂ふ言葉に依つて爲される。而して相場が高く變動すれば、「買ひ」を約したものが勝となり、低く變動すれば「賣つた者」が勝となるのである。けれども之に對して受授せらるべき金額は、變動の幅の大小に拘らず、自ら一定して、最初賭せられた金額以上を出でないのである。

而して、普通の米穀取引の場合と同じく、最初、「買ひ」又は「賣り」の申込をした者が、保證金と謂ふ様な意味で、賭金を相手方に預けることになつて居る。勝てば、其預けた金額を返戻して貰ふ上に、賭金の支拂をも受けるのである。

第三節 白黒（又は一、二）

白黒は、米穀取引所の立會相場を標準として爲す一種の丁半賭博である。相場が假に上つても、下つても圓以下の端数が偶数なれば白が勝ち、奇数なれば黒が勝ちとなるのである。

第四節 近 目

近目とは、數人が相寄つて、次に立つべき米穀取引所の定期米相場を豫想し、一人々々其豫想を云ひ合

ひ、紙片等に書き付けて置き、次の相場の立つのを待つて、實際に立つた相場に對照し最も近い相場を豫言した者を、勝とする賭博である。

第五節 借り米

借り米も亦、米穀取引所の立會相場を標準として爲す賭博の一種である。

方法は、定期米の或立會相場を基準とし、其上へ或は下へ、何程かの値段を付けて、當事者の一方が、相手方より、米何枚かを借り、同時に保證金として、或一定の金額を相手方に預けるのである。而して次の立會に於て、相場が、借りた値段迄動き、尙其上に一定の額以上變動すれば、借りた者の勝となつて、保證金を戻して貰ふ上に、尙一定の賭金をも受取ることが出来るのである。之に反してそれだけの變動が無ければ保證金は相手方へ沒收されて仕舞ふ。

例へば、甲が三十五圓と謂ふ相場の立つた時、乙に對して「上へ三十丁貸して呉れ」と謂ひ、二十錢勝負として、定期米五枚を借りると假定すれば、甲は乙に對し一枚に付二十錢宛の保證金を支拂はなければならぬのである。而して次の立會に於て、相場が甲の借りた値段たる三十五圓三十錢（三十丁は三十錢を意味す）迄動いて、其上更に二十錢高くなれば、甲は勝となり、保證金を返して貰つた上に尙一枚に付二圓宛を乙より受取ることが出来るのであるがそれだけの變動がなければ、保證金は沒收されて仕舞ふのである。右の「二圓」は借りた値段と、變動した相場との差金に當るのであるが、假に二十圓以上變動しても、受

授せらるべき差金は一枚（十石）二圓を出でないのである。

この賭博は、借りた者が負ければ、一枚に付僅かに二十錢を損するのみであるのに、貸した者が負ければ、其十倍の二圓を失はなければならないのであるから、貸す者は常に不利益な立場にあるが如く、見えないではない。けれども、借りる者は、常に其時の相場よりも、三十錢とか五十錢とか、高く其米を借りるのであり、而も勝負には、更に夫れ以上或額だけ相場が動かなければ、勝ちとはならないと謂ふ條件が附せられてあるのだから、勝利の可能性は常に必ずしも、借方の方に多くを認める譯には行かない。結局貸方の地位は必ずしも不利とのみは謂へないと謂ふことになるのである。

第七章 其他の賭博

第一節 金振

金振は將棋の駒（普通金將を用ひるが、又歩を用ひることもある）四個を振り、それが立てば、十點、横になれば五點、表が出れば一點、裏が出れば零、逆立すれば二十點と謂ふ風に定め、其點數だけ、持ち駒を進めて、最も先きに、將棋の盤面を一周したものを勝ちとする賭博である。但し振つた駒が重なり合へば、出た目だけを後戻りしなければならぬ。

第二節 芋將棋

之は各自に將棋の駒を等分し、各自手に握つて、之を他に秘し置き、親から右廻りに、親が先づ其内の一個を出すと、次の者は、それと同じ駒を出し、其者と同じ駒が無ければ、其次の者が出し、誰にも無ければ、親は又別の駒を一個出し、今度は、其次の者にそれと同じ駒があつて、之を出したとすれば、其次の者は、續いて同じ駒を出さなければならぬのであるが、若し其次の誰にも之が無ければ、親の駒を受けて同じ駒を出した者が、新たな別駒を出し、斯くして最も先きに持ち駒全部を無くした者が勝となり、賭金全部を取る賭博である。

第三節 引出し

之は、紙片に、東京なら「ト」、名古屋なら「ナ」、大阪なら「オ」、京都なら「キ」と謂ふ様な文字を一字宛書いたもの四枚を作り、親が之を紙に包んで持ち、別に同様な文字を書いた紙を四枚並べ置き、側は其四枚の内の何れでも一枚に金を張るのである。それから側の一人が、親が紙に包んで持つて居る四枚の紙の中から一枚だけを引出し、それが若し「ト」であれば、場の張り紙の中「ト」に賭金して居るものが、「當り」となり、賭金の二倍半に相當する金を親から貰ひ、其他の賭金は悉く親に取られる賭博である。

第四節 タヤト

この賭博は、胴親が大きな紙にタ、ヤ、トと三字を書いて場へ出し、別に同様の三文字を、順序を色々にして十二字書いた紙を作り、其紙を厚紙様の物で掩ひ、其厚紙を段々に動かして行つて、次に現るべき

文字を側の者に當てさせるのである。側の者は「タ」であると思へば、大きな紙に書かれてある「タ」の字の處へ金を張り、「ヤ」であると思へば、「ヤ」の字の處へ、「ト」であると思へば、「ト」の字の處へ、夫々に賭金し、若し當たれば親は其賭金に二倍の金を支拂ひ、すかれば其賭金を全部沒收するのである。而して當て紙の文字の中、特に○印を附した文字が出れば、親は當りの賭金へ、其同額の金を付けるだけ宜いことになつて居る。即ちそれだけが親の「掻き目」になつて居るのである。

第五節 胴張

庄屋券で遣る賭博で、親が庄屋券數枚宛を、人數の數だけ分け、自分にも取り、其一番下になつて居る一枚を出して見て、互にそれに書いてある數字を對照し、親より高目の者は、親から賭金同額の金を取り、低目の目は其賭金を親に取られるのである。

第六節 合羽

庄屋券を二十枚許り場に伏せて積み重ね置き、上より先づ二枚を取つて、之を場に並べ、各自其何れかに賭金したる後、捲つて見て、若し庄屋と鐵砲ならば庄屋の勝、鐵砲と狐ならば、鐵砲の勝、狐と庄屋ならば、狐が勝ちとし賭金を一方へ取る賭博である。一回目の勝負が濟めば、其二枚は取り除けて、更に次の二枚で同様の勝負を繰り返すのである。

第七節 三カッパ(一、二、三)

骨子賭博に於て述べた「賽カッパ」と同じである。只彼は賽を持つて爲すに、此は基石を掴んで、それを三粒宛場へ出し、最後に残るべき、粒數で勝負を決するの相異があるだけである。

第八節 日めくり丁半

之は「日めくり曆」を以て爲す丁半賭博である。親は針を「日めくり曆」の紙間に挿入し、側は其挿入せられた所の月日の數字が、偶數なりや奇數なりや、偶數ならば丁、奇數ならば半として、各自賭金を爲し、最後に親が、針の挿入せられて居る處を開けて見て、勝負を決するのである。

第九節 字スベ(又は字カス)

錢を廻して之を伏せたる後、其表裏何れの面が顯はれて居るかを當て、勝負を決する賭博である。

(終)

花かるた點數表



此五枚のかるたは各廿點物なり

此九枚のかるたは各十點ものなり



此短冊の附きたるかるたは各五點ものなり
此外廿四枚のかるたは各一點ものなり
畫は略す

手役の部



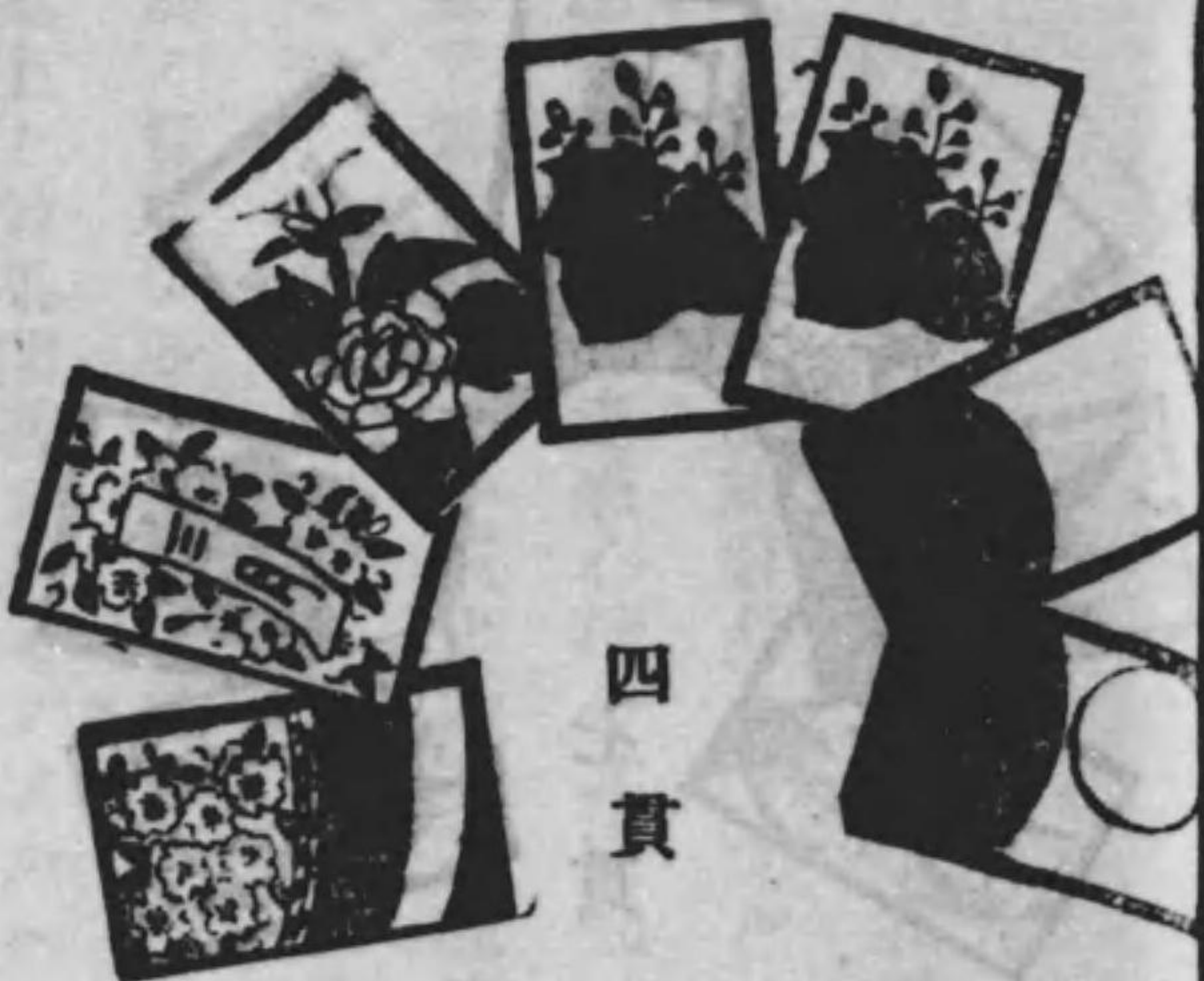
此七枚の内短冊の附きたる札一枚だけあり
三貫



○空素

四貫

七枚のくの一
七枚のくの一
七枚のくの一
七枚のくの一
七枚のくの一
七枚のくの一
七枚のくの一



四貫

○けね

同じ札が
七枚の中
七枚の中
七枚の中
七枚の中
七枚の中
七枚の中
七枚の中



七貫

○赤

二枚宛同じ札が二組と
同じ札が三枚と手に来
りしないふ



三貫

〇十一

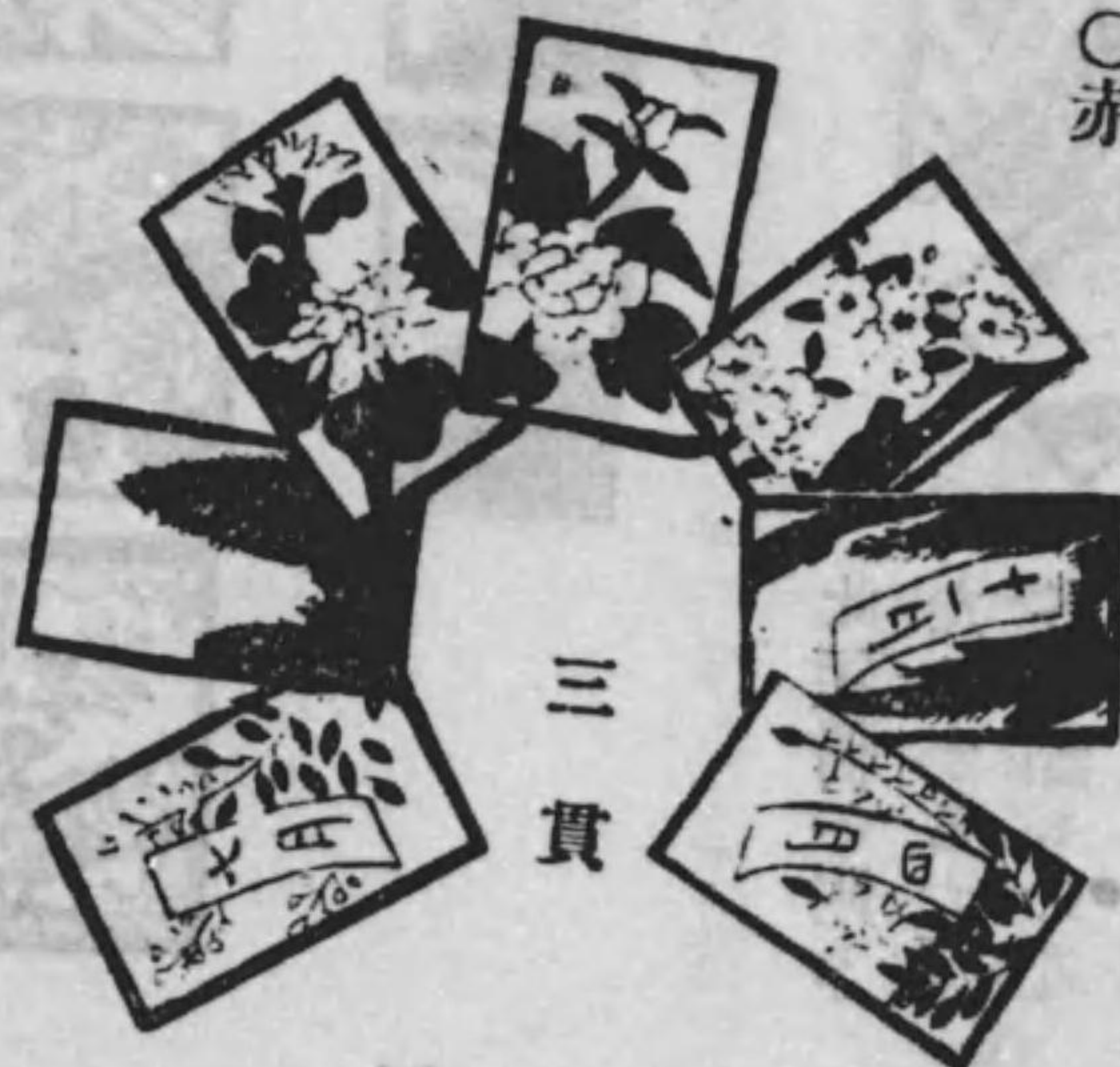
七枚の中
七枚の中
七枚の中
七枚の中
七枚の中
七枚の中
七枚の中



二貫

〇三本

手札七枚
手札七枚
手札七枚
手札七枚
手札七枚
手札七枚
手札七枚



三貫

○赤

色にか、はらず短冊の附たる札が二枚
以上あり短冊の外は盡く一點札に限る
なり



六貫

〇手四

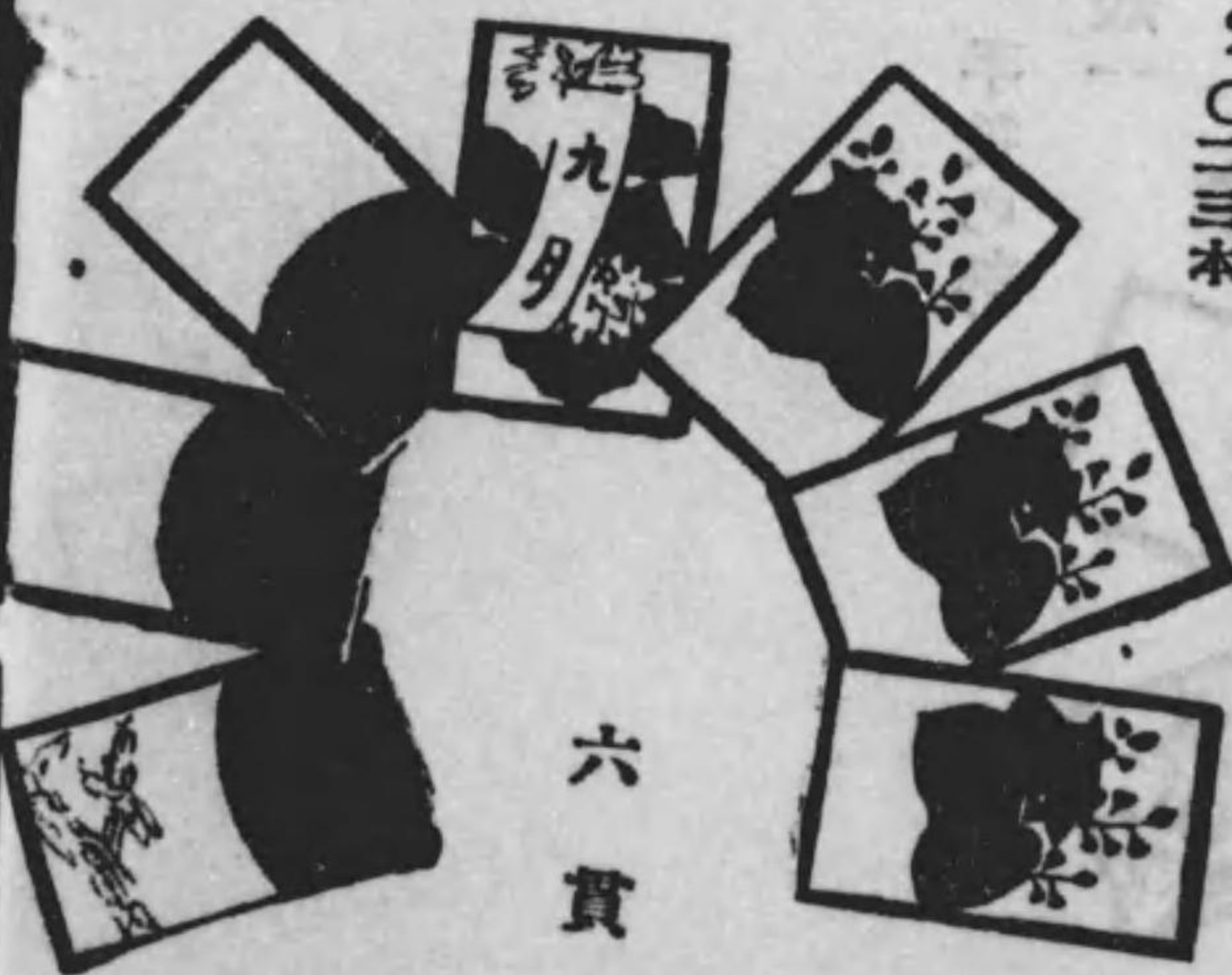
手に同じ
札四枚来
たりし場
合を云ふ



八貫

〇手四

名の如く
札の種類
が一二四
と揃ひし
ないふ



六貫

〇三本

2
三枚宛同
じ物が二
組あるを
云ふ



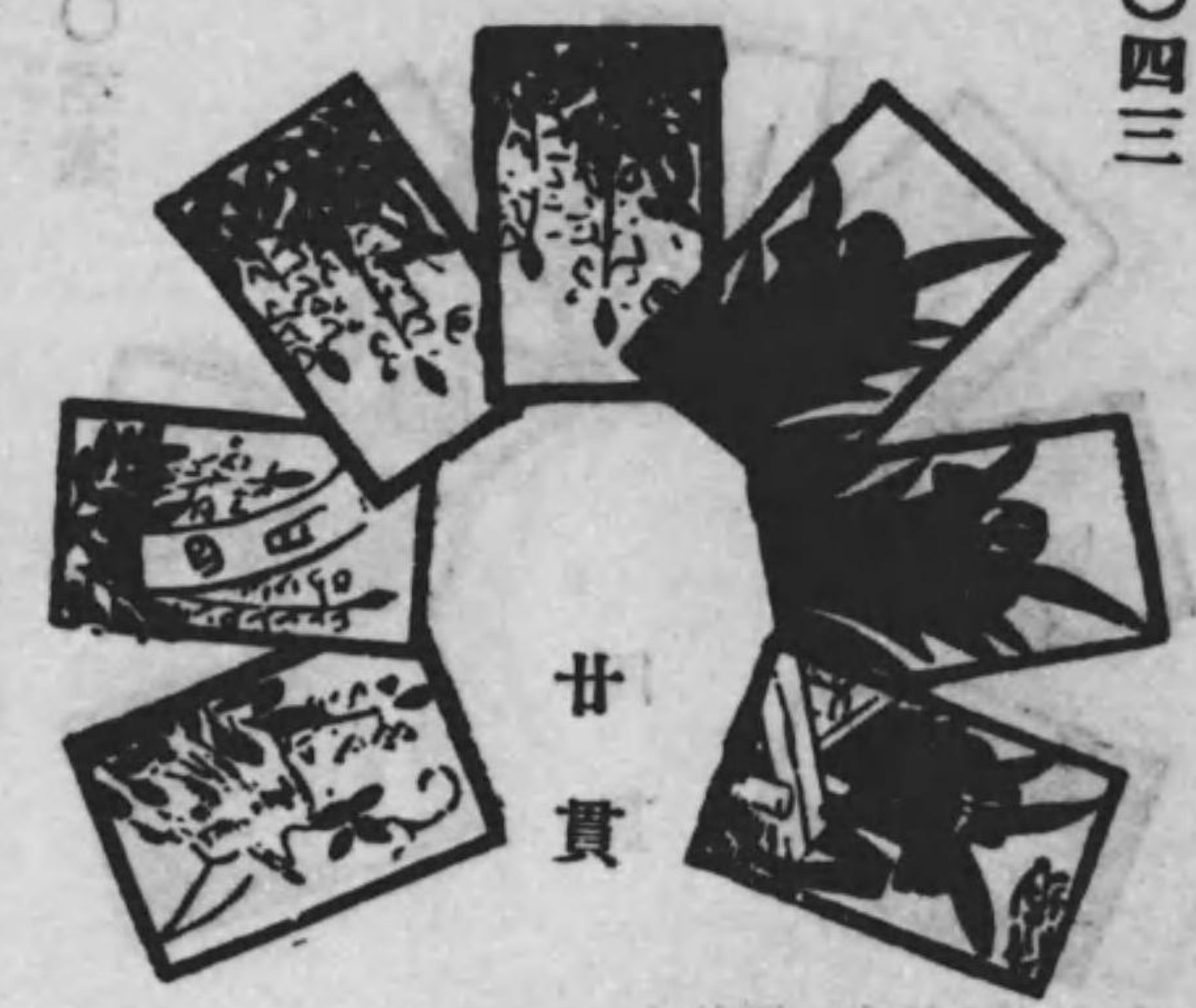
四貫

〇光一

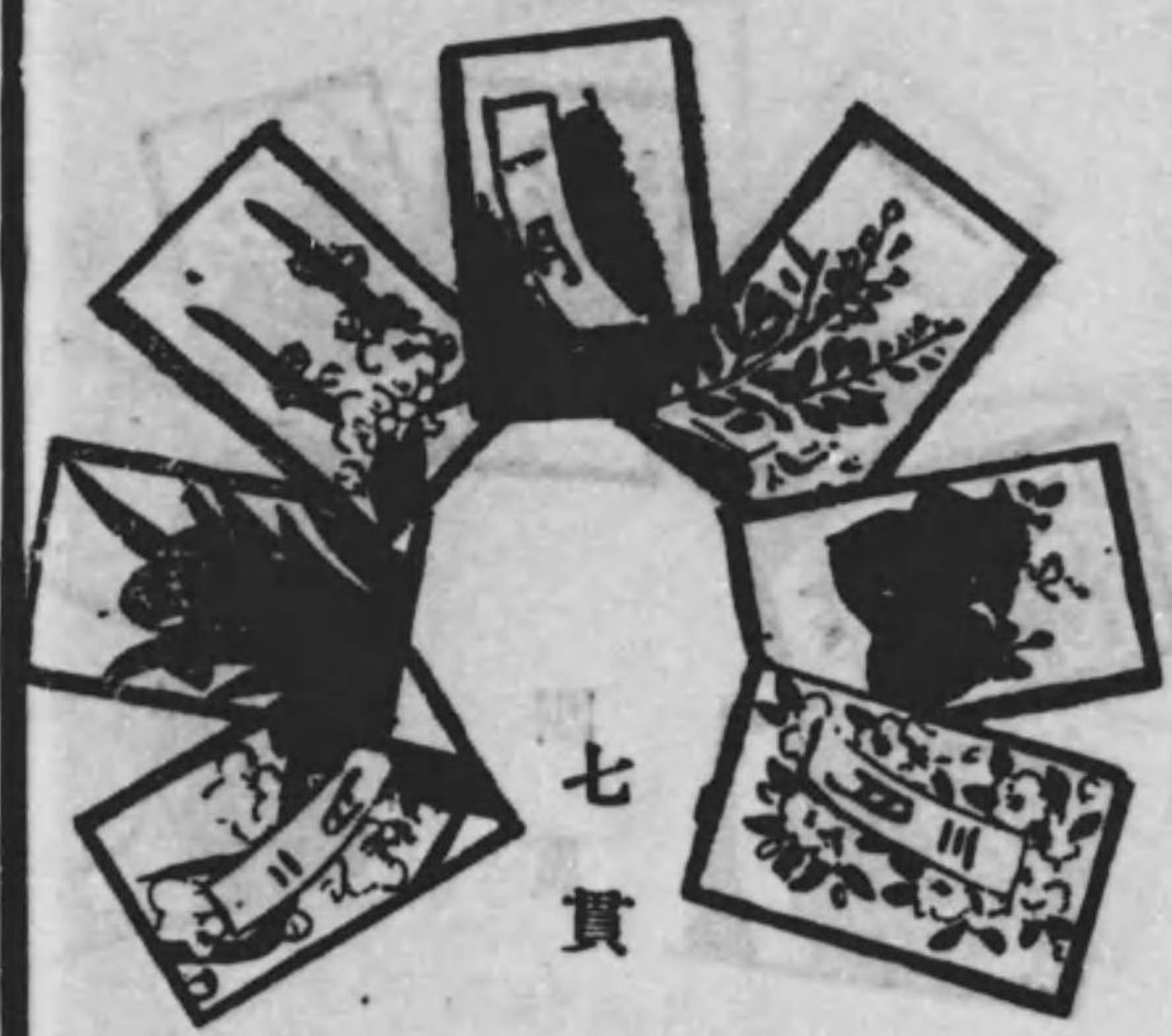
1
二十點札
一枚丈あ
るないふ

〇三本

〇四三



同じ物四枚と三枚來たりしをいふ



〇出來役の部裏又は赤き短冊の附きたる梅松櫻の五點札を三枚合せてなりたるをいふ

〇青短冊附きたる三枚紅葉牡丹菊を合せ取つたるをいふ



〇光四上芒。上桐。上櫻。上松の甘點札四枚を合せ取つたるをいふ

〇雨の入の光四四光の上の甘點の雨札を合せ取りたるをいふ

〇四二



十二貫



十四貫

博奕ノ流行各地ニ甚シ而モ我愛知縣下ノ如キハ未タ其比ヲ見サルナリ昨秋來任當時數回博徒ノ争鬪慘劇アリ彼等間ノ團結容易ナラサルモノアルヲ察シ主任松阪檢事ニ囑スルニ諸般ノ調査ヲ以テス同檢事乃チ劇務ノ餘諸方奔走熱心精査其探知セシ處ヲ筆録シ積ンテ此大冊ト爲ル探査詳備シ記事整然タリ縣下博徒ノ一家ヲ爲スモノ大小三十餘其系統慣例親分乾兒繩張等ノ關係一讀掌ヲ指スカ如ク以テ其狀態驚クヘク恐ルヘキモノアルヲ知ルコトヲ得而シテ其調査未了中尙ホ之ニ據リテ犯人ヲ捜査シ博徒ノ地位組織等ヲ明ニシ量刑ノ資料トシテ利便ヲ得タルコト尠カラズ今ヤ完了謄寫ニ付ス其偵察斷獄上益スルモノ至大ニシテ賭博防壓上ノ效果顯著ナルモノアルヘシ今後本調査書ニ據リテ博徒ノ處理ニ勉メ復時ノ變遷ニ隨ヒテ之ヲ加除シ以テ本書調査ノ勤勞ヲ徒爾タラシメサルヘク切ニ希望スル處ナリ

大正十年十月

名古屋地方裁判所檢事正

吉 良 辰 次 郎

名古屋地方
裁判所管内
博徒ニ
關スル
調書

目次

總 說……………(一七)

一 賭博者ノ種類……………(一七)

一 渡世人^{トセイジン}……………(一七)

二 半稼師又ハ半稼打^{ハンカアチ}……………(一八)

三 素人……………(二〇)

二 系統分布ノ大勢……………(二一)

三 博徒ノ身分階級……………(二五)

一 親分……………(二五)

二 乾兒……………(二八)

(イ) 手作リ若者……………(二八)

(ロ) 譲リ若者……………(二八)

(ハ) 世話内……………(二九)

三 孫分……………(三〇)

四 兄弟分……………(三〇)

(イ) 五分ノ兄弟分……………(三一)

(ロ) 四分六ノ兄弟分……………(三一)

(ハ) 七三ノ兄弟分……………(三一)

(ニ) 二分八ノ兄弟分……………(三二)

五 叔父分……………(三三)

(イ) 叔父貴……………(三四)

(ロ) 叔父御……………(三四)

(ハ) 叔父様……………(三四)

六 隠居……………(三六)

四 繩張……………(三五)

一 草生費場所……………(三六)

二 出會費場所……………(三六)

(イ) 日分チ出會費場所……………(三六)

(ロ) 處分出會費場所……………(三七)

(ハ) 寺分出會費場所……………(三七)

五 寺鏡及費……………(三八)

六 博徒ノ員數……………(四三)

七 博徒勢力ノ消長……………(四四)

八 博徒ノ殺伐性……………(四六)

九 儀式作法……………(四九)

一 親分乾兒ノ盃……………(五〇)

二 兄弟分ノ盃……………(五四)

三 喧嘩仲直リノ盃……………(五五)

四 跡目相續ノ儀式……………(五七)

五 旅人ノ作法……………(五八)

(イ) 旅人ノ服裝……………(五九)

(ロ) 携帶品……………(五九)

(ハ) 初對面ノ挨拶竝ニ作法……………(六〇)

(ニ) 宿泊滞在ノ作法……………(六七)

六 賭場ニ於ケル近付ノ作法

一 平野屋一家

(一) 沿革

(二) 現況

(三) 繩張

二 稻葉地一家

(一) 沿革

(二) 現況

(三) 繩張

三 本願寺一家

(一) 沿革

(二) 現況

(三) 繩張

四 三吉一家

(一) 沿革

(一九)

(七〇)

(七〇)

(七三)

(八七)

(九六)

(九七)

(九九)

(一〇九)

(一一三)

(一一三)

(一一三)

(一一五)

(一二六)

(一二六)

(二) 現況

(三) 繩張

五 九鍵一家

(一) 沿革

(二) 現況

(三) 繩張

六 瀬戸一家

(一) 沿革

(二) 現況

(三) 繩張

七 信濃屋一家

(一) 沿革

(二) 現況

(三) 繩張

八 浅野一家

(一六四)

(一六三)

(一五八)

(一五六)

(一五六)

(一四五)

(一三三)

(一三三)

(一三〇)

(一三〇)

(一一九)

(一一九)

(一一九)

(一一八)

(一一八)

(一一八)

(一一七)

(一)	沿革	(一六四)
(二)	現況	(一六六)
(三)	繩張	(一六七)
九 五明一家			
(一)	沿革	(一六八)
(二)	現況	(一六九)
(三)	繩張	(一六九)
十 鍋安一家			
(一)	沿革	(一七〇)
(二)	現況	(一七一)
(三)	繩張	(一七一)
十一 木田一家			
(一)	沿革	(一七二)
(二)	現況	(一七三)
(三)	繩張	(一七四)

十二 野田一家			
(一)	沿革	(一七六)
(二)	現況	(一七七)
(三)	繩張	(一八一)
十三 江戸九一家			
(一)	沿革	(一八四)
(二)	現況	(一八五)
(三)	繩張	(一八六)
十四 玉屋一家			
(一)	沿革	(一八六)
(二)	現況	(一八七)
(三)	繩張	(一八七)
十五 吉本一家			
(一)	沿革	(一八七)
(二)	現況	(一八八)

(三) 繩張.....(二八)

十六 春田一家.....(一九〇)

(一) 沿革.....(一九〇)

(二) 現況.....(一九一)

(三) 繩張.....(一九一)

十七 常滑一家.....(一九二)

(一) 沿革.....(一九三)

(二) 現況.....(一九四)

(三) 繩張.....(一九五)

十八 伊藤一家.....(一九六)

(一) 沿革.....(一九六)

(二) 現況.....(一九七)

(三) 繩張.....(一九九)

十九 山崎一家.....(二〇〇)

(一) 沿革.....(二〇〇)

(二) 現況.....(二〇一)

(三) 繩張.....(二〇一)

二十 北熊一家.....(二〇二)

(一) 沿革.....(二〇三)

(二) 現況.....(二〇五)

(三) 繩張.....(二〇五)

二十一 西尾一家.....(二〇八)

(一) 沿革.....(二〇八)

(二) 現況.....(二〇九)

(三) 繩張.....(二〇九)

二十二 吉良一家.....(二一〇)

(一) 沿革.....(二一〇)

(二) 現況.....(二一〇)

(三) 繩張.....(二一一)

二十三 久後庄一家.....(二一一)

(一) 沿革.....(二三)

(二) 現況.....(二七)

(三) 繩張.....(二八)

二十四 中畑一家.....(二九)

(一) 沿革.....(三〇)

(二) 現況.....(三〇)

(三) 繩張.....(三一)

二十五 形ノ原一家.....(三一)

(一) 沿革.....(三二)

(二) 現況.....(三三)

(三) 繩張.....(三三)

二十六 花本屋一家.....(三四)

(一) 沿革.....(三四)

(二) 現況.....(三五)

(三) 繩張.....(三六)

二十七 一ツ木一家.....(三六)

(一) 沿革.....(三六)

(二) 現況.....(三七)

(三) 繩張.....(三七)

二十八 近藤一家.....(三八)

(一) 沿革.....(三八)

(二) 現況.....(三九)

(三) 繩張.....(三九)

二十九 八ッ橋一家.....(四〇)

(一) 沿革.....(四〇)

(二) 現況.....(四一)

(三) 繩張.....(四一)

三十 鳥羽一家.....(四二)

(一) 沿革.....(四二)

(二) 現況.....(四三)

(三) 繩張.....(二四三)

三十一 神谷一家.....(二四三)

(一) 沿革.....(二四三)

(二) 現況.....(二四三)

(三) 繩張.....(二四四)

三十二 平井一家.....(二四四)

(一) 沿革.....(二四四)

(二) 現況.....(二四四)

(三) 繩張.....(二四六)

三十三 下五井一家.....(二四八)

(一) 沿革.....(二四八)

(二) 現況.....(二四八)

(三) 繩張.....(二四九)

三十四 下條一家.....(二四九)

(一) 沿革.....(二四九)

(二) 現況.....(二四三)

(三) 繩張.....(二四四)

三十五 土屋一家.....(二四五)

(一) 沿革及現況.....(二四五)

(二) 繩張.....(二四五)

——(終)——

總 說

一 賭博者ノ種類

凡ソ博徒間ニ於テハ賭博者ヲ分チテ三種トセリ。

- 一 素人
- 二 半稼師（又ハ半稼打）
- 三 渡世人トキニ

之レナリ

(一) 渡世人

渡世人トハ賭博ヲ常業ト爲ス數人乃至數百人カ一團ト爲リ首腦者ノ一人ヲ親分ト立テ他ハ其配下ニ屬シ乾兒、兄弟分等ノ縁ヲ結ヒ一致團結シテ一系統ヲ形成シ費場所（費場所ハ時ニ「火場所」トモ書シ繩張ノコトヲ意味ス立人ノ間ニテハ繩張ト呼ハス「費場所」ト稱シ親分カ寺錢ノ一部ヲ徵收スルコトヲ「費」ヲ取ルト呼フ其語源不明ナルモ一説ニ費用ヲ徵收スル場所ナレハ費場所ト云フト暫ク此説ニ從フ）ト稱スル勢力範圍ヲ限リテ之ヲ支配シ其費場所内ニ賭場ヲ開キテ寺錢ヲ徵收シ利ヲ圖ルモノニシテ刑法ニ所謂博徒結合圖利又ハ賭場開張圖利ノ行爲ヲ常業ト爲シ之ヲ以テ渡世スルモノヲ云フ其多クハ新刑法實施以

來表面正業ニ就ケルカ如ク裝ヒ土木請負業、興行師、料理店業ヲ營ムモ内實殆ント寺錢收入ヲ以テ衣食セリ彼等ノ業カ殆ント右三種ニ限ラレタルノ觀アルハ其行態カ右職業ニ適セルト乾兒等ヲ土工、料理人、出前持、興行使用人(下足番、賣子、道具方等)トシテ出入セシメ得ルノ便宜アルトニ依ル、而シテ此部類ニ屬スル博徒ハ各一團毎ニ家名ヲ有シ其一團ニ屬スル者ハ何々一家ノ身内ト稱シ瀬戸一家信濃屋一家ノ如キ比較的規律嚴重ナル系統ニ於テハ現今猶ホ嚴格ナル作法ニ從ヒ親分、乾兒又ハ兄弟分ノ盃ヲ舉ケテ盟約ヲ爲シ居レリ。

(二) 半稼師

半稼師(半可師トモ書ス)トハ自ラ獨立シテ殆ント賭博ヲ以テ常業トスル半立人ノ博徒ヲ云ヒ渡世人ノ如ク系統ヲ形作ラス「家名」無ク又親分、乾兒、兄弟分ノ縁ヲ結ハサル者ヲ云フ(稀ニハ乾兒同様ノ者ヲ養フ半可師アルモ盃ヲ爲サス公然乾兒ト稱スルコトナシ)其賭博ヲ常業トスル點ニ於テ渡世人ト異ラサルモ二者截然タル區別アリ彼等博徒間ニ於テモ明ニ之ヲ區別シ居レリ而シテ半稼師ハ其居住スル地ヲ費場所トセル渡世人ノ親分ノ庇護ノ下ニ在リテ渡世人、開張セル賭場ニ上客ヲ誘致シ來リ互ニ相協助セリ蓋シ半稼師ハ其土地ノ富者ニ知己多ク富者モ亦渡世人ニ接近スルコトヲ好マサルモ半稼師ニハ隔意無ク交遊スルヨリ半稼師ハ上客誘致ニ多大ノ便宜アリ茲ニ渡世人ト相提携スルヲ常トシ博徒間ノ諺ニモ「半稼師アツテノ渡世人、渡世人アツテノ半稼師」ト云ヘリ以テ兩者ノ關係ヲ知ルニ足ルヘシ然レハ半稼師ニシ

テ其勢力アル者ハ其住所地方ヲ費場所トスル渡世人ノ親分ヨリ駒ヲ預リ其居住スル一村又ハ一字等ノ費場所ヲ預リ賭場ヲ開張シ寺錢ヲ徵收スルモノアリ其外觀上、該渡世人ノ有力ナル乾兒ナルカノ觀ヲ呈スルコトアルモ此場合ニ於テモ半稼師ハ依然半稼師ニシテ渡世人ニアラス而シテ斯カル場合ニハ半稼師ハ其徵收シタル寺錢ノ内通常一割ヲ「上分」ト稱シテ親分ナル渡世人ニ上納スルヲ常トスルモ現今ニ於テハ半稼師ニシテ往々此「上分」ノ上納ヲ怠ルモノアルヨリ渡世人ノ親分ハ斯カル半稼師ニ對シ隨時或金額ノ御用金ヲ申付ケ或ハ數日ノ賭博中或一日ヲ限リテ其日ノ寺錢全部ヲ親分ニ上納セシムルコトアリト云フ斯ク半稼師ニ駒ヲ預ケ費場所ヲ委シタル以上ハ渡世人ノ親分ハ其半稼師ニ預ケタル場所ニ於テハ自ラ賭場ヲ開張スルコトナシ。

上記ノ如ク半稼師ハ渡世人ノ庇護ノ下ニ在ルヲ以テ各半稼師ハ何レモ之ヲ保護スル渡世人一家ノ色彩ヲ帶ヒ博徒間ニ於テモ彼レハ「瀬戸ノ半稼師」ナリ「信濃家ノ半稼師」ナリト稱シ恰モ渡世人ノ一家ニ隸屬スルカ如キ觀アリ且ツ半稼師ニシテ勢力アル者ハ其名顯ハレ他系統ノ渡世人ト雖モ之ヲ知ルヲ常トス而シテ半稼師ノ中ニハ渡世人ノ親分ノ盃ヲ貫ヒ乾兒ト爲リ茲ニ渡世人ト爲ルモノアルモ相當勢力アル半稼師ニシテ猶一生、半稼師トシテ立ツモノアルハ渡世人ニハ規律ノ嚴格ナルモアリ有名ナル半稼師モ盃ヲ貫ヘハ下級ノ乾兒トナリ兄分ノ前ニ頭ヲ上クルヲ得サル不利アリ加フルニ一家交際ノ面倒アルヲ以テナリ或ハコスリ(詐欺賭博)ヲ爲サンカ爲メ好ンテ半稼師タルモノアリト云フ蓋シ「コスリ」ハ親分ノ表面禁ス

ル處ニシテ(内實ハ渡世人ニシテ「コスリ」ヲ爲スモノ多々アルモ表面ハ信用上「コスリ」ヲ嚴禁シ乾兒カ之ヲ爲シタルコトヲ發見セハ破門スト云フ)之ヲ犯セハ破門セララルルノ不名譽アルカ故ナリ從テ半稼師ニハコスリ師多シト云フ。

半稼師ノ語源ニ就テモ明瞭ナラス一説ニハ一知半解ノ博徒ナリトシ半可師ト云ヒ一説ニハ半稼業人ヨリ轉シテ半稼師ト爲レリト云フ暫ク後説ニ從フ。

(三) 素人

素人ハ賭博ヲ常業トセサルモノニシテ渡世人及半稼師ニ屬セサル一切ノ賭博者ヲ云フ而シテ素人カ渡世人ノ親分又ハ有力ナル乾兒ノ盃ヲ貫ヒ乾兒トナリタルトキハ茲ニ渡世人ノ資格ヲ獲得又素人カ屢々賭博ヲ反覆シテ常業トシ之レニヨリ衣食シ渡世人ヨリ半稼師トシテ認メ(明示、默示共)ラル、ニ至レハ茲ニ半稼師ノ資格ヲ得ルモノトス。

以上渡世人、半稼師、素人ノ區分ハ博徒間ノ分類ナルヲ以テ元ヨリ刑法ニ所謂常習賭博者、非常習賭博者ノ區別ト相關スル所ナシ而シテ渡世人、半稼師カ常習賭博者タルコトハ論無キモ素人中ニハ常習者アリ非常習者アリ、素人必スシモ非常習者ニ限ラサルコト亦論ナシ。

附記

本調査ハ專ラ博徒ノ系統繩張ノ調査ヲ目的トシタルヲ以テ渡世人ノ研究ヲ主トシ其必要ナル範圍ニ於

テ半稼師ニ及フモ一般半稼師及素人ヲ除外ス、猶縣下各警察署ノ常習者名簿ニハ半稼師、渡世人、素人ノ區別ヲ明記セルモノナシ只有名ナル親分乾兒ノ少數ヲ明記セシニ止マレリ。

一 系統分布ノ大勢

本縣ニ於ケル博徒系統ノ分布ヲ大觀スルニ名古屋市ヲ本據トスルモノニ堀川ヲ界トシ東ニ平野屋一家西ニ稻葉地一家アリ何レモ現今優勢ナル二大系統ニシテ平野屋ハ中部名古屋ヨリ東北部名古屋ニ互ル繩張ヲ有シ餘勢ハ東北部ニ於ケル隣接數ヶ村ニ及ヒ稻葉地ハ西北部名古屋ヲ占據シ餘勢、愛知、海部、西春日井三郡ノ各一部ニ及ベリ更ニ市ノ西部一、二接續町村ヲ繩張トスルモノニ本願寺一家アリ市ノ南部熱田ニ丸鍵一家、三吉一家アリ前者ハ熱田西部ニ據リ後者ハ熱田東部ヲ占ム。

郡部ニ至リテハ尾張部ニ於テ其東北方東春日井郡瀬戸町ヲ本據トシ同郡ノ大部、中島、愛知二郡ノ一部ヨリ三河部ノ東西加茂二郡ノ一部ニ互リ繩張ヲ有スルモノニ瀬戸一家アリ其繩張ハ雷ニ右縣下數郡ニ止マラス岐阜縣下ノ一市數郡、長野縣ノ一部ヨリ遠ク富山市ニ及ヘリ更ニ尾張部西北ニ信濃屋一家アリ其正統ハ丹羽郡犬山町ヲ中心トシ同郡ノ大部及東春日井、葉栗兩郡ノ各一部ヲ繩張トシ其分派ニ淺野一家、五明一家アリ淺野一家ハ中島郡一宮町ヲ本據トシ葉栗郡ノ大部、中島、丹羽兩郡ノ各一部ヲ占メ五明一家ハ丹羽郡内ノ二ヶ町ヲ繩張トセリ其他丹羽岩倉町ニハ鍋安一家ト稱スル一、獨立小系統アリ。

尾張ノ西南部ニ於テハ海部、中島兩郡ノ各一部ヲ繩張トスルモノニ木田一家竝ニ野田一家アリ海部郡津島町ニ江戸丸一家アリ同郡蟹江町外二、三村落ヲ占據セルモノニ玉屋一家アリ同郡彌富町外數ヶ町村ヲ占ムルモノニ吉本一家アリ同郡神守村外數ヶ村ニ互ルモノニ春田一家アリ要之尾張西南部ハ比較的小弱系統ノモノ相割據セリ。

尾張南部知多郡ニ於テハ常滑一家勢力ヲ張リ其正統ハ常滑町ヲ本據トシ西部方面ヲ占メ其分派伊藤一家ハ半田町ヲ本據トシ東部方面ヲ繩張トセリ。
尾張ノ東部ニハ愛知郡ノ二、三町村ヲ占ムルモノニ山崎一家アリ愛知、東春日井郡ノ各一部ヨリ三河西加茂郡ノ一部ニ互リ北熊一家アリ東春日井郡ノ一部ニ西尾一家アリ、西三河ニハ岡崎市ヲ中心トシ西三河全部ヲ占ムルモノニ吉良一家アリ現今其内部ニ於テ久後庄、中畑、形ノ原、一ツ木、神谷、近藤、鳥羽、八ッ橋、花本屋ノ九派ニ分レ久後庄一家ハ岡崎市ノ一部ヨリ額田、碧海、幡豆三郡各一部ヲ占メ中畑一家ハ岡崎市ノ一部ヲ本據ニ碧海、東加茂兩郡ノ一部ニ及ブ形ノ原一家ハ寶飯郡ヲ本據トシ額田、幡豆兩郡ノ各一部ニ據リ一ツ木一家ハ岡崎市、碧海郡ノ各一部ヲ占ム近藤一家ハ西加茂郡ノ大部ヲ繩張トシ八ッ橋一家ハ碧海郡内ノ數ヶ町村ヲ占メ鳥羽一家及ヒ神谷一家ハ幡豆郡内ノ數ヶ村ニ據リ花本屋一家ハ岡崎市、額田、寶飯兩郡ノ各一部ヲ繩張トセリ。
東三河ニハ其全部ヲ占ムルモノニ平井一家アリ其正統ハ豐橋市ノ一部、南、北設樂、八名、渥美、寶飯

五郡ノ大部ヲ占メ其分派ニ下五井、下條、土屋ノ三家アリ下五井一家ハ豐橋及寶飯郡ノ一部ヲ下條一家ハ南、北設樂、八名ノ三郡ノ各一部ヲ土屋一家ハ豐橋市、南設樂、八名兩郡ノ各一部ヲ繩張トセリ。
以上ハ系統分布ノ大勢ニシテ其繩張ノ詳細ハ各家繩張ノ項ニ於テ詳記スルコト、シ茲ニハ前記各系統家名竝ニ主要繩張ヲ列記スルニ止ムヘシ

- 平野屋 名古屋市ノ中部、東北部、及愛知、東春日井郡ノ各一部
- 稻葉地 名古屋市ノ西北部、愛知、海部、西春日井郡各一部
- 本願寺 名古屋市ノ西部、愛知郡ノ一部
- 三吉 名古屋市ノ南部、熱田ノ東部
- 丸鍵 名古屋市ノ南部、熱田ノ西部
- 瀬戸 東春日井郡ノ大部、愛知、中島、東、西加茂ノ四郡ノ各一部
- 信濃屋 丹羽郡ノ大部、東春日井、葉栗二郡ノ各一部
- 淺野 葉栗郡ノ大部、中島、丹羽兩郡ノ一部
- 五明 丹羽郡ノ一部
- 鍋安 丹羽郡ノ一部
- 木田 海部、中島兩郡ノ一部

- 野田 海部、中島兩郡ノ一部
- 江戸丸 海部郡ノ一部
- 玉屋 海部郡ノ一部
- 吉本 海部郡ノ一部
- 春田 海部郡ノ一部
- 常滑 知多郡ノ一部
- 伊藤 知多郡ノ一部
- 山崎 愛知郡ノ一部
- 北熊 愛知、東春日井、西加茂三郡ノ一部
- 西尾 東春日井郡ノ一部
- 久後庄 岡崎市ノ一部、額田、碧海、幡豆三郡ノ一部
- 中畑 岡崎市ノ一部、碧海、東加茂兩郡ノ一部
- 形原 寶飯、額田、幡豆三郡ノ一部
- 一ツ木 岡崎市ノ一部、碧海郡ノ一部
- 吉良近藤 西加茂郡ノ一部

- 八ッ橋 碧海郡ノ一部
- 鳥羽 幡豆郡ノ一部
- 神谷 幡豆郡ノ一部
- 花本屋 岡崎市ノ一部、額田、寶飯兩郡ノ一部
- 平井 豊橋市ノ一部、南、北設樂、八名、渥美、寶飯五郡ノ大部
- 下五井 豊橋市ノ一部、寶飯郡ノ一部
- 下條 南、北設樂、八名三郡ノ一部
- 土屋 豊橋市ノ一部、八名、南設樂二郡ノ一部

三 博徒ノ身分階級

一博徒團體トシテ一家ヲ組成スルモノニモ其地位身分ニヨリテ諸種ノ階級アリ其階級位置格式ヲ重要視スルコト殆ント想像ノ外ニアリ彼等間諸種ノ儀式集會等ニ席次順序格式ハ極メテ嚴格ニシテ苟モ其階級ヲ亂ルカ如キ所爲ヲ許サス且ツ常ニ對手ノ位置階級ヲ知り之レニ相當スル處遇ヲ爲スハ彼等間最緊要ノ事タリ。

其身分階級ヲ大別スレハ左ノ如シ。

- (一) 親分
- (二) 乾兒(子分)
- (三) 孫分
- (四) 兄弟分
- (五) 叔父分
- (六) 隱居

(一) 親分

親分トハ一家ノ首長ヲ云ヒ其身内一門配下ヲ統帥シ之ヲ指揮命令スル絶大ノ權力者ニシテ總テ一家系ニ一親分アルノミ。

親分タル位置ハ通常先代親分カ隱退スルニ當リ其乾兒中ヨリ選定スルモノニシテ其選定ハ先代親分ノ絶對權ナルモ專擅的選定ハ往々後日一門不和ノ因ヲ爲スコトアルヲ以テ通常自己乾兒中ヨリ最も勢力アリ腕力智力膽力等ノ勝レタルモノヲ選ヒ重要ナル身内ノ同意ヲ得テ其者ニ其親分タル位置ヲ承繼セシム相續人ハ先代親分ノ直屬乾兒中ヨリ選定スルコトヲ普通トスルモ例外トシテ兄弟分ニ之ヲ讓ルコトアリ又乾兒ノ中ニテモ通常一乾兒(第一位ノ乾兒)ヲ其跡目ト爲スモ之レ亦常ニ必スシモ然ルニアラス只親分ハ自己ノ實子ヲ以テ其位置ヲ繼承セシムルコト無キヲ原則トスルモ時ニ例外ナキニアラス即チ彼等社會ニ

ハ選定相繼ヲ原則トシ血統相繼ヲ例外トス蓋シ親分ノ實子必スシモ俊足ナラス家名ヲ重ニスル彼等ハ一面實力ヲ本位トシ勢力ノ維持ヲ勉ムルト他面實子ヲシテ相繼セシムルトキハ勢ヒ優秀ノ乾兒ヲシテ其志ヲ爲サシムルコトヲ得ス之ヲ失フノ虞アリ一家衰退ノ因ヲ爲スヲ以テ親分タル位置ヲ懸ケ乾兒等ヲシテ此榮譽ヲ得ンカ爲メ相精勵切磋セシム若シ夫レ親分ノ實子ニ逸材アルトキハ親分ハ其乾兒ニ位置ヲ讓リ實子ヲ其者ノ乾兒ト爲シ其次代ノ親分タル地位ヲ獲得セシムルコト多シ此親分カ乾兒ニ其地位ヲ讓リ乾兒カ親分ノ地位ヲ繼承スル行爲ヲ稱シテ彼等ハ之ヲ跡目相繼ト云フ而シテ其相繼者ヲ呼ンテ「彼ハ誰々ノ跡目ナリ」ト云フ。

親分カ生前隱退シ難キ事情アルトキハ豫メ相續人ヲ定メ置キ死亡ト共ニ跡目ヲ相繼セシムルコトアリ或ハ遺言ニヨリ相續人ヲ定ムルコトアリ何レモ其意思ニ從ヒ相續人ヲ定ムルヲ常トシ若シ相續人ヲ定メスシテ死亡シタルトキハ重ナル身内協議ノ上跡目相續人ヲ定ム然レトモ斯クノ如キハ極メテ稀ニシテ多クノ親分ハ其生前適當ノ時期ニ於テ乾兒ニ其跡目ヲ相繼セシムルモノトス。

跡目相繼ハ彼等社會ニ於ケル最重大事ニシテ又親分ノ最モ苦慮スル處ナリ其當ヲ失スルコトアラシカ屢屢一家ノ不和ヲ生シ時トシテハ一家内ニ殺傷ノ慘事ヲ來スコト珍ラシカラス例令ハ大正八年六月上旬瀬戸一家ノ親分櫻井林藏(本名多市)カ其跡目ヲ現親分中島勇五郎(本名勇次郎)ニ讓ルヤ林藏ノ一乾兒タリシ黒鐵事山本鐵五郎(本名鐵次郎)ハ之ヲ不當ナリトシ林藏ヲ恨ミ大正九年四月ヒ首ヲ以テ林藏ヲ刺シ重

傷ヲ負ハシメタルコトアリ(大正九年十一月十九日名古屋地方裁判所判決懲役四年確定)

(二) 乾兒

乾兒トハ親分ノ直接配下ヲ云ヒ之レニ三種アリ。

(イ) 手作リ若者

(ロ) 譲リ若者

(ハ) 世話内

之レナリ

(イ) 手作リ若者

手作若者トハ從來他ノ親分ノ乾兒タリシ經歷無キ者ニシテ初メテ盃ヲ貰ヒ其親分ノ直接配下トナリシ者ヲ云フ即チ親分ヨリ盃ヲ貰受クルニ因リテ乾兒タル身分ヲ得ルモノニシテ瀬戸、信濃屋等家憲ノ比較的嚴重ナル一家ニアリテハ現今猶嚴格ナル盃ノ儀式ヲ舉行スルモ(作法ノ項參照)家憲嚴シカラサル一家ニアリテハ單ニ盃ヲ與へ又ハ乾兒ト爲スコトヲ口約スルニ止メ儀式ヲ行ハサルモノアリ而シテ親分ハ乾兒ノ志願者アレハトテ猥リニ之ヲ許容スルモノニアラスシテ相當仲人(取持トモ云フ)ノ紹介ヲ必要トス。

(ロ) 譲リ若者

譲若者トハ先代親分ノ手作リ若者タリシ者ニシテ先代親分支配ノ當時未タ勢力無ク費場所ノ分與ヲ受ケ

ス獨立シテ生計ヲ維持スル能ハサリシモノカ先代ノ隱居ト同時ニ跡目相續者ニ讓渡セラレシ場合ヲ云ヒ其者ハ先代親分支配ノ時代ニハ跡目相續人ト兄弟分ノ關係ニアリシモ此讓渡ト同時ニ跡目相續人ノ乾兒ノ位置ニ下ルモノニシテ新親分トノ間ニ改メテ親分乾兒ノ盃ヲ爲スモノトス此盃ヲ爲ストキハ前日迄兄様ト呼ヒシ現親分(新親分)ヲ當日ヨリ親分ト呼ハサルヘカラス而シテ其後ニ於ケル親分トノ關係ハ手作リ若者ト親分トノ關係ト少モ異ル處ナキモ通常譲リ若者ハ新親分ノ從來ヨリノ手作リ若者ノ下位ニ立ツヘキモノトス。

(ハ) 世話内

世話内トハ從來他系統ニ屬シタル乾兒カ諸種ノ事情ニヨリ其親分ノ諒解ヲ得テ(稀ニハ無斷ニテ)別家ノ親分ノ盃ヲ貰ヒ乾兒トナリタルモノヲ云ヒ其者ノ乾兒トシテノ地位ハ手作リ若者、譲リ若者ト異ラサルモ唯一ノ制限ハ其者如何ニ俊傑ニシテ勢力ヲ得ルモ絕對ニ親分ノ跡目ヲ相續スヘキ能力、資格ヲ有セサルモノトス。

以上三種ノ乾兒ノ内其勢力才幹アルモノハ親分ヨリ費場所ノ分與ヲ受ケテ之ヲ支配シ寺錢ヲ徵收シテ其一部ヲ親分ニ上納ス而シテ自己直接ノ配下タル乾兒ヲ養成シ宛然小親分ノ觀ヲ爲セリ又無力新參ニシテ費場所ノ分與ヲ受ケス寺錢ノ收入無ク獨立シテ自己ノ生計ヲ維持スル能ハス親分ノ扶養ニヨリテ生活スル乾兒ハ之ヲ三下ト呼ヒ同輩間ニ於テモ輕視セラル、ノミナラス常ニ雜役ニ驅使セラレ賭場ニ於テモ見

張、立番、使歩キ等ニ使役セラル。

(三) 孫分

孫分トハ乾兒ノ乾兒ヲ云フ即チ一家親分ノ下ニ乾兒タル者ハ自己ノ手腕力量ニ從ヒ自ラ多數ノ乾兒ヲ養フコトヲ得此場合ニ孟ヲ與ヘタル乾兒ノ氏名ヲ一家ノ長タル親分ニ報告シ親分ハ其報告ニ基キテ之ヲ一家ノ人名帳ニ登載シ茲ニ該乾兒ハ其一家ノ身内ト爲リ其家名ヲ名乗ルコトヲ許サル而シテ此乾兒ハ其一家ノ長タル親分ノ配下ニ屬スルモ其親分ノ乾兒ニハアラサルナリ此場合ニ再乾兒ハ一家ノ長タル親分ヲ呼フニ大親分ヲ以テシ大親分ノ乾兒タル自己ノ親分ヲ親分ト呼ヒ大親分ノ方ヨリ見テ其再乾兒ノコトヲ孫分ト云フ。

(四) 兄弟分

兄弟分トハ一家ノ親分ノ配下ニ屬スルモ其乾兒ニアラスシテ兄弟ノ關係ニアル者ヲ云フ而シテ先代親分ノ乾兒タリシ者ニシテ費場所ヲ有スルカ或ハ相當勢力ヲ有シ獨立シテ生計ヲ維持スル者ハ跡目相續ニヨル新親分ニ對シ兄弟分ト爲ル即チ先代親分ノ乾兒ニシテ新親分ニ譲リ若者トシテ讓渡サレタル者ヲ除キ其他ノ乾兒ハ原則トシテ新親分ノ兄弟分トナル故ニ先代親分時代ニ跡目相續者ヨリモ兄弟分ナリシモノト雖モ跡目相續後ハ新親分ト同等若シクハ其以下ノ兄弟分トナルモノトス。此兄弟分ニモ種々ノ階級アリ即チ

(イ) 兄弟分(狹義ノ兄弟分)又ハ五分ノ兄弟分

(ロ) 四分六ノ兄弟分

(ハ) 七三ノ兄弟分

(ニ) 二分八ノ兄弟分

之レナリ而シテ(ロ)ヨリ(ニ)迄ノ兄弟分ヲ總稱シテ舍弟分トモ云フ。

(イ) 五分ノ兄弟分(狹義ノ兄弟分)

五分ノ兄弟分トハ親分ト對等關係ニアル兄弟分ニシテ先代親分ノ一乾兒等カ相續セサルトキハ其者ハ跡目相續者ニ對シ五分ノ兄弟分タル位置ヲ得ルコトアリ(時トシテハ舍弟分トナルコトモアリ)而シテ五分ノ兄弟分ハ互ニ其相手ヲ呼フニ兄弟ヲ以テス。

(ロ) 四分六ノ兄弟分

四分六ノ兄弟分トハ兄分六分、弟分四分ノ地位ニ於テ兄弟分タルモノニシテ此場合ニ兄分ハ弟分ヲ呼フニ兄弟ト云ヒ弟分カ兄分ヲ呼フニ兄貴ト云フヘキモノトス。

(ハ) 七三ノ兄弟分

七三ノ兄弟分トハ兄分七分弟分三分ノ地位ニ於テ兄弟タルモノニシテ此場合ニ兄分ハ弟分ヲ呼フニ才前ト云ヒ又其名ヲ呼捨テトス弟分ハ兄分ヲ呼フニ兄サンヲ以テス。

(ニ) 二分八ノ兄弟分

二分八ノ兄弟分トハ兄分八分弟分二分ノ地位ニ於テ兄弟タルモノニシテ此場合ニ兄分ハ弟分ヲ呼フニ
オ前ヲ以テシ其名ヲ呼捨テトスルモ弟分ハ兄弟ヲ呼フニ兄サマヲ以テセサルヘカラス。

是等兄弟分ノ關係ハ一家ノ親分ト先代親分ノ乾兒タリシモノトノ間ニ結ハルルノミナラス一家ノ親分ノ
乾兒タル者ノ間ニ於テモ此關係ヲ結フモノトス即チ一親分ノ乾兒同志ハ當然ニハ兄弟分ニアラスシテ乾
兒間ニ於テ更ニ其位置勢力ニ應シ等級ヲ附シ四分六、七三、二分八、五分等ノ兄弟分ノ盃ヲ爲シ兄弟ト
ナルモノトス而シテ先代親分ノ隱退ニヨリ其乾兒カ新親分ニ對スル兄弟分トシテノ等級ニ變更ヲ生スル
場合例令ハ先代當時兄分タリシモノカ新親分ニ對シ改メテ兄弟分舍弟分トナル場合ニハ盃ヲ改ムルモノ
ニテ之ヲ盃ヲ直スト云フ。

兄弟分ノ關係ハ昔ニ一家ノ内ニ於テ之レヲ爲スニ止マラス一家ト他家ノ者トノ間ニモ之ヲ爲スコトアリ
之ヲ稱シテ縁ヲ結フト云ヒ夫レニヨリ兩家ハ縁家(親族ノ如シ)ト爲ル之レ多クハ一家ノ親分又ハ乾兒カ
繩張ノ維持其他ノ事情ヨリ他系統ノ親分又ハ乾兒トノ間ニ親交ヲ結ヒ互ニ相扶助スルモノナリ此場合ニ
モ互ニ盃ヲ爲シ其兄弟分トシテノ等級ニ於テモ前記ト異ラス然レハ等シク兄弟分又ハ舍弟分ト稱スルモ
一家内ノ兄弟分アリ縁家トシテ兄弟分アルコトヲ注意セサルヘカラス縁家トシテノ兄弟分ハ名ハ兄弟分
ナルモ他ノ一家ノ配下ニアラス而シテ此縁家ノ兄弟分ニハ時トシテ四分五厘又ハ五分五厘ト稱スル兄弟

分アリ之レ五分ト四分六トノ中間ニシテ普通五分ノ格式ニシテ五分ノ盃ヲ爲スヘキ處ヲ其一人カ他ノ一
人ノ繩張内ニ來リ其世話ヲ受クル場合ニ自ラ遠慮シテ四分五厘ノ盃ヲ爲シソノ位置ヲ四分五厘トシ相手
ノ位置ヲ五分五厘トシ其五厘ヲ一時仲人ニ預クルモノニシテ仲人ハ他日時期ヲ見テ盃ヲ改メ五分ノ兄弟
ニ直スモノトス

以上兄弟分ニ於ケル各差等モ亦彼等社會ニ於テ嚴守スル處ニシテ其等級ニ從ヒ兄弟分ノ盃ノ方式ニモ區
別アリ(作法ノ項參照)

(五) 叔父分

叔父分モ亦一家ノ親分ノ配下ニ屬スルモ其乾兒ニアラサルモノヲ云ヒ先代親分ノ兄弟分タリシ者ヲ呼
テ叔父分ト云ヒ親分ト雖モ之レニ對シ相當敬意ヲ表スルモ統制上、素ヨリ親分ノ配下ニ屬シ一家ノ事ニ
關シテハ其命令ニ服從スヘキモノトス。
叔父分ニモ亦三種ノ等級アリ。

- (イ) 叔父貴
- (ロ) 叔父御
- (ハ) 叔父様

之レナリ

(イ) 叔父貴

叔父貴トハ先代親分ノ舍弟分ヲ云フモノニシテ現親分ハ之ヲ呼フニ叔父貴ヲ以テシ叔父貴カ親分ヲ呼フニハ通常其家名ヲ以テシ又ハ地名ヲ以テス例令ハ瀬戸の人又ハ略シテ瀬戸のト云フカ如シ(此地名ヲ呼フハ五分ノ兄弟分間ニ於テモ往々アリト云フ)

(ロ) 叔父御

叔父御トハ先代親分ト五分ノ兄弟分ノ關係アルモノヲ云ヒ現親分ハ其者ヲ呼フニ叔父御ヲ以テシ叔父御カ親分ヲ呼フ場合ニハ叔父貴ノ場合ニ同シ。

(ハ) 叔父様

叔父様トハ先々代親分ノ兄弟分ヲ云ヒ一家ニ於テ親分ニ次キ最モ尊敬セラレ恰モ一家ノ元老ノ如キモノナリ親分カ之ヲ呼フニハ叔父様ヲ以テシ叔父様カ親分ヲ呼フニハ前二者ト同シ。

以上三種ノ叔父分ハ親分ト其先代親分ノ兄弟分等トノ間ニ於ケル名稱ニ止マラス乾兒間又ハ孫分間ニ於テモ親分ノ兄弟分ニ對シ同様ノ關係ヲ生シ同様ノ呼稱ヲ爲スモノトス此場合ニ叔父分ヨリ該乾兒又ハ孫分ヲ呼フニハ其名ヲ呼捨ト爲ス。

(六) 隠居

隠居トハ一家ノ親分タリシ者カ其地位ヲ乾兒ニ譲リ隠退シタルモノヲ云フ隠居モ亦一家ノ大事ニ關シテ

ハ其謀議ニ預リ現親分入獄等ノ場合ニハ一家ノ後見ヲ爲シ費場所ノ監督寺錢ノ徴收ニ關與スルモ然ラサル場合ニハ賭博ニ關與セス親分又ハ舊乾兒等ヨリノ上納金ヲ以テ餘生ヲ送ルモノトス一家ノ者ハ之ヲ呼フニ隠居様ヲ以テス。

四 繩 張

博徒團體ハ各其系統毎ニ費場所ト稱シテ繩張ヲ有シ各勢力範圍ヲ限定シ其區域内ニ於テ親分自ラ又ハ乾兒ヲシテ賭場ヲ開張セシメ寺錢ヲ徴收シ之ヲ以テ渡世スルモノニシテ其繩張區域ヲ占據スルコトヲ費場所ヲ支配スト云フ而シテ時ニ所轄警察署ノ取締嚴重ニシテ親分又ハ乾兒ノ面貌ヲ警察官吏ニ識ララルトキハ其出入ニ注視セラレ屢々同一費場所内ニ賭場ヲ開クノ甚タ危険ナルヲ知り他系統ニ交渉シテ其費場所ヲ借受ケ斯クシテ互ニ其費場所ノ融通貸借ヲ爲セリ彼ノ平野屋一家ノ或者(名古屋市)ノ如キハ屢々遠ク知多郡龜崎又ハ岐阜市ノ料理店ニ客ヲ連レ行キ開張セリト云フ蓋シ其地方ノ警察官吏ニ面貌ヲ識ラレサルヨリ遊興團體ノ如ク假裝スルノ便宜アレハナリ此場合ニ於テモ彼等渡世人ハ決シテ無斷ニ他人ノ費場所ヲ使用スルコト無ク豫メ交渉妥協ヲ遂クルモノニシテ費場所貸借ノ代價トシテハ其收穫スル寺錢ヲ或ハ七三(開帳者七分費場所支配者三分)或ハ四分六ニ分割スルコトアリ或ハ又數日ニ互ル開帳中或一日ヲ限リ其日全部ノ寺錢ヲ費場所支配者ニ贈與スルコトアリ各場合ニ於ケル取極メ一様ナラス。

渡世人カ他人ノ費場所ヲ使用スル場合ニハ通常前記ノ如ク協定ヲ遂クルモノナルモ萬一費場所使用ノ交
渉無クシテ之ヲ使用スルトキハ所謂費場所破リトシテ費場所ノ支配者ハ之ヲ捨テ置カス往時ハ其賭場ニ亂
入シ寺錢ヲ奪ヒ殺傷ヲ爲スコトサヘアリタルモ現今ハ斯ル暴行ヲ爲スコト稀ニシテ寧ロ右賭博開張ノ事實
ヲ警察官憲ニ密告シ之ヲシテ檢舉セシメ報復スルヲ常トス(往時ハ密告ヲ恥トセシモ現時ハ必スシモ然ラ
ス)然レハ此密告ヲ怖レテ今日猶費場所貸借ノ交渉ヲ爲スコトヲ怠ラスト云フ

(一) 草生費場所

草生ヘトハ一家ノ支配内ノ費場所ナルモ現今殆ント賭博行ハレス(素人ノミノ賭博行ハル、コトアルモ
玄人ノ開張スル賭博ニ客ノ集マラサルヲ云フ)寺錢收入無キ費場所即チ現今使用セサルモノヲ云ヒ一時休
止ノ状態ニアルモ他日ノ機會ノ爲メ猶ホ支配ヲ廢セサルモノナリ例令ハ瀬戸一家ノ費場所ナル東春日井郡
鳥井松村ノ如シ。

(二) 出會費場所

出會費場所トハ一町、一村、一字ニ於テ一家ト他家トノ費場所ノ競合スルモノヲ云ヒ其競合ノ状態ニヨ
リ日分ケ、處分、寺分等ノ別ヲ生ス。

(イ) 日分ケ出會費場所

出會費場所ニシテ二家共ニ全町全村全字ニ互リテ支配スル場合ニハ支配ノ重複關係ヲ生スル場合ニ二
家相協定シテ丁ノ日ハ何家、半ノ日ハ他家トシ日ニ依リテ寺錢ノ獲得者ヲ定ムルモノヲ日分ケ又ハ各番
ノ出會費場所ト云フ例令ハ東春日井郡勝川町ノ如キハ瀬戸一家ト信濃屋一家ノ日分ケノ費場所ナリ或ハ
上半月ト下半月トニヨリ寺錢ノ取得者ヲ分ツ場合アリト云フ。

(ロ) 處分出會費場所

一町、一村、一字等ニ於ケル二家ノ費場所カ場所的ニ區分セラレ境界隣接スルモ支配ノ重複セサルモノ
アリ斯ル場合ニ之ヲ處分出會費場所ト云フ多クハ道路河川等ヲ境界ト爲シ其費場所ヲ區分ス例令ハ東春
日井郡高藏寺村ハ川ヲ界トシ南ハ瀬戸一家北ハ西尾一家ノ費場所トスルカ如シ。

(ハ) 寺分出會費場所

二家ノ費場所カイノ場合ノ如ク重複スル場合ニハ時トシテ二家協定シ其連日徴收スル寺錢ヲ折半又ハ四
分六、七三等ニ分配スルコトアリ之ヲ寺分出會費場所ト云フ現今其實例ヲ發見セス。
猶出會費場所ニアラサルモ一家内ノ費場所ニアリテ一町、一村、一字ヲ二名若クハ三名ノ自家乾兒ヲシ
テ支配セシムルコトアリ此場合ニ於テモ其乾兒間ニ於テ寺錢收入ヲ前記ノ方法ニヨリ日分ケ、處分ケ又ハ
寺分ケト爲スヲ常トス而シテ其分配率モ亦身分地位ノ高下ニヨリ定マルモノトス。

猶一家ノ費場所ニモ親分直轄ノ費場所アリ或ハ乾兒、兄弟分ニ分與支配セシムル費場所アリ乾兒、兄弟

分ニ分與セラレタル費場所ハ其乾兒、兄弟分ニ於テ更ニ自己ノ乾兒ニ讓渡スルコトヲ得ルモノニシテ此場合ニモ亦跡目相續ノ方法ニ依リ其繼承ヲ爲スモノトス。

一家ノ親分ハ何レモ自家費場所ノ繪圖面ヲ作りテ之ヲ秘藏シ費場所ノ分與ヲ受ケタル乾兒、兄弟分モ亦其繪圖面ヲ秘藏スルヲ常トスト云フ。

猶注意スヘキハ近時警察官吏中往々博徒ノ甘言ニ欺カレ或ハ前記草生又ハ費場所ノ貸借事實ノ表面ノミヲ觀察シ現今ニ於テハ往時ノ如キ嚴格ナル費場所ノ支配無シト爲シ互ニ他ノ費場所ニ於テ賭博ヲ開張シナカラ争フ所無キハ繩張制度ノ弛廢シタル證左ナリト云フモノアリ斯クノ如キハ未タ事實ノ真相ヲ察知セサル皮相ノ見ニシテ事實ハ今猶ホ繩張ノ制度ヲ嚴守セリ。

五 寺錢及費

費場所ノ支配者タル博徒カ其費場所内ニ於テ賭場ヲ開張シタルトキハ常ニ必ス寺錢ヲ徵收スルモノトス其徵收スル寺錢ハ賭博ノ種類ニヨリ異ルモ大體ニ於テ略ホ一定セリ。

ハンカン (骨牌ヲ使用スルモノ) ハ胸ノ開キタルトキ胸親ヨリ胸金ノ一割 (開クトキトハ胸ノ金カ倍額ニ達スルヲ云フ)

三 割 (綱ヲ使用スルモノ) ハ胸ノ開キタル時胸親ヨリ胸金ノ一割

丁 半 (一名組合丁半、骨子二個ヲ使用スルモノ、胸親ナシ) ハビリ(四、三、五、二、一) ソロ(一、二、三、四、五、六) ノ出テタルトキ勝チタル者ヨリ賭金ノ七分

テ ヒ (一名食ヒ廻リ丁半、骨子二個ヲ使用スルモノ廻リ胸ニテ丁半ヲ爲ス) ハ胸ノ開キタル時胸親ヨリ胸金ノ一割

狐チヨポー (骨子三個ヲ使用スルモノ) ハ胸ノ開キタルトキ胸親ヨリ胸金ノ一割

以上ハ現今本縣ニ於テ行ハルル主タル渡世人ノ賭博ニシテ何レモ下記七分又ハ一割ノ寺錢ヲ徵收スルモノトス。

而シテ一日ニ徵收スル寺錢ノ額ハ元ヨリ其賭場ニ依リ區々ナルモ本縣ニ於テハ少キハ十數圓ヨリ多キハ百數十圓ニ達スルヲ常トシ戰時好況時代良キ賭博(旭廓内、大久保ノ盆、瀬戸ノ盆等)ハ一日ニ二三百圓ヨリ五六百圓ニ達シタルコトアリシト謂フ。

此寺錢ハ親分直轄ノ費場所ニ於テ親分自ラ開張スルトキハ乾兒ヲシテ其賭博場ヲ監督シ(時ニハ自ラ出馬スルコトモアリ) 寺錢ヲ徵收セシメ其金額ヲ親分ノ所得ト爲スモ親分ハ其寺錢ノ内ニテ諸費用ヲ支拂フカ爲メ實收入ハ其金額ノ十分ノ四内外ナリト云フ其諸費トハ例令ハ賭客ノ數二三十名内外ニシテ寺錢收入五十圓ト假定スルトキハ

料理店其他席料

二、三圓乃至二十圓

立番ノ若者二、三名ニ

四、六圓内外

客引二、三人

四、六圓内外

世話役二、三人

四、六圓内外

立番以下並ニ時トシテ客ノ茶菓、其他飲食料十圓乃至二十圓

位ヲ要スルモノナリト云フ而シテ親分ハ大抵自ラ其賭場ニ出入スルコトナキモ其賭博ヲ好ミ又ハ賭技ニ秀テタルモノハ屢々賭場ニ出入シ自ラ之ニ加ハリ勝敗ヲ争フコトアリ廻リ胴ヲ執リ胴親トシテ勝負スルコトアリ特ニ胴ニ乘リ(胴親ニ共同シ胴金ヲ出ス)ハ親分或ハ其益ノ世話ヲ爲ス渡世人ノ特權タリ

費場所ノ分與ヲ受ケサル乾兒ハ其親分ノ費場所内何處ニ於テ何時賭場ヲ開クモ其自由ニシテ獨力賭場ヲ開張スルコト愈々多ク寺錢ノ額益多キニ從ヒ其手腕勝レタル者トシテ同輩間ニ推賞セラル此場合ニ該賭場ニ於ケル寺錢ハ當ニ乾兒ノ所得ト爲シ其内四分(十分ノ四)ヲ上分ト稱シテ親分ニ上納スルヲ常トス其賭場開張ノ諸費用ハ元ヨリ該乾兒ノ負擔トスルモ若シ其費用ヲ親分ニ負擔セシムルトキハ寺錢全部ノ十分ノ七即チ七分ヲ親分ニ上納シ残り三分ヲ自己ノ所得ト爲ス。

或親分ノ費場所内ニ於テ素人又ハ半稼師等カ相集リ寺錢ヲ徵セシテ賭博ヲ爲スハ元ヨリ親分ノ禁止スル處ニアラス此場合ニ半稼師カ密カニ寺錢ヲ徵スルコトアリ又素人カ場代飲食費ヲ作ランカ爲メ寺錢ヲ徵スルコトアルモ之レ亦親分ノ關知セサル處ナリ然レトモ素人半稼師等カ相集リ賭博ヲ爲セル際之レヲ知リ

タル親分又ハ其配下ノ渡世人ハ其賭場ニ到ルコトアリ其場合ニハ其益ノ寺錢ハ其親分又ハ渡世人ニ全部上納スルモノトス。

親分ヨリ費場所ノ分與ヲ受ケタル乾兒又ハ兄弟分カ其費場所内ニ於テ徵收シタル寺錢ハ全部其所得ト爲シ其内何程ヲ親分ニ上納スヘシト云フカ如キ規約ナキカ如ク只各自其寺錢ノ多少ニヨリ應分ノ上納ヲ爲スモノトス現今ニ於テハ通常一ヶ月ニ一回若クハ二回ツツ一度ニ十圓乃至三、四十圓位ヲ親分ニ送り賭場ノ開張思ハシカラサルトキハ全然送金セサルコトモアリ。

猶親分ハ通常年、一、二回、集會其他臨時ノ費用ヲ要スル際各費場所ヲ支配セル配下ニ對シ臨時御用金ノ上納ヲ命スルコトアリ其場合ニハ乾兒ノ位置身分ニヨリ多少異ルモ瀬戸、平野屋等ノ大家ニ於テハ一人ニ付キ百圓乃至二百圓ヲ上納スルモノニシテ親分ハ之レニヨリ一時ニ千圓乃至二千圓ノ費用ヲ作ルモ一回ノ集會ニ身内二百人ヲ集合飲食セシムルトキハ六七百圓乃至千圓ノ金ヲ要スト云フ又斯ル集會ノ際ニハ多ク賭博ヲ開張シ其寺錢ハ親分ノ所得トナリ時トシテハ其寺錢ノ額數百圓ニ達シ殆ント集會費用ヲ償ヒ得タルコトモアリシト云フ親分ハ又年、一、二回自己ノ全費場所ヲ巡視スルヲ普通トシ費場所ノ分與ヲ受ケタル乾兒、兄弟分ノ土地ニ至レハ一所ニ數日滞在シ其滞在期間其費場所ニ於テ徵集セラレタル寺錢ハ開張費用ヲ差引キ殘金全部ヲ親分ニ供呈スヘキモノトセラレ親分カ前記ノ如ク乾兒ヨリ上分ヲ取り或ハ乾兒舍弟分ヨリ上納金ヲ徵スルコトヲ稱シテ費ヲ取ルト云フ現今親分又ハ乾兒ノ徵收スル寺錢又ハ費ノ金額ハ元

ヨリ其正確ナルモノヲ知ルヲ得サルモ頗ル巨額ナルモノ、如ク大正七、八年頃ノ盛時ニ於テハ瀬戸一家ノ親分櫻井林藏及其跡目中島勇五郎ノ收入月一千圓乃至二千圓平野屋ノ大親分加藤吉松ノ如キハ一ヶ月三、四千圓、平野屋身内ノ大久保事佐藤徳次郎、或ハ稻葉地ノ親分富田鍋吉ノ如キ何レモ月、二、三千圓ニ達シ近時聊カ不況ナリト雖モ猶ホ其半額ヲ下ラスト云フ。

猶ホ特ニ注意スヘキ現象ハ瀬戸或ハ平野屋一家ノ如キ大ナル一家ニ於テハ入監者救済ノ目的ヲ以テ毎月一定ノ積立金ヲ爲セルコトナリ元ヨリ從來トテモ入監者ノ家族救済ハ親分又ハ兄弟分ニ於テ其都度醜金救恤シタルコトアルモ大正八年頃ヨリ積立金ト爲シ漸次其他ノ系統ニ於テモ之ニ模倣スルノ傾向アリ積立金ノ方法ハ例令ハ平野屋一家ニ於テハ毎月五日一家ノ費場所内ニ開張セル賭博ノ寺錢ヲ以テ之レニ充テ若シ當日寺錢ノ收入無キ費場所アルトキハ其費場所ノ支配者ヨリ一圓又ハ二圓(格式ニヨリ差等アリ)ヲ其者ノ乾兒ヨリ一人ニ付キ五十錢ツ、ヲ出サシメ月番二名之ヲ集金シタル上大親分加藤吉松ニ交付シ吉松ハ之ヲ預入レ保管シ身内ノ入監者ニ對シテハ其家族ニ費場所ノ支配者ナラハ毎月白米一俵(時ノ相場ニ從ヒ現金ニ換算シテ交付ス)及現金十圓ヲ其乾兒ナラハ毎月白米二斗及現金五圓ヲ救與スルコトトシ現今猶數千圓ノ積立アルカ如シ又瀬戸一家ニアリテハ費場所ノ支配者ヲ甲トシ毎月三圓ツ、費場所ヲ有セサル乾兒ヲ乙トシ毎月一圓五十錢ツ、徴收シ之ヲ積立テ先代親分櫻井林藏外一名(廣瀬助三郎)名義ヲ以テ多治見銀行瀬戸支店ニ預ケ入レ入監者ニ對シ各一定金額ヲ其身分ニ應シテ救與セリ以テ如何ニ彼等カ團結力ノ強固ナル

カヲ知ルニ足ルヘシ。

六 博徒ノ員數

本縣下ニ於ケル各系統ニ屬スル博徒即チ渡世人ノ員數ハ元ヨリ其正數ヲ知り難ク親分ノ所持セル人名帳ヲ調査スルニアラサレハ正確ナル算定ヲ爲ス能ハス且ツ近時ハ三下等所謂下級ノ乾兒ノ離合集散常ナラサルヲ以テ其數必スシモ一定セス今諸般ノ資料ニヨリ調査シタル概算數ヲ示セハ左ノ如シ。

平野屋	約三百數十名	木田	約五、六十名
稻葉地	約二百名	山崎	約十數名
本願寺	約五十名	北熊	約十名内外
丸鍵	約三十名	西尾	約三、四十名
三吉	約六十名	常滑	約四、五十名
瀬戸	約百七八十名(總數四百數十名ノ内本縣ノミノ數)	中畑	約二百名内外
信濃屋	約百名	原田	約八、九十名
淺野	約四、五十名	吉良	約四、五十名
		近藤	約四十名内外

五 明 約十名内外

以上合計約一千五百名ニ達ス遊食無頼ノ徒カ斯克多數相結合シテ犯罪團體ヲ組成セルハ誠ニ驚クヘキ事實ト云ハサルヘカラス。

右ノ數字ハ何レモ所謂一家ノ身内ヲ算定シタルモノニシテ其庇護ノ下ニアル半稼師ヲ含マス又右ノ内費場所ヲ有スル所謂比較的ニ良イ男ノ數ハ約三百名内外ナルヘキカ猶其員數ノ詳細ハ各家ノ項ニ詳述スヘシ。

七 博徒勢力ノ消長

本縣ニ於ケル主要ノ博徒系統ハ何レモ舊幕末ヨリ明治初年ノ發生ニ係リ其後時代ノ推移ニ隨ヒ時ニ其勢力ノ消長アリ、元ヨリ有力ナル親分乾兒ノ輩出スルト否トニ因リテ各家各々一進一退アルモ其詳細ハ各家沿革ノ項ニ譲リ今其盛衰ヲ總括的ニ觀察スルニ彼等ノ盛衰ヲ左右スルモノハ一ツハ司法警察取締ノ緩嚴、刑罰ノ輕重ト一ツハ社會經濟狀態ノ良否トニ因ル、之ヲ事實ニ徵スルニ舊幕末ニ發生シタル各一家ハ何レモ維新ノ變動ニヨリ一大動搖ヲ爲シ其勢力衰退シタリシカ其後約十年後次第ニ世ノ太平ト爲ルニ連レ彼等モ亦擡頭シ來リ明治十五、六年ノ頃ニ至リ頗ル盛況ニ達シ一般社會ニ賭博ノ流行ヲ來タシ其弊害漸ク激甚トナルヤ明治十六、七年頃時ノ警察當局ハ彼等ニ對シテ一大掃蕩ヲ試ミ其各家ノ主要親分乾兒ヲ逮捕處罰

スルコト頗ル嚴烈ニシテ至ル處彼等渡世人ヲ畏怖戰慄セシメ今日猶ホ明治十六、七年ノ警察大刈込ト稱シ彼等間知ルト知ラサルトヲ問ハス有名ナル話柄ト爲リ居レリ然レハ其當時相當ナル親分又ハ乾兒ハ或ハ捕ヘラレ或ハ遠ク他府縣ニ遁逃シ殆ント一時其跡ヲ絶テタルカノ觀アリシト云フ。

然ルニ其後年ヲ經ルニ隨ヒ離散セルモノハ歸來シ入獄者ハ放免セラレ隱密ノ間又々各家夫レ夫レ一致團結スルニ至リシカ爾後日清、日露ノ兩戰役ヲ經ル毎ニ次第ニ其勢力ヲ挽回増進シ明治四十年頃ニ至リ再ヒ其害毒激甚ナラントセシカ明治四十一年刑法法典ノ改正セララルヤ再ヒ彼等ノ恐怖時代ヲ現出シ司法處分ノ嚴罰ト警察官吏ノ戒告ト相俟テテ新刑法ナル語ハ彼等ノ耳ニ恐怖ノ響ヲ爲シ一時相當有名ナル親分乾兒ノ正業ニ就ク者相次クノ觀ヲ呈シ其他ノ者ト雖モ影ヲ潜ムルニ至リ何レモ表面正業ニ就ケルカ如ク裝ヘリ然レハ一家ノ親分モ其乾兒ヲ一時離散減少セシメ僅ニ家系ノ維持ニ努メ陰忍持久スル内次第ニ警察官署ノ取締ノ緩和セラレタルト裁判宣告刑ノ輕減トニ勢ヲ得加フルニ經濟界ハ歐洲戰役ノ爲メ異狀ノ活況ヲ呈シ本縣ニ於テモ機械業者、陶磁器業者、農家、其他諸工業、株式、米穀仲買人ヨリ下ツテ職工、日雇人夫ニ至ル迄各身分ニ應シ過分ノ金錢ヲ獲得スルニ至リシト都鄙ヲ通スル投機熱ノ勃興トハ彼等ノ或者ヲ驅ツテ盛ニ賭博場ニ出入セシムルニ至リ各費場所ノ賭場ハ俄然盛況ヲ來タシ博徒ノ收入亦激増スルニ連レ乾兒ノ數モ日ニ増加シ大正八、九年ノ頃ニ至リ殆ント其盛極ニ達シタルノ觀アリ名古屋市内二、三ノ有數賭場ノ如キ連日一人千金以上ノ得喪ヲ爲シ寺錢ノ額亦一夜ニ數百金ニ超エ爲メニ博徒ニシテ產ヲ起シタルモ

ノ多ク數萬圓ヲ貯ヘシモノ四、五ニシテ止マラス例令ハ櫻井林藏(瀬戸先代大親分)大久保事佐藤徳次郎ノ十數萬ノ資産ヲ作レルカ如キ以テ如何ニ其盛況ナルカヲ窺フニ足ルヘシ。

其後大正九年春經濟界變動ノ後ハ各賭場稍々衰退ノ色アリ最近ニ於テハ彼等ノ收入モ亦稍々減少シ一時ノ勢無シト雖モ猶未タ衰ヘタリト云フ能ハス以テ今日ニ及ヘリ。

八 博徒ノ殺伐性

古來ヨリ博徒ノ殺伐ナルコトハ其通有性ナルカ如キ觀アリ新刑法實施以來稍改マレルカ如キモ猶其習癖未タ牢固タルモノアリ特ニ瀬戸一家ヲ以テ其最タルモノトシ信濃屋、淺野、稻葉地等之ニ次キ一家ノ家憲嚴シク團結堅キモノ程殺伐ナル性癖ヲ有ス瀬戸一家ノ如キハ往々繩張ノ爭奪ニ暴力ヲ用ユルノミナラス取締警察官吏ニサヘ暴力ヲ加ヘ之ヲ威壓シ其取締ヲ緩和ナラシメントセリ之レニ反シ平野屋一家ノ如キハ家憲比較的嚴シカラス其主要ナル配下ハ互ニ利ニ走り義理人情菲薄ニシテ同時ニ殺伐性モ亦薄弱ナリ然レハ其作用モ亦陰性ニシテ警察官憲ニ對シテモ金錢響應ニヨリ之ヲ籠絡セント欲スルノ傾アリ以テ彼等社會ニハ殺伐性ニ陽性ナルモノト陰性ナルモノトノ二傾向アルヲ知ルヘシ。

今彼等ノ殺伐ナル性癖ノ發露トシテ最近發生セル主要ナル實例ヲ左ニ列記スヘシ。

- (一) 瀬戸一家ノ先代大親分櫻井林藏(本名多市)カ大正八年六月上旬其跡目ヲ乾兒中島勇五郎(本名勇次郎)

ニ讓リ隱居スルヤ林藏ノ一乾兒タリシ黒鐵事山本鐵五郎(本名鐵次郎、博徒ハ次郎三郎ノ如キ名ハ柔弱ナリトシ五郎ト改稱スルヲ常トス)ハ自己カ嘗テ瀬戸家ノ朝敵(宗家親分ニ反抗スルヲ朝敵ト呼ヘリ)タル伴野寅次郎トノ争ヒニ當リ同人方ニ斬リ込ミ寅次郎(通名寅五郎)不在ノ爲メ其乾兒チビ榮ヲ殺害シ(明治四十一年四月)有期徒刑十二年ニ處セラレタル勳功ヲ没却シ跡目ヲ勇五郎ニ讓リシヲ憤リ大正九年四月二十二日名古屋市安房町ニ於テヒ首ヲ振ツテ林藏ノ腹部ヲ刺シ重傷ヲ蒙ラシメタリ然モ其犯行後瀬戸一家ノ博徒等ハ鐵五郎カ先代大親分ニ刃ヲ加ヘタル所謂朝敵行爲ニ激怒シテ發見次第之ヲ殺害セントシ鐵五郎ノ所在ヲ探求スルコト頗ル急ナルヨリ鐵五郎ハ到底逃ル、ノ餘地ナキコトヲ感知シ犯行後數時間ヲ經テ巡查派出所ニ自首シ同年十一月二十九日當地方裁判所ニ於テ傷害罪トシテ懲役四年ニ處セラレタリ。

- (二) 名古屋監獄在監中ノ瀬戸一家ノ博徒十數名ハ右鐵五郎ノ朝敵行爲ヲ傳ヘ聞キ竊カニ之ヲ憤リ居リ大正九年十二月六日鐵五郎ノ刑確定シ其既決囚トシテ同監獄甲第三號工場ニ下ルヤ同工場内ニ作業シ居タル瀬戸一家ノ乾兒川島五郎事羽田俊ハ親分ノ敵トシ作業用鋏ヲ以テ鐵五郎ノ頭部ニ斬リ付ケ負傷セシメ大正十年二月九日名古屋區裁判所ニ於テ懲役十月ニ處セラレタリ。

- (三) 瀬戸一家ノ現大親分中島勇五郎(本名勇次郎)ハ瀬戸町内郷巡查派出所詰巡查西梅吉カ職務ノ執行嚴密ナルヨリ同巡查ノ私宅ヲ訪問シ賭博取締ノ寛大ナランコトヲ懇請シタルモ同巡查ハ之ニ應セス却テ之ヲ

署長ニ報告シ爲メニ勇五郎ハ説諭ヲ受クルニ至リシヨリ之ヲ憤リ其威力ヲ示シ同巡查ヲ威怖セシメ取締ヲ緩和セシメンコトヲ企圖シ乾兒早川孫三郎、小島孫八ニ諮リ孫三郎ノ乾兒宗太郎、孫八ノ乾兒福松ヲ教唆シ大正九年三月二十日午前二時頃喧嘩ニ事寄セ偽ツテ同巡查ノ保護ヲ求メ同巡查ヲ附近ニ連出シ棍棒ヲ以テ亂打シ負傷セシメタリ(名古屋地方裁判所ニ於テ懲役七年ニ處セラレ目下控訴中)

- (四) 大正九年三月上旬中島勇五郎舍弟分タル梅村要吉(本名二三)ガ中島郡一宮町ニ於ケル亡濱五郎(林藏舍弟分)ノ跡目ヲ相續シ濱五郎ニ屬シタル同町明神前ヨリ東北一帯ニ互ル瀬戸一家ノ費場所ヲ引受クルヤ同町明神前ヨリ西南部ヲ繩張トセル淺野一家ノ親分林八十一ノ諒解ヲ得同年三月十四日一宮町別府温泉(料理店)ノ二階ニ數十名ノ客ヲ招キ跡目披露ノ酒宴ヲ爲シ同時ニ其披露ノ賭博ヲ開張シタル處當日一宮署ニ密告スルモノアリテ該賭博ノ現行ヲ檢舉セラレ當時同町料理店豊琴ニ出張シ居タル中島勇五郎、櫻井林藏、梅村要吉ハ驚愕瀬戸町ニ引揚ケ謀議ノ末淺野一家カ一宮町ニ於ケル瀬戸ノ繩張ヲ覆ヘサンカ爲メ密告シタルモノナルヘント思惟シ其復仇ノ爲メ乾兒ヲ招集シ(遠クハ電報ニテ呼フ)之ヲ傳ヘ聞キタル淺野一家ニ於テモ乾兒ヲ招集シ萬一ニ備ヘ將ニ大事ニ至ラントセシモ稻葉地一家ノ大親分富田鍋吉、元・瀬戸一家ノ關東熊五郎事吉澤熊吉ノ仲裁ニヨリ四月上旬一宮町料理店丸一ニ會シ手打ヲ爲シ和解シタリ。

- (五) 其後梅村要吉ハ一宮町ニ來リ瀬戸一家ノ繩張ヲ守リ賭博ヲ開張シ居リシモ其賭博ハ檢舉セラルルコト

多ク次第ニ客足ヲ減スルニ至リシノミナラス檢舉ノ其身ニ迫リシヨリ同年十月中旬乾兒ヲ止メテ一先ツ一宮町ヲ退去シタリ之レ亦淺野一家カ陽ニ和解シナカラ陰ニ妨害ヲ爲スモノトシ恨ミ居リシカ夫レカ有ラヌカ同年十月二十四日午後十一時過林八十一カ單獨一宮町ノ街路ヲ通行中二人ノ覆面セル男ノ爲メ日本刀ヲ以テ斬付ケラレ左頭部ニ切創ヲ蒙リタル事實アリ之レ梅村一派ノ所爲ナリト推測セラル、モ林八十一カ事ヲ秘シ居リ警察官ノ知ル處トナリシハ一ヶ月餘ノ後ニシテ時期ヲ失シ遂ニ眞犯人ヲ檢舉スルニ至ラス。

- (六) 其後大正九年十二月三日午後十二時過瀬戸一家ノ乾兒酒井清一外三名ハ各々日本刀ヲ携ヘ淺野一家ノ親分林八十一方(一宮町)ニ亂入シ林八十一外數名ニ斬リ付ケ内二人ニ重傷ヲ蒙ラシメ清一等モ亦日本刀ヲ以テ斬リ付ケラレタル事實アリ目下當地方裁判所豫審終結シ公判繫屬中ナリ。

九 儀式作法

博徒間ニハ古來嚴格ナル儀式作法ヲ有セシモ近時一般ニ稍弛廢シタル傾向アリ唯瀬戸一家、信濃屋一家ノ如キ家憲嚴格ナルモノニアリテハ今猶之ヲ嚴守シ其能ク之ヲ守ルト否トハ博徒トシテノ輕重ニ關スル所アリトセラル而シテ其種儀式作法ノ嚴格ナル家系程一家ノ團結強ク義理人情ニ厚キヲ常トシ親分ノ威令亦最モ能ク行ハル。

今彼等カ最重要視スル儀式作法タル親分乾兒ノ盃、兄弟分ノ盃、跡目相續ノ儀式、旅人ノ作法等ニ就キ左ニ之ヲ記述スヘシ。

(一) 親分乾兒ノ盃

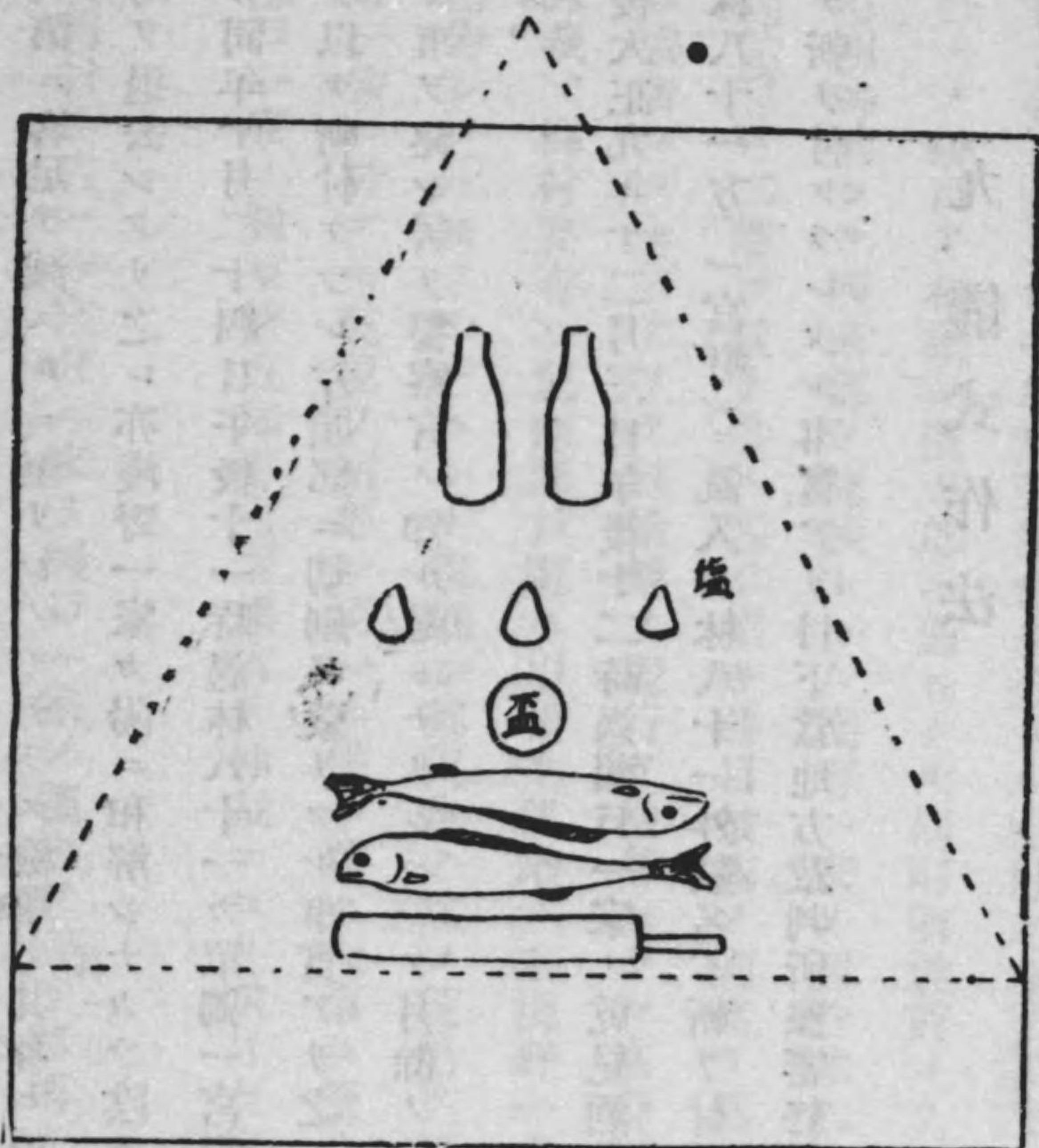
親分乾兒ノ盃ハ之レニヨリ父子ノ關係ヲ結ヒ一家身内タル身分ヲ取得スルモノナレハ最モ嚴格ナル作法

タリ此盃ハ親分乾兒タラントスル者及仲人ノ三者ニヨリ之ヲ行フモノニシテ之ニ使用スヘキ器具ハ

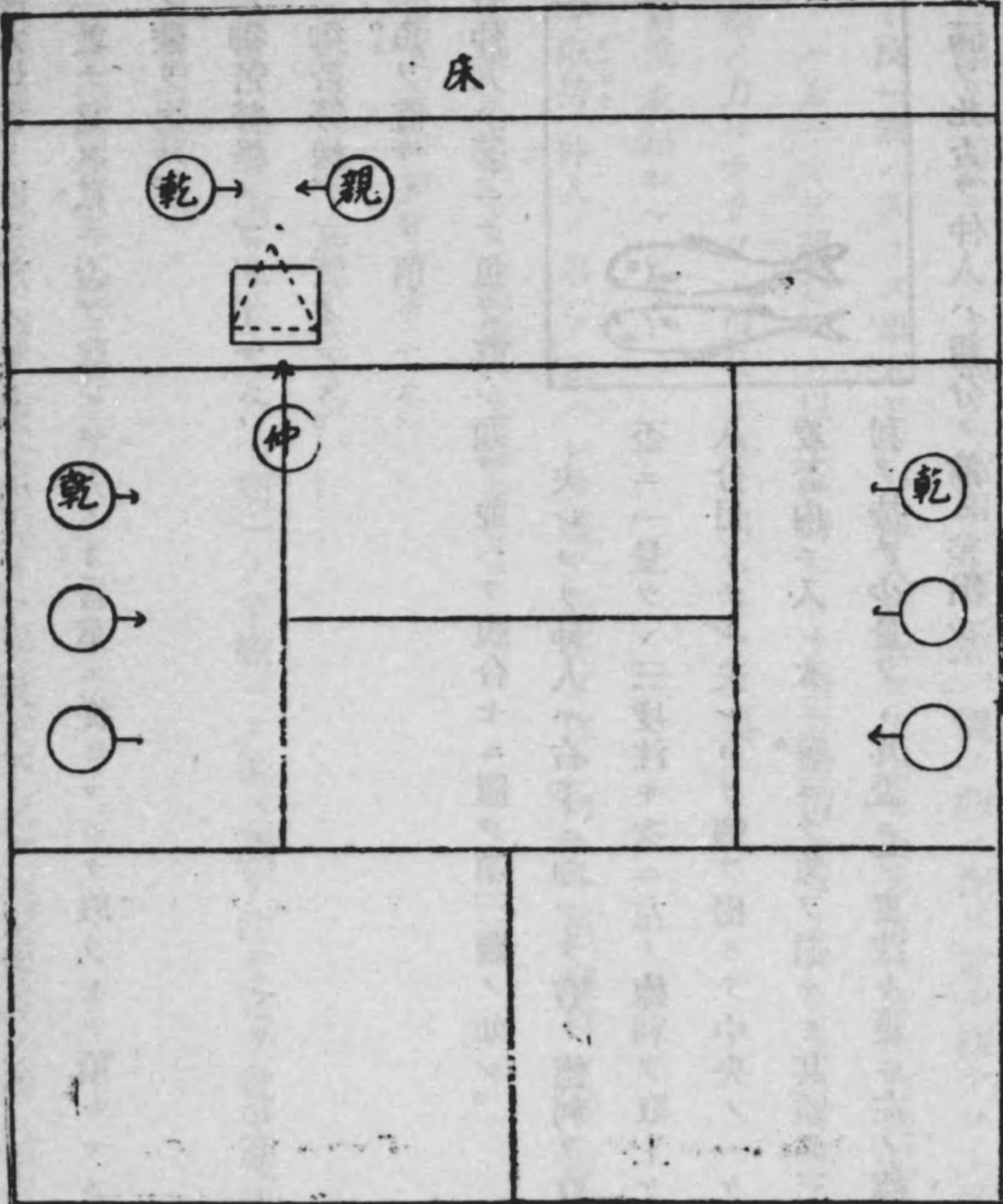
- 德利 一對
- 盃 一個
- 三寶 一ツ

ナリ德利ハ如何ナル形ノモノニテモ可ナルカ多クハ不吉ナラサル對模様ノモノ一對ヲ用キ特ニ缺ケタル處アルモノヲ忌ム盃モ亦其形ヲ問ハサルモ缺ケタルヲ忌ム三寶(大小ヲ問ハス)ノ上ニハ

第一圖



第二圖



三角ニ折リタル奉書ヲ載セ其上ニ冷酒ヲ入レタル德利一對ヲ並ヘ前ニ鹽ヲ三ヶ所ニ盛り其前ニ盃ヲ置キ盃ノ前ニ魚二尾ヲ置ク其頭ハ互ニ反對ノ位置ニ脊合ト爲ス此魚ハ通常鯉鮒等ニシテ腹ノ切レサル生魚ヲ用フ

魚ノ前ニハ箸紙ニ差シタル箸一對ヲ置ク之ヲ圖解スレハ第一圖ノ如シ。

盃ノ際著席ノ模様ハ床ノ前ノ一疊ノ疊ノ内ニ親分ヲ右トシ乾兒ヲ左トシ(床ニ向ツテ)互ニ相向ヒテ座シ其前ニ前記三寶ヲ置ク仲人著座シ一家ノ乾兒舍弟分等居合セタル者共ニ列席ニ著席ノ模様ハ第二圖ノ如シ。

右ノ如ク著席シタルトキハ儀式ヲ始ム其順序、口上、方

式最モ大切ナリ即チ左ノ如シ。

仲人「數ナラヌ私ニ盃ヲ取レヨトノ言葉ニ從ヒマシテ取ラセテ頂キマス盃ノ順序カ間違ヒマシタラオ許ヲ蒙リマス。」

親分「御苦勞様デゴザイマス。」

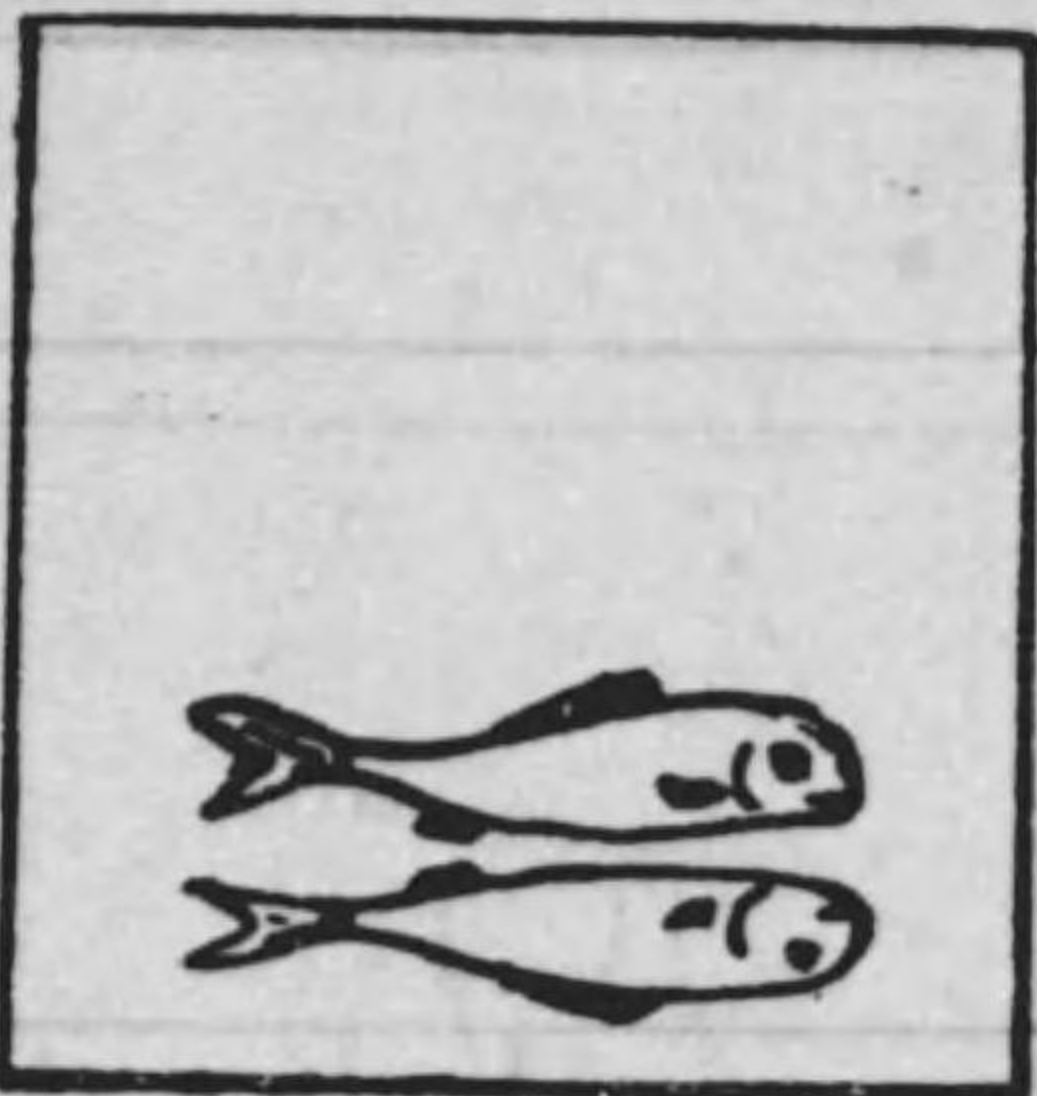
列席「御苦勞様デゴザイマス。」

乾兒「魚ヲ直サセテ頂キマス。」

仲人「魚ヲ直サセテ頂キマス。」

此時仲人ハ箸ニテ魚ヲ直シ頭ヲ並ヘテ腹合セニ置ク第三圖ノ如シ。

第三圖



夫レヨリ仲人ハ右手ニ向ツテ右ノ德利ヲ取上ケ右手ノ甲ニ左手ノ指ヲ添ヘ

盃ニ一量ツ、三度注キ次ニ左ノ德利ヲ取上ケ盃ニ又三度注ク之レニテ盃ニ酒八分目トナル夫レヨリ鹽ヲ撮ミテ中央ノ一ヶ所ニ盛り又箸ニテ此鹽ヲ撮ミ三度盃内ニ入レ次ニ箸ニテ魚ヲ撮マミ其頭ヲ三度盃ノ酒ニ浸シ又右手ニテ右德利ヲ持チ少量ツ、其盃ニ三度注キ更ニ左ノ德利ヲ持チ盃ニ三度注ク之レニテ

酒盃ニ滿ツ此盃ヲ仲人ハ親分ノ前ニ差出シ。

仲人ハ乾兒タルヘキ盃ヲ貰フ者ニ向ヒ「此盃ヲ脊負ツタ以上ハ一家ニ忠義、親(親分ノ事)ニ孝ニ假令妻

子カ食ハズニ居レバトテ一家ノ爲メ親ノ爲メニ一命ヲ捨テ、モ盡サネバナラヌ

第一ニ禁ズルコトハ二足ノ草鞋ヲ履クナ(親分ヲ二人持ツナノ意)

第二ニ間男スルナ

第三驅リ、盗ミ、カケ乗リ(横領ノ事)等、親ノ顔ニ泥ヲ塗ル様ナコトヲスルナ

若シ萬一氣ニ入ラヌ事ガアレバ仲人ニ云ツテ出セ盃ヲ水ニスルナリドウナリトモシテヤル、縁ト云フ

モノハ盃一ツデ組合ツタ以上ハ時ニヨリ命ノ貸借モセネバナラヌガ吾々ノ稼業デアル恩義ヲ忘レズシ

テ親ノ力ニナリツ、自分モ良イ男ニナツテ與レ

乾兒候補者「承知シマシタ

親分「今取持(仲人ノ事)ノ云ハレタ通り此盃ヲ以テ何々一家(瀬戸一家)何々(林藏)ノ若イ者ト云フコトヲ

名乗ラセルカラ間違ハヌ様ニセヨ

乾兒候補者「承知シマシタ

此時親分盃ノ酒ヲ皆飲ミ干ス。

次ニ仲人ハ初メ酒ヲ注キタルト同一ノ手順ニテ盃ニ酒ヲ注キ之ヲ乾兒候補者ニ差出シ。

乾兒候補者「頂戴シマス

此時乾兒候補者盃ノ酒ヲ飲ミ干ス。

次ニ同様順序ニテ盃ニ酒ヲ注キ仲人カ之ヲ飲ミ干シタル上其盃ヲ新シキ奉書紙ニ包ミ仲人ヨリ之ヲ乾兒

候補者ニ與へ之レニテ候補者ハ名實共ニ乾兒ノ資格ヲ獲得ス。

猶三寶ニ殘リシ魚ト箸ニハ德利ノ殘酒ヲ全部注キ掛ケ之ヲ奉書ニ包ミ瀬戸一家ニテハ之ヲ生氣アル樹ノ根ニ埋メ平野屋等ニテハ家ノ大黒柱ノ根元ニ埋ム乾兒ノ内義理堅キモノハ斯クシテ貫ヒタル盃ヲ神棚ニ上ケ保存スト云フ。

而シテ後日何等カノ事情ニヨリ盃ヲ返ス場合ニハ此盃ニ水ヲ入レ仲人立會ノ上親分ニ返却スルモノナリト云フモ其儀式ヲ目撃シタル者無ク之ヲ知ルコトヲ得サリキ。

猶仲人タル資格ハ當該親分ノ一家内ノ者ニテモ他家ノ者ニテモ宜シク只相當顔ノ賣レタル者其任ニ當ルモノトス。

(二) 兄弟分ノ盃

兄弟分ノ盃ニ於テモ其器具、席次、手順等全部親分乾分ノ盃ト同一ナルカ只異ル點ハ

(イ) 五分ノ兄弟分ノ時ニハ稍大ナル盃ヲ用ヒ其盃ヲ乾兒ノ場合ノ如ク親子別々ニ與ヘルカ如キコト無ク初メ注キタル盃ヲ兩名ノ中央ニ置キ紙ニテ樋二ツヲ作り其樋ヨリ二人同時ニ盃ノ酒ヲ飲ム(先ニ盃ヲ差セハ其者上位トナルナリ)盃ハ仲人之ヲ預ル。

(ロ) 四分六ノ兄弟分ハ親分乾兒ノ場合ト全ク同シク只盃ニ酒ヲ注ク場合ニ兄弟分ニハ一杯注キ弟分ニハ盃ニ六分目ニ注クモノトス。

(ハ) 七三ノ兄弟分ハ兄弟分ハ盃ニ一杯注キ弟分ニハ七分目注ク。

(ニ) 二分八ノ兄弟分ノ時ニハ兄弟分ハ盃ニ一杯弟分ハ八分目注クモノトス。

猶右各場合ニ於ケル仲人及兄、弟ノ口上ハ親分乾兒ノ盃トハ多少異ルモ煩ヲ避ケテ之ヲ省略ス。

(三) 喧嘩仲直リノ盃

喧嘩仲直リノ盃モ彼等社會ノ重要事ニシテ其儀式ハ何レノ家系タルヲ問ハス今日猶嚴格ニ實行セラル、此場合ニハ盃ヲ二個並へ用ヒ鹽ハ二ヶ所ニ盛り其他ハ親分乾兒ノ場合ト同シ但シ盃ノ席ニハ當事者兩人ノ中間ニ屏風ヲ引キ廻ハシテ互ニ相手ノ顔ノ見エサル様ニ爲ス儀式初マレハ

仲人「シガナイ私ニ盃ヲ取レヨト」オ言葉ニ從ヒ取ラセテ頂キマス盃ノ順序カ間違ヒマシタラオ許ヲ蒙リマス付キマシテハ仲直リハ仲直リニ對シテ頂キマセウカ兩手打ニ致シテ頂キマセウカ片手打ニ致シテ頂キマセウカオ伺ヒ致シマス。

列席者好ム處ニ從ヒ例令ハ「兩手打」ニ願ヒマス。

此時兩人間ノ屏風ヲ取除キ兩人初メテ顔ヲ見合ス。

仲人「魚ヲ直サセテ頂キマス。

此時魚ヲ腹合セニ直スコト乾兒ノ盃ト同シ。

次ニ仲人ハ右ノ德利ヲ取り上ケ左ノ盃へ三度注キ。

次ニ左ノ德利ヲ取リ上ケ右ノ盃へ三度注キ鹽ヲ一ツニシテ各盃ノ中ニ少シツ、入レ魚ノ頭ヲ各盃ノ酒ニ浸スコト乾兒ノ盃ニ同シ。

次ニ右手ニテ左ノ盃ヲ左手ニ右ノ盃ヲ取上ケ同時ニ右手ノ盃ヲ右側(向ツテ)ノ男ニ差シ左手ノ盃ヲ左側ノ男ニ差ス兩人ハ各其盃ヲ同時ニ飲ム。

次ニ二ツノ盃ニ同一順序ニテ半量ツ、酒ヲ注キ其酒ヲ一ツノ盃ニ明ケタル上
仲人「私カ預カセテ頂キマス。

此時仲人盃ノ酒ヲ飲ミ干ス。

次ニ仲人ハ箸ヲ二ツニ折リ(木(氣)ヲ折ルト云フ)三寶ノ上ニ置キ德利ノ殘酒ヲ箸、魚等ニ注キ仲人初メ列席者一同其酒ニ兩手ヲ浸シ一同手ヲ三度打ツ。

一回「オ目出度ウゴザイマス。

之レニテ終リ盃ハ仲人カ預リ魚ト箸トハ奉書ニ包ミ之ヲ川ニ流ス之ヲ水ニ流スト云フ。

喧嘩ノ盃ハ盃ノ順序最モ大切ニシテ右ノ德利ノ酒ヲ左ノ盃ニ注キ其盃ヲ右側ニ座セシ者ニ差スコトニヨリ上、下ノ差別ヲ打消スモノナレハ其順序ヲ誤ルトキハ一方ハ敗北ノ形トナルヲ以テ其盃ヲ飲マス大喧嘩ノ始マルコトアリ乃チ仲人ノ苦心スル處ナリ總テ彼等社會ニテハ右ヲ以テ尊シトセリ。
猶仲直リノ仕方ニ兩手打ト片手打ト仲直リノ三種アリ兩手打トハ兩手ヲ叩キテ仲直リヲ爲スヲ云ヒ片手

打トハ片手ノ親指ト人示指ヲ打合セ手打ノ眞似ヲ爲ス(音響ヲ發スルヲ避クル爲メ)ヲ云ヒ單ニ仲直リト云フハ其何レヲモ爲ササルヲ云フ何レモ仲直ノ效力ニハ差等ナシ。

(四) 跡目相續ノ儀式

跡目相續ノ儀式モ親分ヨリ仲人ノ取持ニテ跡目相續者ニ盃ヲ與フルモノナリ其盃ノ手順方法ハ親分乾兒ノ盃ト同一ニシテ只口上ヲ異ニスルノミ而シテ跡目相續ノ仲人ハ其一家内ノモノニシテ先代親分ト五分ノ兄弟ノ格式アルモノヲ以テ之ニ當ツ例令ハ大正八年六月上旬瀬戸一家ノ先代大親分櫻井林藏カ其跡目ヲ現親分中島勇五郎ニ讓リタル際ニハ林藏ト五分ノ兄弟分ナル關東熊五郎事吉澤熊吉(林藏ノ先々代金之助ノ世話内)仲人ヲ爲シタルカ如シ。

而シテ其口上ハ仲人カ親分ニ盃ヲ差シタル後跡目ト爲ルモノニ對シ。

仲人「今日ヲ以テ瀬戸一家ノ跡目ヲオ前ニ讓ル一家ノ責任ヲ脊ナニ著テ一家ヲ隆盛ニシ先祖ノ名ヲ辱カシムルナ。

歴屆「今此跡目ヲオ前ニ讓ル俺ニ勝リシ立派ナ男ニナレ。

跡目「カシコマリマシタ。

此時親分盃ヲ飲ミ干シ仲人ニ返シ仲人ハ更ニ跡目ニ差シ最後ニ仲人カ飲ムコト乾兒ノ盃ト同シ而シテ仲人ハ一統ノ身内ニ向ヒ「皆聞ク通り誰々(勇五郎)ニ瀬戸ノ跡目ヲ讓リシ以上ハ飽迄此人ノ爲メ力ニナ

リ互ニ男ニナレヨ。

身内一團「オ目出度ウゴザイマス。」

夫レヨリ親分ハ跡目ノ印トシテ夫レ夫レ各家ノ印ノ品(寶物?)及費場所ノ繪圖面、家ノ系圖(此中ニハ主タル乾兒、兄弟分關係モ記載シアリト云フ)ヲ跡目ノ者ニ與ヘ茲ニ式ヲ終ル。

跡目ノ印ノ品ハ元ヨリ家ニヨリ異ルモノナルカ例令ハ瀬戸一家ノ宗家林藏カ讓リシハ粟田口某ノ短刀一、銘不詳鎗一、薙刀一、ナリシト云フ又瀬戸一家ノ元老關東熊五郎(吉澤熊吉)カ其跡目小川七五郎ニ讓リシハ無銘ノ刀ナリシト云フ準瀬戸家タル(元加納一家ニシテ今瀬戸一家ヲ名乗ル)岐阜ノ廣瀬助三郎カ小島末吉ノ取持チニヨリ大正五年中其跡目ヲ目玉ノ幸次事勝山幸次郎ニ讓リシトキハ彦四郎貞宗ノ脇差一、銘不詳薙刀一ナリシト猶此時ハ一家ノ身内ヲ同市ノ料理店鶴飼ニ集メ儀式ヲ舉行シタル由ナリ。

(五) 旅人ノ作法

渡世人カ兇狀持(犯罪ヲ犯シタルコト)又ハ保釋破リ(保釋中逃走スルコト)缺席ヲ負ヒ(缺席判決ヲ受ケ居ルコト)土地ヲ賣リ(費場所ノ土地ヲ退去スルコト)他國又ハ他身内ノ費場所内ニ遁逃スル場合或ハ其他ノ事情ニテ旅ニ出テ他身内ヲ倚リ歩クコトアリ之ヲ稱シテ旅人ト云ヒ其者カ或身内ノ乾兒ニテ多少名アルモノカ又ハ旅人ノ作法ニ精通シ之ヲ嚴守スルトキハ頗ル優待ヲ受ケ之ニ反シ名モ無キ乾兒カ又ハ相當ノ者ニテモ其作法ヲ辨エサルトキハ僅少ノ小遣錢ヲ與ヘテ追拂ハル、モノナリ然レハ此作法ハ彼等ニ執リテ頗

ル重要ナル事柄ニ屬ス。

(イ) 旅人ノ服裝

衣服ハ何ニテモ宜シキモ必ス角帯ヲ締メ前掛ヲ附ケ羽織ヲ着シ脚絆ヲ着クヘキモノトス。角帯ハ今日猶必ス之ヲ用キ多ク博多帶ナリト前掛ハ旅人前垂ト稱スル特殊ノモノニテ表モ裏モ紺メクニシテ中央ニ縫目アリ、喧嘩ノ時ニハ美濃紙ヲ水ニ濡ラシテ頭ニ載セ此前掛ヲ疊ミテ其上ニ載セ前掛ノ紐ニテ縛ルノ用ヲ爲スト云フ。

羽織ハ何ニテモ宜シク紐ハ丸ノ長キモノヲ用キテ旅人結ビト云フ特殊ノ極メテ解ケ易キ結ヒ方ト爲ス。脚絆ハ往時ハ淺黄ノ山タケ脚絆ニ限ラレタル由ナルモ現今ハ白ニテモ宜シ然シ旅人ハ足仕度ヲ嚴シク云ヒ脚絆ハ必ス之ヲ用ユヘキモノトス。

猶往時ハ三度笠ニ胡蘆ヲ用ヒシモ現今ハ洋傘ヲ携フ。

足袋ハ通常白ヲ用キ往時ハ必ス切レ緒ノ草鞋ヲ用ヒシモ今ハ通常ノ草鞋ヲ用ユ。

猶肌ニハ晒六尺ノ犢鼻褌ヲ締メ晒一反(實ハ一丈内外)ヲ以テ腹卷ト爲ス。

之等ノ服裝ハ現今ハ道中常ニ斯クスルニアラスシテ訪問セントスル家ノ附近ニテ通常此服裝ニ改ムルコト多シト云フ。

(ロ) 携帶品

匕首 一口

添書 一封(若シ親分ヨリ貰へハ)

手拭 一筋

手拭ハ模様アルモノヲ用キ如何ナルモノニテモ宜シキカ新シキ紙、莢ニ入レシモノヲ用ユ。猶美濃紙半紙一、二帖ヲ所持スルヲ常トス。之等ノ品ハ何レモ懐ニ入レ置ク。

(ハ) 初對面ノ挨拶竝ニ作法

先ツ訪ネントスル家ノ表戸口ヲ五寸許リ開キテ戸口外ニ立チ裾ヲ下ロシ身姿ヲ繕ヒ。

旅人「御門表ニテ大聲ヲ發シオ許ヲ蒙リマス御當所貸元某親分サンノオ宅ハコチラサンデゴザイマスカ。其家ノ乾兒「御意ニ御ザイマスオ這入リナサイマセ。

旅人「ドウ仕リマシテ手前旅修行中ノ若者デゴザイマス之レニテオ引合セヲ願ヒ致シマス。乾兒「夫レニテハオ引合セニハナリマセヌサアドウゾオ這入ナサイマセ。

旅人「ドウ仕リマシテ之レニテオ引合ヲ願ヒマス。此通り互ニ三度押問答ヲ爲シタル上

旅人「再三ノオ言葉ニ從ヒマシテ數内御免蒙リマス猶荷物持參仕リマスオ許ヲ蒙リマス。

此時羽織ノ紐ヲ解ク(一家ノ親分ナラハ紐ヲ解クニ及ハス)

次テ入口ノ戸ヲ全部開キ左足ヨリ這入り四歩進ミシ上少シク下リ兩手ヲ自己ノ膝ニ着ク但シ親指ヲ中ニ入レ隠ス親ヲ隠スノ意ナリト(土工ノ挨拶ニハ親指ヲ出ス)

旅人「之レニテオ引合ヲ願ヒマス。

乾兒「上ニ手ヲ着キ

乾兒「サアオ着キ(著座ノ意)ナサイマシ。

旅人「ドウ仕リマシテ之レニテオ引合ヲ願ヒマス。

又此通り互ニ三度押問答ス。

旅人「再三ノオ言葉ニ從ヒマシテ御免蒙リマス。

此時左手ヲ玄關上リ端ノ墨又ハ縁板ニ着ク。

乾兒「サア深ク。

此時右手ヲ同シク墨又ハ縁板ニ着ク通常右手ノ上へ左手ヲ載セ組合スコト多シ。

此時其家ノ親分出テ墨ニ手ヲ着ク若シ親分不在ノ節ハ姉御又ハ兄分ノ乾兒出ツ。

親分「サアオ開キナサイマシタラオ控ヘナサイマシ(控ヘヨトハ先ツ自分カラ挨拶スルユエ控ヘテ呉レヨトノ意ナリ)

旅人「ドウ仕リマシテ今ハ未熟ノ輩^{ヤツガレ}テ御座イマス。

親分「手前トテモ未熟ノ者^{モノ}ゴザイマスオ控ヘナサイマセ。

此時三度押問答ニ三度目ニハ必ス家人カ控ヘルヲ禮トスルモ猶控ヘサルトキハ

旅人「左様ニ仰セ下サリマシテハ仁義ニナリマセヌ。

是非トモオ控ヘヲ願ヒマス。

親分「逆位カハ存シマセヌガ再三ノ言葉ニ從ヒマシテ控ヘサセテ頂キマス、後ニ至ツテ言葉ノ前後相違

アリマシタラオ許ヲ蒙リマス。

旅人「早速オ控ヘアツテ有ガタウゴザイマス。

御當所ハ貸元サンデ御免蒙リマス。

・(若シ妻ラシキ人カ居レハ)姉サンデ御免蒙リマス。

(若シ妻カ居ラサレハ)陰ナガラ姉サンデ御免蒙リマス。

(乾兒カ其席ニ居レハ)オ若イ衆サンデ御免蒙リマス。

(乾兒居ラサレハ)陰ナガラオ若イ衆サンデ御免蒙リマス。

向ヒマシテ上様トハ今日初メテオ目通り叶ヒマス從ヒマシテ輩^{ヤツガレ}生國ハ三州ニゴザンス、國ヲ越シマ

シテ渡世ニ就キマシテハ瀬戸一家ニ御座ンス、縁以テ親分尾州ニゴザンス、中間街道(瀬戸ヨリ岐阜

縣^{ケン}猿爪ニ通スル街道ノ名ハ通り筋草深キ瀬戸町ニ推參仕ル歿シタル金之助四代ノ跡目相續仕ル勇

五郎若イ者ニゴザリマス姓名發シマスルオ許ヲ蒙リマス何某ト印^{イン}(姓ヲ云ハス名ノミ)シマス。

殺伐ナル手前ニゴザイマス今日向オ見知り置カレマシテ行末萬事御引立ノ程ヲオ願ヒ奉リマス。

親分「ゴ念ノ入ツタオ言葉ニ申シ後レテ御免蒙リマス猶高座デ御免蒙リマス(羽織ヲ着用セサルトキハ斯

様ナ無様テ御免蒙リマス)ト附加ス仰ノ通り上様トハ初メマシテ御意叶ヒマス。

從ヒマシテ輩^{ヤツガレ}生國ハ濃州ニ御座ンス御意ニ取リマシテハ池野一家ニ御座ンス縁以テ親分同國ニゴ

ザンス金華山東ノ風ヲ以テ吹キ降ロス岐阜ノ城下ニテ推參仕ル國次郎若イ者ニ御座イマシテ姓名某

ト發シマシテ御視見ノ通りシガナイ者ニゴザンス今日向オ見知り置カレマシテ御同様御引立ノ程ヲ

願ヒマス。

サアオ上ケ(手ヲ上ケルノ意)ナサイマシ。

サアオ掛ケナサイマシ。

旅人「甚ダ恐縮ノ次第テゴザンスガ夜前ハ御當家一家ハ大垣ノ貸元近藤民次郎親分ノ御宅ニ日高デハアリ

マシタカ推參仕リ早速貸元サンオ姉サンオ目通り叶ヒ辭退致シマシタナレドモ、タツテトノオ勸メ

ニ預リ一宿、一飯ノ御交際ニ與リ猶今朝程出立ノ際ニハオ小遣ヲ頂キ猶先キノ手土産道々ノ御

順達ニ預リ夫レヨリ關町ハ瀬戸一家籠屋宗五郎跡目ヲ相續致サレタル赤塚幸太郎親分ノオ宅ニ推參